

## 平成18年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月8日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開会(午前9時05分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第49号～議案第52号の一括上程、説明	6
○議案第49号の質疑、討論、採決	6
○議案第50号の質疑、討論、採決	9
○議案第51号の質疑、討論、採決	12
○議案第52号の質疑、討論、採決	13
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第55号、議案第56号の一括上程、説明	25
○議案第55号の質疑、討論、採決	25
○議案第56号の質疑、討論、採決	27
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙	51

○次会日程の報告 .....	5 1
○散会の宣告 .....	5 2
散    会    （午後 1 時 5 2 分） .....	5 2

第 8 日 12月15日（金曜日）

○議事日程 .....	5 3
○出席議員 .....	5 3
○欠席議員 .....	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	5 4
○職務のため出席した者の職氏名 .....	5 4
開    議    （午前 1 0 時 1 5 分） .....	5 5
○開議の宣告 .....	5 5
○一般質問 .....	5 5
小 林 正 明 君 .....	5 5
川 島 悦 男 君 .....	6 4
○日程の追加 .....	7 1
○委員長報告 .....	7 2
○委員長報告 .....	7 3
○委員長報告 .....	7 8
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 5
○日程の追加 .....	1 1 4
○会議時間の延長 .....	1 1 4
○発言の訂正 .....	1 2 2
○議員派遣の件 .....	1 2 3
○閉会中の継続調査の申し出 .....	1 2 3
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 2 3
○町長あいさつ .....	1 2 4
○閉会の宣告 .....	1 2 5
閉    会    （午後 5 時 4 0 分） .....	1 2 6

平成18年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年12月5日

千代田町長 襟川幸雄

1. 日 時 平成18年12月8日(金) 午前9時
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 5 名 )

1 番	福	田	正	司	君	2 番	小	林	正	明	君
3 番	柿	沼	英	己	君	4 番	富	岡	芳	男	君
5 番	細	田	芳	雄	君	6 番	黒	澤	兵	司	君
7 番	今	井	和	雄	君	8 番	野	村	年	男	君
9 番	大	谷	直	之	君	1 1 番	小	林	榮	一	君
1 2 番	青	木	國	生	君	1 3 番	野	中	角	次	君
1 4 番	坂	本	金	光	君	1 5 番	川	島	悦	男	君
1 6 番	小	沢	惣	一	君						

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成18年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年12月8日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第49号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について  
日程第 4 議案第50号 邑楽館林医療事務組合理約の変更に関する協議について  
日程第 5 議案第51号 館林衛生施設組合理約の変更に関する協議について  
日程第 6 議案第52号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について  
日程第 7 議案第53号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について  
日程第 8 議案第54号 千代田町税条例の一部を改正する条例  
日程第 9 議案第55号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第56号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）  
日程第12 議案第58号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第13 議案第59号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第3号）  
日程第14 議案第60号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第15 議案第61号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第16 発議第 5号 飲酒運転撲滅に関する決議（案）について  
日程第17 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

1番	福田正司君	2番	小林正明君
3番	柿沼英己君	4番	富岡芳男君
5番	細田芳雄君	6番	黒澤兵司君
7番	今井和雄君	8番	野村年男君
9番	大谷直之君	11番	小林榮一君
12番	青木國生君	13番	野中角次君

14番 坂本金光君 15番 川島悦男君  
16番 小沢惣一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	襟川幸雄君
助役	高木敬司君
教育長	大澤洋生君
総務課長	栗原則雄君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民課長	高橋充幸君
福祉課長	吉永勉君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林節君
都市整備課長	野村耕一郎君
水道課長	君島悦男君
教育委員会 事務局長	塩田稔君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	田島重廣
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時05分)

○開会の宣告

○議長(小沢惣一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長(小沢惣一君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の協議5件、条例の改正3件、補正予算5件、発議1件、選挙1件であります。

請願等については、文書表のとおり、福祉環境常任委員会に1件並びに経済建設常任委員会に1件付託いたしました。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成18年度9月分が監査委員よりなされていますので、報告いたします。

また、去る9月議会においてご承認いただいた議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣結果報告書のとおり2件の派遣を行いましたので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(小沢惣一君) これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

9番 大谷直之君

12番 青木國生君

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長(小沢惣一君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの8日間と決定いたしました。

---

#### ○議案第49号～議案第52号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

日程第3、議案第49号から日程第6、議案第52号までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第49号 館林地区消防組規約の変更に関する協議について、日程第4、議案第50号 邑楽館林医療事務組規約の変更に関する協議について、日程第5、議案第51号 館林衛生施設組規約の変更に関する協議について、日程第6、議案第52号 館林邑楽農業共済事務組規約の変更に関する協議について、以上4件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号 館林地区消防組規約の変更に関する協議について、議案第50号 邑楽館林医療事務組規約の変更に関する協議について、議案第51号 館林衛生施設組規約の変更に関する協議について、議案第52号 館林邑楽農業共済事務組規約の変更に関する協議について、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布されましたことにより、組規約におきましても改正を行う必要が生じたので、規約制度並びに収入役制度の見直し等の処置を講ずるものでございまして、規約中「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に改めるものでございます。

なお、この規約は平成19年4月1日から施行するものですが、収入役を会計管理者に改める規定は、館林市収入役が在職しなくなった日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

---

#### ○議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより議案第49号から議案第52号までの案件に

ついて、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第49号 館林地区消防組法規約の変更に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第49号、そして52号までですか、関連ということで一括議題であります。その内容についてはほとんど同じでありますので、みんなまとめて質問するという感じになるかどうかと思いますけれども、よろしくお願ひします。

まず、私が質問したいことは、要は一部事務組合の規約が先に議決をされると。そして、その後に千代田町の条例が議決をされる可能性が出てくる。その辺が議決ではないのだというのが今のところの説明のようなのですが、施行規則といいますか、そういったもので運用を変えて千代田町の収入役を、いわゆる会計管理者という形に持っていくという筋道が見えているわけでありましてけれども、問題は一部事務組合というのは、いわゆるそれぞれの地方公共団体が一部事務組合として共同をすることによって有利なように、その共同をするということで成り立っているわけでありまして。ですから、各町村の事情、これが優先をして、その中でそれぞれに共同をしていくということになろうと思うのです。ところが、実際にはこの組法規約を先に決めてしまって、千代田町のそれぞれの市町村ですか、そこでもそれに倣って施行細則でそれを変えてしまうと、こういうようなことが今やられようとしているわけです。これは、議案第53号につきましても同じようなことなので、これについては後から質問しますけれども、要はそういった民主主義的な議会ルール、これを根底から覆す、そういうやり方といいますか、これが私は非常に懸念をするというか、疑問を持つということでありまして。従いまして、千代田町がどういう事情でこれを変えていくのか。こういうふうに関約を変えるという、この内容だけ、館林地区消防組合の規約あるいは医療事務組合の規約を変えるだけというよりも、千代田町に對しましてどういう影響が出てくるかと。この点の検討といいますか、これがなされてきたのかどうかということをお聞きをしたい。

なぜかといいますと、千代田町は既に収入役を置かない条例をつくってしまったのですよね。この辺が、収入役を置かないというのが今度は自治法で改正をされて、会計管理者にするのだというふうになるわけですね。そうしますと、千代田町は収入役を置かないで、それで会計管理者を、今度は新しく選任しなければならないということですね。この辺が、いわゆる給料とか実務とか、そういったものがどのようになるのか。要は、今助役が兼務で収入役をやっているということでありましてけれども、これが新たに収入役はなくなったけれども、会計監査が別の人になる。役割が、今まで減らすことによって合理化されたというふうに一応は言われてきたわけでありましてけれども、今度は何かそれが逆に不合理になってくるのではないかと。このように私は考えますので、その点どのような検討の上で提案をするということになっているのか、お聞かせを願ひたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） お答えします。

川島議員の質問ですけれども、これ千代田町の関係ではなくて一部事務組合の規約の改正でございます。そして、なぜ千代田町より先に議会の議決を、協議をするかということでございますが、これは自治法で一部事務組合の規約の変更、改正等につきましては、一応群馬県知事の許可を得なくてはならないということで、今回4組合につきまして、一応12月の定例議会に提案していただくというようなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

〔「そういうのって理解しているんか、じゃ」と言う人あり〕

○総務課長（栗原則雄君） では、改めましてお答えしますけれども、この規約の改正につきましては、町の条例改正とは全く関係なく、組合の規約の改正でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ですから、私が聞いているのは、なぜ群馬県知事のそのあれだからといても、しかも平成19年4月1日にやるのですよ、これ施行されるのですよ、今やるからといたって。でしょう。何で12月にやらなければならないのですか。3月にやったっていいではないですか。そのところが、おくれてどうなるのだということです。知事が認可しなければ、それは変わらないということだということだろうと思うのですよ。でも、それならば、あえて今ここでやらなくても、その実効、千代田町での、あるいは組合での、その実行効果というのは変わらないでしょう。そのところが、やはり今私が質問したように、なぜこういうことをやるのだということなのですよ。皆さんも、議員もみんなして千代田町の最大のそういう、いわゆる住民の皆さんの代表として審議をする、そういうものが、何ら千代田町の住民の皆さんにどういう実行効果があるのかが明らかにならない。しかも、今の答弁でいくと、県の方のその認可が必要だからということですよ。まさに住民の利益とか、そういったものが置き去りにされているのではないですか。それを自分たちで堂々と認めているような答弁なのですよ、今のは。

要は、そういう千代田町の議会がなぜあるのかということなのです。そういった中で、千代田町でこうこう、こう必要なのだと。そういう実行効果がなければ、何のための議会かわからなくなるし、何のための町長かわからなくなるでしょう。行政が何のためにあるのですか、そうなってくると。その辺どのように説明するのか、もう一度お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 地方自治法の一部改正がなされまして、この一部事務組合で今回提案するわけですけれども、先ほど川島議員が言ったように、19年の4月1日の施行になるわけです。ですから、各自治体におきましては3月の定例会で十分間に合うわけでございますけれども、その後構成団体のいわゆる協議が整った上で、今度は組合議会に持っていくわけですから、その時間的の問題が

ありまして、今回提案させていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） では、時間的に余裕がないと何が、どういう問題が起こるのかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） この点につきましては、各12月の定例会、構成団体のほかの市町でもこの時期に一応開催されるわけですけれども、この後組合議会の一部改正を協議整いまして、いわゆる各自治体が3月、館林につきましてはこの12月に、この館林、いわゆる助役、そして現在収入役もおりますので、その館林の助役を副市長ですか、それに改正する関連がありますので、館林におきましては12月の定例会に条例改正をやると聞いておりますけれども、本町におきましては、この関係につきましては関係ないということでございますので、3月に一応提案させていただく予定でございます。

○議長（小沢惣一君） ほかの方の質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第50号 邑楽館林医療事務組合理約の変更に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第49号で問題が明らかになりまして、先ほどこよっと申し上げましたけれども、それではこれと同じようなことでありまして、千代田町の収入役を置かない条例というのが

なぜ早くやられたのか、この辺のところをどういう事情だったのかお聞かせを願いたいと思います。

今の説明でいきますと、要はわけのわからないところで、非常に都合が悪いということなのですが、その都合が悪いというのがどこで都合が悪いのか。私はちょっとご理解してくれといってもご理解できないという状況なので、あえて質問をさせていただきますが、いわゆる私も、一応今度邑楽館林医療事務組合の規約の変更に関する協議についてということでの提案が各町に出されております。しかし、邑楽館林医療事務組合では、これについて12月議会やる必要がない。必要がないとは言いませんが、やる予定はないということなのです。そうなってきますと、「ええ、これはどうなっているのでしょうか」という感じなので、あえて質問させていただきますが、千代田町の収入役を、先ほどの説明の中で、館林市は収入役が今置いてあると。そういうことで、それを、このことによって12月議会でやるのだと、そういう必要性が出てきているということですよ、館林は。ですから、その辺のところ、私には非常に理解に苦しむところがあるわけです。要は、千代田町の住民、あるいは千代田町という自治体が必要があってやるべき問題ではないかということを知りたいわけでありませう。そこが、どうしてそうなるのか。

それと、もう一つ関連質問として、千代田町がもう既に収入役を置かない条例をつくって、1,000万円ほどのいわゆる節約といいますか、こういったものがやられているということなのですが、これで今度その会計管理者ができたとしたら、どういう会計的な差し引きといいますか、会計管理者は、いわゆる課長あるいは職員の中から選ぶという細則という話らしいのですが、その給料というのはどういうことになるのか。要は、会計管理者としての給与が出るのかどうか。そうなってきますと、1,000万円が切り崩されてくるというふうには、節約かどうかという点については非常に判断に、いろいろその人によって違うと思いますけれども、節約だったというからには、やはりそれなりの今度そういう会計管理者を置くということについて、どうしてそういうものをつくらなければならないのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員の質問にお答えしますが、これは地方自治法の一部が改正されて、法律でそういう定めが決まったのです。それに基づいて、それぞれの自治体がそれに向かって行動を始めたということです。ですから、千代田町も、当然近い将来にはそういう方法で進めてくるというふうになってくるわけです。

その収入役を、今も置かないですけれども、兼務している人がいますけれども、それに対しての手当を出しているわけでもございませんし、全く収入役を置かない議論もございましたが、当初。しかし、それに対してプラスアルファでほかから収入も出ておりませんし、これからも一応どなたかが兼務するとか、そういう方法で名前をつけさせていただいて対応していくと、そういうことでございませうから、よそから会計監査委員を選任するとか、そういう考えではないと、そんなふうには思っており

ます。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 今度自治法の改正によりまして、会計管理者は、その会計管理者の任命に当たっては、議会の同意をする特別職ではないわけです。長の補助機関の職員のうちから、一応町長が任命するということになっておりますので、もちろんこの一般職から会計管理者がなるわけです。ですから、今まで、現在は助役が収入役の関係の一応仕事を兼掌しておりましたけれども、今度は助役が副町長という形になりますけれども、それが一応兼務とか、そういうあれはできないことになる改正ですので、一般職が一応会計管理者に当たるというような自治法の改正になりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 大体何をねらっているかがやっとわかってきましたが、要は地方自治法が変わったという中で、今総務課長が言いましたけれども、地方自治法が変わったのが兼務ができないと。いわゆる助役が兼務ができないのだと、特別職が兼務ができないのだというようなことなのだろうと思うのですね。その辺が、それではしようがないから、では一般職に対して今度は兼務をさせると。しかも、それは特別職ではないから、いわゆる議会に諮る必要はないと。まさに住民の皆さんに内緒ですべてやるべえということですよ。できてしまうということなのですよ、これが。これが大事な問題なのですよ。要は、会計管理者、いいですか、収入役というのはそれだけの大きな力を持っていたのですよ、住民の皆さんの側からすれば。何ですか、財政課長、首なんか振ってしまって。そういう大事なところを、兼務ができなくなった。なぜ兼務ができなくなるかという、やはりそれはちゃんと独立した、本来であれば千代田町の財政を本当に管理できるように、住民の側から見てちゃんと管理できるようにする。これが会計管理者、お金も管理できるようにする。法律の方はあれなんですけれども、議会が、議員がそれぞれ監督しなければならないと。住民の皆さんのかわりに監督をする。その中で特に会計分については、財政分については会計管理者が住民の皆さんにかわって監督をする、町長を監督する、町全体を監督する、これが会計管理者の役割なのですよ。

その力を、逆に一般職から今度町長の勝手にそれ任命できて、それであれだということになれば、これは本当に町長にとってはいいことかもしれないですよ。しかし、それでは住民に対してすべてをべールに包むこともできるのです。町長がそれがちゃんと自分の役目を果たして、そういう自分に対して都合の悪いことでもずばずば言えるような人であって、そういう人を会計管理者にやるならば、それはそれで実行効果が出ますが、残念ながら今私がアウトサイダー的に見てみますと、町長の言うことにだれが千代田町で一般職の人が逆らえますか。そういう状況でしょう。そういう中でこういうことを、国の方が法律が変わったからだというけれども、それでは国の方はそこまであれではないのですよ。逆に、しっていてそんなことをやらせていたのなら大変なことでしょう。そのところを、ではあえてそういう他意はないと。国の方もそういう他意はなくてやったのだということなの

かどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） 改めてお話しさせていただきますけれども、これは館林の現在の助役と収入役が一部事務組合の、一応統制の関係で入っているものですから、一応この改正をお願いしているところでございますので、会計管理者がどうのこうの、町長がどうのこうのということではなくて、一部事務組合の規約の改正が、たまたま一部事務組合の構成関係の中に館林の助役と館林の収入役が名を連ねているということで改正をしていただくものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 邑楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第51号 館林衛生施設組合規約の変更に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第51号 館林衛生施設組合規約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

---

○議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第52号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

---

○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第7、議案第53号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第53号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

ご承知のように、国民医療費の伸びは国民所得を上回る伸びを示し、毎年1兆円ずつ伸び、そのうち高齢者の医療費の伸び率は若人の5倍となっており、30兆円にも上る国民医療費のうち、高齢者の医療費は3分の1の10兆円にまで達しております。国民皆保険制度を維持し、医療保険制度の将来に

わたる維持的かつ安定的な運営を確保するため、本年6月健康保険法の一部を改正する法律が公布されました。その中で、平成20年4月より「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」と名称が改正され、新たに75歳以上の高齢者等を対象に後期高齢者医療制度が創設されることになったわけでございます。法律の中では、この医療制度の事務処理を行うため、都道府県単位をもって一つの区域として、その区域内のすべての市町村が加入する広域連合を平成18年度末までに設けるものと義務づけられました。そこで、県内すべての市町村がこの12月議会に議案を上程いたしまして、群馬県後期高齢者医療広域連合の設置に関し規約を定めるものでございまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、住民課長から説明させますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） それでは、議案第53号につきまして詳細説明を申し上げます。

町長から申しあげましたとおり、後期高齢者医療制度は医療費の急速な伸び、特に高齢化に伴う高齢者の医療費の伸びに対応して、医療保険制度を維持するため、国において法律で定められた医療制度です。協議内容につきましては、お手元の議案書を1枚開いていただきますと、群馬県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議書となっております。群馬県内全市町村長の連名となり、裏面に続いております。

続いて、次のページには協議する規約案の内容が示されています。国が示した規約案に沿って、設立準備委員会で作成したものです。第1条で、群馬県後期高齢者医療広域連合と名称を定め、第2条で県内の全市町村で組織し、第3条では区域を群馬県内と定めています。第4条で、広域連合で処理する事務を定めており、保険者及び財政運営の機能は広域連合で行い、窓口業務的なものは、規約案の末尾にあります別表第1のとおり市町村の事務としております。規約案1ページの一番下の行には、第7条として広域連合の議会の組織が定められています。議会関係では、次のページを開いていただきますと、第8条で選挙の方法を、規約末尾の別表第2で選挙区分及び人数を定めていますので、ご覧ください。

続いて、第11条からは広域連合の執行機関について定めています。右側のページの中ほどに、第15条で選挙管理委員会、次の第16条では監査委員を定めています。このページの一番下から次のページにかけて、第17条で広域連合の経費について定めています。市町村の負担金については、別表第3に定められていますので、ご覧ください。

規約案については以上ですが、お手元に後期高齢者医療制度について資料を配付してありますので、参考にしていただければと思います。

以上、議案第53号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第53号につきまして、幾つか質問をしたいと思います。

先ほどの一部事務組合の問題とは違って、また今度は逆に言うと一部事務組合的なものを群馬県一つでやりましょうということなのだろうと思いますけれども、やはりこここのところが先ほどのあれの中のように、千代田町の住民にとってどういう利益があるのかというのが、やはり一番の聞きたいところであります。この広域連合設置に当たって、千代田町としてどのようなメリット、デメリットがあるのか。この研究どのようになっているのかお聞かせを願いたいと思います。

先ほどの説明ですと、国の案に従ってやる。そしてまた、この規約の内容について、いわゆる議員の数とか、あるいはそれらに携わります、いわゆる事務方の皆さん、これまで38市町村ですか、こういうところが今度は一つになってしまうわけですね。こういった中で、その監視、いわゆる住民の皆さんが、その200万以上いる群馬県民の代表として、議員はかなりいると思うのですよね。1,000人からいると思う。ところが、今度これを広域連合という形で一つにして、それでその監視を、住民の皆さんにかわって監視をするその力が非常に少なくなる。まさに、この監視を怠らせよう、これが今の国のねらいではないかというふうに私は危惧をしているところであります。

そして、この医療費が伸びる、いわゆる伸びで若者の5倍にもなっているから、だからこれをどうするのだということなのです。医療費を抑制をしようという、そういう広域連合なのかどうか。ちゃんと日本の社会保障というのを発展をさせて健康を守る、そのために医療費を抑制をすることとどうつながってくるかということなのです。私がこれまでこの医療問題につきまして、抑制傾向にある、こういうことでいろいろ情報を得たところによりますと、今度のこういった広域連合をやる、そういうことをつくることによって医療費抑制を競争させる、群馬県、埼玉県、こういったところ同士で競争させる。このことが、どういうことを住民の皆さんにもたらすかということなのです。抑制競争で、医療費の抑制競争で、今国民の皆さんの健康を守ろう、こういうふうに言っている一方でそういうことをやるのですよね。こうなってくると、まさにその根本的な民主主義という、議会制民主主義というものを根本から崩して社会保障を切り崩そう、これが今のねらいではないかというふうに私は考えておりますが、町長はどのように考えるのかお聞かせを願いたい。

そして、広域連合設置、このメリット、これは最初言いましたけれども、あえてこここのところを町長がちゃんと計算をしてやっているのかどうか。絶対にこれは千代田町の高齢者にとって不利益にならないということが言えるのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

まず、千代田町住民、町にとってデメリット、メリットということですが、ご存じのように千代田町国民健康保険、老人保健とも、国民健康保険ですと11億、老人保健ですと8億という億単位で会計を組んでおまして、毎年度医療費の伸びで大変厳しい状況が続いております。今回の後期高齢者医療ですが、国民健康保険のように各市町村で保険者を運営していますと、規模の小さい町村、千代田町のような小さい町村ではなかなか財政運営が厳しいものですから、その辺を国の方で検討して、都道府県ごとの一つの広域連合ということで法律の方が決定しているところです。

それから、38市町村で議員が少ないのではないかとご指摘ですが、規約案の方で19名というふうになっておりますが、その理由としましては、本来ですと各市町村で1名が、その市町村の意見を反映するには理想かと思いますが、38名の広域連合の議員さんを抱えるということは、それだけ莫大な経費もかかるわけですし、経費の削減、議会の効率的な運営、関係市町村の意見反映、人口規模の反映について考慮し、今回の19名となっております。

それから、3番目の医療費を抑制する広域連合なのかということですが、今回平成20年4月に「老人保健法」が、町長の答弁で申し上げましたとおり「高齢者の医療の確保に関する法律」というふうに、その名前のおり医療を確保するというような法律で、その法律の内容を申し上げますと、第1条では目的として国民の高齢期における適切な医療の確保を図るために、医療費の適正化を講じて高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づき、国民健康保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。その中で、第2章では医療費の適正化の推進というものがあります。第1節で、国、県で医療費適性化計画を定め、それに基づいて特定健康診査、特定保健指導というものを行い、中長期的な医療費抑制の考えのもとに医療保険者、国保なり社保等に対して若年期の40歳以上の拡大を対象に生活習慣病対策などを実施することを義務づけておりますので、それが中長期的ですが、医療費の抑制につながるものと考えております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） やはり私が危惧したとおり、医療費を抑制をするということが、この高齢者医療広域連合の設置ということだろうと思う。このところが、医療費を抑制をすることによってだれが得をするのかということなのです、問題は、千代田町がなぜあるのか。地方自治法で第2条ですか、ここで住民福祉の向上ということで、それに全力を挙げる、こういうふうになっているわけですね。1条の2だったっけかね、ちょっとその辺はあいまいですが。そういう中で、もうこれをやるのが医療費の抑制につながるのだということを堂々と言っているわけですね。医療費の抑制につながれば、どういうことになるかということですよ。医者にかかりたいけれども、なるべくかからないようにする。そういうことになるのが落ちなのですよ。そんなことはあり得ないというふうには、言うかどうか知りませんが、もしそういうのであれば言ってください。そんなことはあり得ないのだと堂々と、ちゃんとこの場で言ってもらえれば、それは私も信用しますが。

要は、抑制をして財政を助けようということ、それは言っていることはいいことなのです。でも、先ほどのあれの中で財政運営が、いいですか、千代田町の単独では財政運営が厳しいのだと。どういうふうに厳しいのだ。今度、ではこれが設置されて、設置されてしまえば、私たちはこれに対して、もう何も言えなくなるのですよね。どう厳しいのだということ、これをちゃんと調べていなければ、具体的にどういう厳しくなって、今度の広域連合がどのように千代田町の老人保健といたしますか、そういったところについていわゆる改善をされる、こういった改善がある、具体的なね。そのところで大事なものは、要は千代田町が財政的に多少楽になる、でもそのかわり住民の皆さんの健康が害される可能性があるということなのです。そのところをどう考えているのかということなのです。

そして、そういったことに対して不満があったときに、ではだれがこれに対して、住民にかわって物申すことができるかということなのです。そのときに、これまで少なくとも1,000人以上の人が言う権利があった。それが今度は19人になってしまうのですよ、群馬県で。そういうことをわざわざもう、住民の皆さんのかわりに言う、疑問を投げかけて問題を掘り崩そうとする、掘り崩して改善しようとする、そういうことをやらせないようにする、力を少なくしていってしまうということなのです。このところが、今の最大の政治のがんだというふうに私は考えているわけです。少なくとも議会制民主主義というのは、代議制ということで、その一番の本当の意味での認識というのは、直接民主主義というのが民主主義としては、民主主義を一番保障するということになるかと思うのだけれども、少なくとも今そういう直接民主主義をとっているところはないのですよね。議員を選んで、国民の皆さん、住民の皆さんが議員を選んで、自分たちの生活をよくするように選ぶわけですよね。それで、それを町長を選んだり議員を選んだり、町長がこういうことを堂々と、医療費を抑制させるためのをどんどんやっていってしまって、それで議員も、はい、そうですかでやっていってしまって、それで後になって、あら大変だと言ったって、これは取り返しのつかないことなのです。そんなことないというふうに言えるのかどうか、町長お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

ご承知のとおり、医療費の伸びは、非常に先ほども申し上げましたとおり、毎年1兆円に上る伸びでございまして、それは当然税金から負担していかなければならないわけでございます。今いろんな各市団体も、一応スリム化にして対応していこうと。医療費を抑制はできないから、その管理関係を抑制して維持管理をしていこうというのが国の依頼でもございますし、そうしていかないと運営できなくなってきていると、そういうような状況でございまして、事務方が多ければいいというものではなくて、それを一つにして支えていこうという考えで進めておるといようなことであろうと思います。その辺の理解は、いろいろと理解の関係があると思いますが、群馬県全体でこういった連合をつくって、共済組合も同じでございまして、そういう方向にこれからなりつつあると。いろんな団体が、

そういうスリム化して対応していかなければならないような時代が来ているのかなと、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） ただいまの答弁で町長は、毎年1兆円も医療費が上っているのですね、伸びているのだと。1兆円にもなっている。これは国のことなのです。そういう中で、千代田町のそういう健康を守る、こういう事務がどのようにやられていくかということなのです。私が先ほど聞いたのは、千代田町で、ちょっと住民課長が億単位という、それで医療費が伸びていると。それを抑制するのをどこで抑制するかが問題なのです。それは先ほど言ったように、国の方で薬価を抑える、これはもう最大の効果があるというふうに前々から私は言ってきましたよね。ドイツの9倍だということです、薬価が。そういう中で、医療費が伸びる分というのが、そのいわゆるそういう薬価が高い薬価であると、そういうところにある。今国の方が、何かお医者さんをいじめて、それで診療費を今度は、医療費が高いから診療費を、その前にたたいているわけです。これがまさに、今千代田町も同じなのですけれども、高いから高いからといって、本来守るべきところを守らずに、それで事務方が多ければいいというものではないからと減らしたって、これは絶対に医療費、本当に改善されない。住民のための医療費を改善をする、その辺が抑制ということで健康が守れるかどうかという問題と、本当に医療費を抑制して、事務方なり何なり社会保障というのが伸びていってよく前進していくかと、そういう問題なのです。別の問題なのです、それは。それを町長は一緒にたにしている。国がこう言っているから1兆円だと。それで千代田町はあっちいけないでしょう。これでただ抑制する、抑制するといっても、これは理解しません、私は。

そここのところは先ほど言いましたように、事務方が多ければいいというものではないのだと言うけれども、それは確かに多ければいいというものではないのですよ。しかし、先ほど言いましたように、事務方と住民のための監視の目を弱めることとはまた別の問題なのです。それをまた一緒にして、こういうふうに関し直る答弁をして、それで住民にそういう福祉を低下させる。何かこの辺が町長とすると、私は非常に福祉に理解がないから、こういうようなことを言うのだというようなことを言わんばかりでありますけれども、そここのところがやはり、その問題で福祉というのは、要は皆さんの、大勢の皆さんの利益を守ることなのです。医療費を抑制をするということが、大勢の皆さんの利益を守ることになるのかどうかということなのです。そこへ来て、ではそれで医療費を抑制してよくなりますよという保障があるのですか。どこがそれがやれるかといったら、国であり町長であり地方自治体であるのですよ。県であるのですよ。その国が、まず薬価をちゃんと規制をしていく。規制すべきことをして、それでお医者さんの手を縛るようなことをしない。こういうことが必要なのです。国はそれができる。地方自治体にはそんなことはできませんよね、残念ながらね。だから、せめて住民の皆さんにかわって、そういう国が言っていることをうのみにしたものをそのまま住民に押しつけるのではなくて、千代田町でこれだけのメリットがあるのだから、これで皆さん理解してくだ

さいというのが町長ではないのですか。その辺のところをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 先ほどから申し上げているとおり、これは先ほども申し上げましたが、国民皆保険制度の維持、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営の確保、これがねらいなのです。ですから、やっていけないのかと心配してくれるのは結構なのですが、そういう目的のために联合会をつくってしっかりとやっていこうということなのですから、ご理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第53号につきましては、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思っております。

まず第1にプロセスの問題であります。やはりその地方公共団体が何のためにあるか、このところがあいまいになってきている。国が言うから、はい、そうですかということで、地方でまさに議決しなさいと、こういうことです。まさにやらせですよ、これはね。やらせを、またはい、そうですかというので認めていってしまう、こういう可能性が出てきているわけです。それに対して、私は絶対に賛成できないということを申し上げるものであります。

それから、その広域連合が医療費の抑制につながるかどうかという問題と、千代田町の住民の皆さんの健康を守るために広域連合が必要かどうか、こういう問題とあるわけでありまして。私は今のままでも、その広域連合を設置しないでも守る、千代田町としてできること、自治体としてできることはあるというふうに考えます。

従いまして、この運営プロセスと、それからメリットという点で、非常に私は疑問がある。疑問どころか、もうほとんどいわゆる先ほど質問の中で言いましたように、医療費の抑制競争をさせて、そして住民の健康を害する方向にあるというふうに考え、この広域連合設置の協議については反対の立場を表明するものであります。

以上終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、議案第54号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第54号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度地方税法の改正等に伴う条例の一部を改正するものであります。これに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、提案するものでございます。主な改正内容につきましては、国から地方へ平成19年から税源移譲によって、国の所得税から地方の住民税へ移譲された改正内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、議案第54号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。なお、今回の改正内容につきましては、平成19年より国から地方へ税源移譲に伴う改正等でございます。お手元に資料といたしまして、一部改正の新旧対照表及び参考資料1から3までを資料として配付させていただきましたので、議案書とあわせてご覧いただきたいと思います。また、議案書並びに新旧対照表ではわかりにくい点があるかと思っておりますので、大変恐縮に思いますが、今回の主な改正点のみを参考資料により、1から3によりまして説明を申し上げます。

それでは、参考資料1をお願いします。最初に、国の三位一体の改革によりまして、地方にできることは地方にという方針のもとに、国から地方へ税源移譲によりまして、平成19年6月の徴収分から個人住民税に関して大きな改正が行われます。これによりまして、納めていただいております住民税

の負担額が大きく変化するものでございます。また、どのように変わるかと申しますと、第1に個人の住民税の税率の構造の見直し、住民税所得割税率の従来の5%、10%及び13%の3段階から、一律10%に統一されるものでございます。なお、今回の改正では、結果として多くの方について住民税が増額となりますが、反対に所得税額が減少となりますので、税源移譲前後で所得税と住民税を合わせた住民の皆様の負担額は変わりません。

なお、一例を挙げさせていただきますと、夫婦2人、子供2人、給与収入500万円、配偶者及び子供収入なし、また子供の2人のうち1人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものと計算設定いたしますと、この場合税源移譲前では所得税が11万9,000円、住民税7万6,000円でございます。合計で19万5,000円の負担額であります。そして、税源移譲後につきましては、反対に逆に所得税5万9,500円、住民税13万5,000円と、所得税プラス住民税ともに19万5,000円と変わりはございません。

続きまして、参考資料3をお願いします。また、この改正に関連しまして、人的控除額の差に基づく負担増の減額措置の導入でございます。所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するために、個人住民税所得割額から次の額を減額するものであります。個人住民税の課税所得金額が200万円以下のものにつきましては、人的控除額の差の合計額または個人住民税課税所得金額のいずれか少ない額の3%、また課税所得金額が200万円を越すものにつきましては、人的控除額の差の合計額から課税所得金額マイナス200万円を引いた額の3%、ただしこの額が、住民税に関しては1,500円未満の場合には1,500円とするものでございます。

なお、この改正は平成19年度分以降の個人の住民税について適用するものでございます。

参考資料1枚戻っていただきまして、ナンバー2番をお願いします。次に、住宅ローン減税についてでございますが、平成18年度までの入居者について、今回の税源移譲によって平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、その分を翌年度の住民税へ減税するものであります。なお、この措置は対象者の申請に基づき、市町村長が税務署長に照会して軽減すべき金額を確認する方法によって用いるものでございます。また、これらにつきましては、平成20年以降の個人住民税の減収額は国が補てんするものでございます。

また、次に参考資料3ページをお願いします。下段の(2)の地震保険料の控除の創設でございますが、近年地震災害に対する国民の自助努力により、個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、現行の損害保険控除を改組し、新たに地震保険料控除を創設するものであります。また、経過措置といたしましては、平成18年末までに締結しました長期損害保険料控除を適用可能として、従前からの契約者には最大限の配慮をするものとしたものでございます。なお、この改正につきましても、平成19年度分以降の個人住民税について適用するものでございます。

また、次に今回の改正に直接関連いたしません。どうかご理解をいただきたいと思います。定率

減税の廃止等でございますが、この定率減税は、個人住民税につきましては平成18年度をもって廃止するものであります。なお、このことにつきましては、平成11年度の税制改正において、家計の税負担を軽減する目的で導入されました恒久的な減税措置でございますが、平成11年度から17年度までにつきましては税額の20%、頭打ちが25万を限度額とするわけでございますが、なお個人住民税は税額の15%で4万円を限度額といたしまして控除されるという制度でございますが、平成19年度以降から廃止となりますので、その分につきましては各住民の皆様に対しても影響が出るものと思われま

す。また、大変恐縮ですが、そのほかにつきましては、ただいまの説明させていただきました事項等の改正に伴う規定の整備及び税源移譲に伴う所要の措置並びに改正に伴う条文の整理、字句の整理等でございますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 税条例の改正につきまして、幾つか質問をしたいと思います。

まず、第1に先ほどの問題でも言いましたけれども、いわゆる平成19年度からに係るものということとありますけれども、現時点での試算、これによって千代田町は町に入ると、住民がどうなるかというのは非常に難しいところですが、町としてはどういう効果というか、多くなるのか少なくなるのかお聞かせを願いたい。

それと、住民が利益になるのか不利益になるのかという点で非常に重要な問題は、5%階層が何件、10%階層が何件、13%階層が、平成18年ですか、の基準でいくと何%になっていくか。この三つでとりあえずやっていただければいいかなというふうに思いますので、その点ちょっとご説明願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） ただいまの川島議員の第1点目のご質問でございますが、住民税は前年中の所得を基準として計算するものでございます。例えば、19年度の住民税は18年中の所得金額を算定するものでございまして、なお今回の税源移譲により現行で試算いたしますと、国の所得税額で申しますと、およそ9,000万円前後が住民税の方に移行されるというふうに試算計算をしております。

また、第2点目の、今回住民税を一律に10%に統一されるものでございますけれども、5%階層、10%階層、13%階層につきましては、ただいま電算の方でもいろいろ協議しながらやっているわけでございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 要は、どういうことが起こるか。この税条例の改正によって、千代田町でどういうことが起こるかということが大問題なのでありますが、要は今の説明でいきますと、差し引きは所得税から9,000万円ほどが移行するであろうという試算をしているということですね。数字については後でもいいのですけれども、簡単に言いますと、いわゆる10%を一律にしますと、その5%の人、10%以下の人については増税も甚だしいということになるわけです。一方、13%階層、15%階層、これについては減税になるのです。所得税でも減税になるのです。これは、まさにお金がある人に減税をしてやって、お金のない人、少ない人から取るという、その金額は同じ額ではないかもしれませんが、こういうことがまさに今、国でも地方でもやられているのですよ。地方公共団体、国、これはすべて国民の幸せを願ってやっているはずなのに、まさにここで仕方がなくやっているのではないのです。意識的に、こういうふう国民をごまかしていじめているのですよ。

こういう状態がもう数字で、今まで私もこんなに簡単に皆さんに説明できるような、住民の皆さんが不利益になるのだというのが説明できるようなものはなかったわけですよ。だから、なかなか理解されなかったのです。しかし皆さん、今回はもうこういうふう数字で、本来ならばこういう数字はみんなちゃんと計算をして、少しでも公平になるようにしていく、これが政治の最大の課題なのです。国にしても地方公共団体にしても。まさに町長は、その先頭に立たなければならないのに、国が改正したから税条例も改正しなければならない。まさに言いなりなのです。それで取るところは取るべえと、そっちは非常に強権的に取ろうとしているわけね。これはまさに住民いじめではないですか。町長はそう思わないのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員さんご指摘の点もございしますが、この改正につきましては全国的に地方税法の改正でございます。なお、先ほど申したとおり、確かに3段階方式の累進課税方式から比例方式、一律10%に統一されるわけでございますけれども、その中において主に低所得者につきましては、さまざまな減額措置等もございしますので、その辺をご理解をぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「町長」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 説明員はおりますので、別に。今朝ほど配付されておりますので。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 地方自治法改正により、千代田町の税条例を改正をするということですが、残念ながらこの税条例改正は、私は改悪だというふうに申し上げ、原案のとおり決することに賛成できないということを申し上げます。その階層別でいけば、いわゆる一律10%になることによって、少ない人の方の増税になる。それは、いわゆるその分はほかのところで何か減税がやられているからいいようなことを税務課長も言っておりましたけれども、まさにそのところがやはり違いがあるのですよね。要は、もう既に大もとの所得が低いわけですから、生活が落ち込んでいる。こういうことの中で、更に増税を、住民税増税というふうになる。精神的な圧迫が非常に大きくなるということなのです。だから、そういった意味で、この点について賛成をできないわけがあります。

それから、地震保険につきましては、これを控除するということは当然賛成できるものでありますけれども、要はまだそういう改善をしたから、だからいいのだという状況ではない。逆に定率減税の廃止、これによって、定率減税ならば例えば10%でも万単位で税が減るわけです。地震控除、もしも幾ら払っているかということ、1万円ぐらいなのです。1万か2万円、3万円多く払っても、その控除3万円控除されないでしょう。そういう差し引きを、もう既に、計算の上で国民を苦しめているというのが今の政治であるというふうに私は、もう断定せざるを得ないというふうに申し上げるものであります。

それから、いわゆる住宅ローンについては、私ちょっとまだ、これによってどっちが得になるのかという点についてはまだあいまいであるということをお申し上げ、原案のとおり決することに反対であるということをお表明するものであります。

以上、終わります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○議長（小沢惣一君） ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時36分）

---

再 開 （午前10時54分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議案第55号、議案第56号の一括上程、説明

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

日程第9、議案第55号から日程第10、議案第56号まで関連性がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第55号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第56号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第55号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例、議案第56号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、関連性がございしますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金を含めた制度融資に必要な条件である信用保証の制度が改正されましたことにより、保証人2名以上を必要としておりました中小企業設備近代化資金並びに小口資金につきまして、原則として法人代表者以外の保証人を不要とする改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

---

○議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、議案第55号から議案第56号までの案件について、1件ずつ処理いたします。

議案第55号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第55号につきまして、質問をしたいと思います。

これは、56号との関連によるものでありますのが、いわゆる55号では「原則として融資対象者が法人の場合に限り、当該法人の代表者を保証人として徴求するものとする」ということでありますが、その「場合に限り」と。そして、こちらの56号では、「原則として法人代表者以外の保証人の徴求を不要とする」という、ここがもう大きな違いがあるわけでありましてけれども、もちろん小口資金と近代化資金、設備近代化資金との違いというものがあるわけでありましてけれども、この辺で法人の場合にどうして、いわゆる保証人を出させるのか、この辺をお聞かせを願いたいと思います。

問題は、そのいわゆる信用保証協会ですか、こういったところと銀行だけでなく、銀行が保証協会を要求をしているわけですから、そのほかに更にまだ保証人を出させるというのはちょっと、大企業であれば、これは大金額になるのですが、やはり千代田町の条例を改正をするということになれば、そのいわゆる中小零細業者が使える、こういうことであります。中小企業設備近代化資金でありますから、やはりこの点が、あえて法人の場合に限り出させるというのはどんなものかというふうに私は考えますが、その点はどのような、かわりが出て出させるのか、お聞かせを願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 経済課長、林節君。

○経済課長兼農業委員会事務局長（林 節君） ただいまの川島議員のご質問でございますが、今回の改正につきましては、今まで保証人を必要としておりましたところの保証人を徴求をしないという改正でございまして、法人の場合には経営の責任と申しますか、そちらの観点から法人と同様というような形をとっております。今まで2人徴求しておりましたが、法人の代表者の方も1人としてカウントはしております。今回に限りましては、それ以外の方の保証を必要としないという改正でございまして、融資に関しましては、今までよりも、より一層スムーズな融資が図れるということを目的にして改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 千代田町中小企業設備近代化資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。  
よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

---

○議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 次に、議案第56号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。  
質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第56号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決すること賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。  
よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

---

○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第11、議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。  
書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。  
町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,595万6,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,942万9,000円とするものでございます。

補正予算の概要についてご説明申し上げます。歳入では、町税に2,900万円追加いたしました。これは、個人町民税と固定資産税の償却資産が予想よりも多い調定額となりましたので、追加補正する

ものでございます。また、国県支出金はそれぞれの事業の増減に合わせて補正いたしました。町債は県との協議が終わりましたので、額を決定するものであります。

次に、歳出について申し上げます。主な経費といたしましては、総合事務組合負担金及び公共施設建設資金積立金のほか、区画整理事業にかかわる町の町営住宅解体工事費などを追加補正いたします。

詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。まず第1条、歳入歳出予算の補正額につきましては、先ほど町長から説明がありましたので、省略いたします。

次に第2条、地方債の補正につきましては、6ページ、7ページの第2表、地方債補正をご覧いただきたいと思います。減税補てん債は1,160万円を減額し、限度額を1,340万円にいたします。臨時財政対策債は130万円を追加し、限度額を1億7,830万円にいたします。よって、地方債全体の限度額につきましては、2億200万円から1億9,170万円に減額するものであります。

次に、歳入歳出予算の補正の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の11ページ、12ページをお開き願います。まず、歳入でございます。1款町税につきましては、景気の回復、特別減税の縮小等により、当初の見込みよりも好調なことから、個人町民税に500万円、固定資産税に2,400万円を追加いたします。

11款分担金及び負担金につきましては、広域保育に係る保育料を追加し、老人ホーム入所者等負担金を減額いたします。

12款使用料及び手数料につきましては、温水プール施設の工事のため休館することから、使用料を減額いたします。

13ページ、14ページをお開き願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の4節児童手当特例給付負担金につきましては、児童手当法の改正により特例給付者が減少し、一般給付者に移行したための減額でございます。

7節知的障害者援護費負担金につきましては、本年9月から障害者自立支援事業に移行したための減額でございます。

次に、15ページ、16ページをご覧いただきたいと思います。2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金になりますが、建築物耐震改修等事業補助金を追加いたします。これは、現在東西小学校校舎の耐震診断を行っておりますが、補助金をはっきりいたしましたので計上いたしました。

次に、県支出金になりますが、17ページ、18ページをお開き願います。14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業委員会費補助金につきまして、今年度から普通交付税に含

めるということでありましたが、ご存じのように普通交付税は大きく削減されております。よって、交付金としてわずかではあります、交付されることになりました。

19ページ、20ページをお開き願います。15款財産収入につきましては、各基金の利子175万5,000円を計上いたしました。

16款寄附金につきましては、一般寄附金及び指定寄附金合わせて95万円を計上いたしました。

19款雑入、4項雑入、2目雑入ですが、先ほど町長の方から説明がございましたが、区画整理事業により大字舞木の駒形町営住宅及び駒形公園の一部が道路に当たるため、住宅4戸の取り壊し等補償費を組合から受け入れるものであります。

次に、20款町債につきましては、第2表、地方債補正のところでご説明いたしましたので、省略させていただきます。

23ページ、24ページをお開き願います。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、総合事務組合（退職手当）負担金を1,036万円追加いたします。

4目財産管理費では、基金積立金に2,150万7,000円を追加いたします。公共施設建設基金の2,000万円は新規積み立てであります、その他は基金利子の積み立てであります。

25ページ、26ページをお開き願います。2項徴税費の電算機器使用料並びに3項戸籍住民登録費の電算機器使用料の減額補正につきましては、今年10月に新しく税及び住民情報の電算処理機器E-スウィートを導入いたしました、その入れかえにより使用料が削減できましたので、減額するものであります。

27ページ、28ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の説明欄支援費事業を426万4,000円減額いたします。これは、本年10月から障害者自立支援事業に移行したため、9月末まで今までの事業が終了したため、残った経費を更正源するものであります。

3目高齢者福祉費の一般経費、国庫負担金等精算金返還金につきましては、平成17年度介護予防・生きがい活動支援事業の国庫補助金精算返還金であります。

29ページ、30ページをお開き願います。説明欄の老人保護措置事業では100万円の更正減、介護保険事業特別会計繰出金では520万1,000円を更正減するものであります。

2項児童福祉費、2目児童措置費の児童手当特例給付の更正減につきましては、歳入の国庫負担金の中でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

31ページ、32ページをお開き願います。4目児童福祉施設費の広域児童入所児童保育実施委託料は、広域入所利用児童が増えたために委託料を追加するものであります。

大きく開いていただきたいと思います。35ページ、36ページになります。一番下になりますが、8款土木費、4項都市計画費、3目公園管理費に110万5,000円を追加いたします。ページをめくっていただきたいと思います。38ページになります。修繕料では、乗用芝刈り機と公用車の修理代を追加いたします。剪定手数料は、駒形公園の植木の剪定手数料であります。

5 項住宅費、1 目住宅管理費につきましては、歳入でご説明申し上げました区画整理事業に係る町営住宅解体工事費 4 軒分と、入居者への移転補償費 2 軒分でございます。

39 ページ、40 ページをお開き願います。10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費の耐震診断委託料を 278 万 8,000 円更正減いたします。これは、東小学校の南校舎と北校舎の建築年度が違うため、2 棟として診断を予定しておりましたが、1 棟として診断できましたので、経費が安く済んだための更正減であります。

なお、2 目教育振興費の東西小学校図書購入費各 5 万円、3 項中学校費、2 目教育振興費の中学校図書購入費の 5 万円、41 ページ、42 ページになりますが、5 項社会教育費、4 目図書館費の備品に 30 万円の図書購入費が追加となっております。これは、指定寄附金としていただいたものを、歳出で図書購入費として追加したものでございます。寄附金の問題につきましては、去る 9 月の議会定例会におきまして、平成 17 年度千代田町一般会計歳入歳出決算認定の質疑の中で、黒澤議員から寄附金についての質疑がございました。そのときは、町としての対応をご説明申し上げたわけでございます。その後、今回の図書購入を希望する指定寄附がございましたので、課長会で十分な協議を行った結果、その寄附金により希望する物品が買える場合は現物寄附があったものとみなし、その物品を購入するという結論に至りましたので、今回新たに図書購入費を追加するものでございます。

43 ページ、44 ページをお開き願います。4 目給食センター費の工事費 80 万円につきましては、機械室のボイラーの電磁弁及び減圧弁の交換工事等でございます。

45 ページ、46 ページをお開き願います。12 款公債費、1 項公債費、2 目利子につきましては、市中銀行で 109 万 7,000 円の更正減となっておりますが、これは平成 17 年度の臨時財政対策債の利子が確定し不用額が生じたので、更正減するものであります。

最後に予備費を 596 万 7,000 円更正減しまして、収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15 番、川島悦男君。

[15 番（川島悦男君）登壇]

○15 番（川島悦男君） 議案第 57 号につきまして、質問をしたいと思います。

まず第 1 は、歳入の定率減税ですか、これの廃止により、当初より好調で入ってきたということでありまして、500 万円の追加ですか、個人の。これについて、当初予算では、私は聞いていたところでは、もう定率減税廃止されるのだということを聞いていたわけで、その分は見ていなかったというふうに理解しているものだと思うのです。この辺が、いわゆる思ったより入ってきたというふうになる根拠にはならないと私は、要は思う方がちょっと足りなかったのではないかというふうに思うので

すが、その辺どうなのかお聞かせを願いたいと。

この点については、固定資産の現年課税分2,400万についても同じに、なぜ当初予算で見れなかったのか、またあるいは何らか本当に補正をしなければならぬ、ならぬというところとちょっとおかしいのですが、補正をする理由があるのかどうかお聞かせを願いたい。要は、もともと見ていたのに見ていなかっただけなのかどうか。

それから、28ページの扶助費の中で、いわゆる障害者福祉費、扶助費の中で、いわゆる支援事業費、これがいわゆる合計で655万1,000円減額して、障害者自立支援事業ということで300万円プラス、差し引き350万円のマイナスということになります。この辺が、やはり自立支援法の矛盾が明らかになったものなのかどうか。あるいは、人数が減ったのかどうか。そこら辺のところを、内訳をお聞かせを願いたいと思います。当初予算で、いわゆる見ていなかったのかどうかということです、逆に言うともね。お願いをしたいと思います。

それから、ちょっと確認であります、民生費の児童福祉施設費で、広域入所児童保育実施事業ということで増えたということなのですが、通常千代田町の保育所に入れる場合には、何か11月ごろに申し込みをさせて、もうそれ以上途中から入所はさせないというような話があったわけでありましてけれども、この辺のところ、運用が児童福祉法に沿ってやるならば、増えたらその分ちゃんと措置しなければならないということはわかるわけですから、それは広域入所だけでなく途中で増えても、やはりそれは受け入れるべきではないかという立場から、この実態はどうなっているのかお聞かせを願いたい。何人が増えたのか、お聞かせを願いたい。どこへ行くというのをね。

それから、38ページの町営住宅解体工事費につきましてですが、これにつきましては当初予算ではどのように考えていたのかお聞かせを願いたいと思います。要は、当初予算では見ていなかったものを補正をするということになりますから、移転補償費2軒分を出すということも、要は住んでいる人にとっては寝耳に水になったのではないかというのが私の危惧するところでもあります。慌てて移転しなければならないという状況。まだその話はいっていないと思いますけれども、要は当初予算でここは出ていってもらいましょうという形で決まるかどうか、予算が決まるかどうかなのです。ところが、当初予算では見ていなくて補正で出してくるわけですから、入居者にとっては、これは大変なことなのです。急に千代田町がこれで補正をされたら、私はほかのところへ行かなければならない。補償しなければならない。さあしてもらえるかどうかという、別にですよ、今住んでいるところを出なければならないということなのです。それから、この補正が通るかどうかによって変わってきてしまうということなのです。それを、やはりそういう運営が、住民にそういう不安を抱かせるような運営がどうなのかという立場から、やはり聞きたいわけがあります。

町営住宅解体工事そのものが、区画整理の道路に当たるから解体をする補正をしたいということなのです。この今提案されているのは。しかし、補正ができる、補正予算をとるとするのは、当初予算にない、見ていなかったもので、新たにお金が入るところが、当初見ていたよりもお金がうんと

入るようになったから、だからその分お金を使うのだというのは、これは一番の筋なのですが、この辺が千代田町は非常に混乱しているのです。要は、この区画整理に道路が当たるから、だから出ていってくださいよということ自体が、本来おかしいのですよ、私に言わせれば。なぜかといいますと、区画整理が今容易でない状況の中で、町から補助金をどんどん、どんどん出しているわけです。その補助金の中からそれを取って、それで壊そうというのです。皆さん、容易でない区画整理をやって、それで出ていってください。これではちょっと筋が通らなくなると思うのですよ。要は、区画整理というのはいつからやっているか、ここが道路に入るというのが決まったのはいつなのか、ここをお聞かせを願いたいわけでありまして。その時点で、その4戸は壊さなければならないという、これが確定していたのかどうかなのです。問題はそこなのです。区画整理に当たっている、予定線に入っている、だからいつかは出ていってくださいよということで、そこへ入居をさせないとか、そういう方法はとれたわけです。

しかし皆さん、考えてみてください。町営住宅というのは区画整理の事業ではない、千代田町の事業なのです。だから、その千代田町の事業が、都市計画税か何か知りませんが、その金を補助金、一般財源で補助を出して、そこからまた自分たちで570万だけ取って解体しようという、補償費まで含めると。これでは、ちょっともうこれは言いわけが立たないというふうに思うのです。なぜかといいますと皆さん、私この間町営住宅について政策的空き家、9戸ですか、11戸ですか、こういうものを、何であかせてあるのだと言ったら、区画整理で出ていかなければならないから、そういう人のための政策的空き家なのだ、もうそれを決めてしまっていたのですよ。それで今、もしもこれが補正が通れば4軒は取り壊す。では、あと7軒ですか、6軒ですか、5軒ですか、このあいてるところはどうなるのですか。まさにそういうごまかしで、今行政が進められていると言わざるを得ないということなのであります。

これは、これから討論でやりますけれども、いわゆる自治法の運用の仕方が、すべて自治法を承知の上でそれを逆用しているということが、もう明らかになったということなのです。知らないでこんなことをやっているのではないのですよ。ここにまさに千代田町の重大な欠点があるのです。このところを明確に、わかるようにご説明を願いたい。2軒分なぜ出さなければならないのか。もう出ていったはずでしょう、つくるというのが決まっていたのなら。出ていってもらうように話をしてあるかどうか、お聞かせを願いたい。

いわゆる町営住宅解体工事ということで、千代田町の方でこれが幾らぐらいかかるという見積もりをしたのか。区画整理の方で見積もりをしたのか、お聞かせを願いたいと思います。

1回目終わります。

○議長（小沢惣一君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 川島議員のご質問に対しましてお答え申し上げます。

最初に、町税でございますが、2点ばかり個人住民税の補正の500万円ですか、もう一点につきま

しては固定資産税の関係につきまして、確かに議員さん言われますように、ちょうど3月の定例会におきまして前税務課長の説明は、個人住民税につきましてはたしか定率減税の縮減により、また法人関係につきましては景気回復等による自然増という説明したかと思えます。この現状でございますが、この定率減税につきましても、先ほど平成11年度に税制改正されまして、17年度まで4万円を限度とした税額の15%が減税になるというわけでございます。なお、18年度につきましては、経過措置でその半分ですか、7.5%でございます。従いまして、平成18年度の予算では、正確に申しますと2,275万円ほど17年度に対しまして減額の予算を組ませていただきました。

なお、今回のこの500万の増額の補正の主な要因でございますけれども、所得税に関連しますけれども、一部修正申告並びに申告漏れ、また期限後申告に基づくところの住民税の反映の増額でございます。また、固定資産税につきましても、確かに言われるとおりでございますけれども、償却資産の申告につきましては法人税と同様申告制でございますので、1月31日までに申告されるものでございます。その新年度の予算は、1月20日前後にやや内定ではございませんけれども、事務方で一応決定するわけでございます。それに際しまして、3月の議会の定例会でご決定をいただくものでございます。内容としましては、法人会社がやや上向きで、償却資産の設備投資による増でございますけれども、いわゆるこれも先ほど申しましたとおり若干の申告漏れ、あるいは一部修正がございまして、今回収納率の関係もございまして、一応固定資産の納期限が奇数月でございまして、11月30日に第4期の最終の納期でございまして、いっばいに補正を出ささせていただきましたので、よろしくご理解のほど申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、障害者福祉費の関係でございますが、ご承知のとおり18年の10月から自立支援法が全面施行されまして、前半の4月から9月までが支援費事業、それから10月から3月までにつきましては自立支援事業ということで事業区分がされます。当初支援費事業で3,188万9,000円ほど予算をとっておりました。自立支援事業としては4,844万5,000円ほど予算をいただいておりますが、9月で支援費事業の方が終了いたしましたので、今回支援費事業の不用額を減額するものでございます。

利用者につきましては、施設訓練が3人ほどおりまして、延べ18人ということで支出をしておりますが、当初4人で見えておりましたので、その分が減ったということでございます。

それから、知的障害者施設入所医療扶助につきましては、当初9人を見込んでおりましたが、全然なかったということで全額減額でございます。

それから、身体障害者ホームヘルプサービス事業支援費につきましては、3人利用者がおりまして、残った1万8,000円を減額するものでございます。

それから、ショートステイ事業につきましては、1人予定しまして1人使っていただきましたので、

ちょっと予算が多かったと言われますとあれなのですが、その分を減額したわけでございます。

知的障害者のショートステイ事業につきましては、当初4人を見ましたが、1人きり利用者が出なかったということで減額でございます。

それから、知的障害者のホームヘルプサービスですが、2人予定をしまして2人の方に利用いただきましたして、残った額が減額ということでございます。

デイサービス、当初1人見ましたが、利用者が1人おりまして、残額を減額でございます。

障害児のデイサービス事業、こちらにつきましても当初2人予定をしまして、2人の方に利用いただきました結果、支援費として残額が生じたので、これを減額いたします。10月以降につきましては、自立支援事業、こちらの方で対応していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、保育園児の入所の措置費の関係でございますが、新年度の入園につきましては10月ごろ募集をしまして、年明けの1月ごろ入所判定委員会を行いまして入所の決定をしておりますが、その後出てきた方につきましては随時受け付けをしまして、例えば西保育園がいっぱいの場合は東でどうですかと、こういうような措置を実施しております。しかし、最近保育所入所かなり希望が多うございまして、もう西のゼロ歳児の部屋は入り切らないぐらいの数になってきております。ですから、増築等も今後検討しなければいけないかなというような感じでおります。それと、町内の保育園で不都合だと、勤務の関係とかで町内へ預けることができないという方につきましては、勤務地の近い保育園ということで広域入所というのがございますが、当初9人を予定して予算を計上しましたが、10人ということで、今後増えることはないと思っておりますが、1人増えたものですから、その分を今回補正をするものでございます。大泉町内の保育所が多いのですが、逆に大泉町からも受け入れをしております。現在3名ですか、こちらの保育園に入園をいただいております。今後また3月までに希望が出てまいりましたら、順次処理をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） ちょっとマイクが不調のようでございますので、少し大きな声でしゃべらせていただきます。

では、川島議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。三つほどあったかなと思うのですが、町営住宅の駒形団地の関係につきまして、いわゆる補償費関係が当初予算になかったのではないかと、こういうことでございますが、この関係につきましては現在、今年度区画整理の方でコンサルに依頼しまして、補償費等の関係をしまして金額が決まったために、今回補正をお願いするものでございます。

それと、道路等決まったのはいつかということでございましたが、平成7年の計画で仮換地決定が、平成16年の5月18日でなされておりますので、このときでございます。

それと、見積もりは区画か町かということで言っておりましたが、区画整理の方ではコンサルに算

定をしていただきまして、それと一部見積もりでございまして、一般の住宅の補償費関係と同じでございまして。

以上でございまして。

〔「見積もりはどっちでやる」と言う人あり〕

○都市整備課長（野村耕一郎君） 見積もり関係については、今言いましたとおり、区画のコンサルの算定によりましてしたものでございまして。一部見積もりでございまして。一般の住宅の関係の補償と同じでございまして。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 増収の方については、これがいわゆる住民に直接えらい打撃になるというものではないということで理解をしておきたいということでございまして。

それから、身体障害者の障害者福祉費につきましては、いろんな点で自立支援法ができて、いわゆる非常に困っている人が千代田でいるのかどうかということなのですよ、マイナスになった人が。そのところをちょっと明確にお聞かせを願いたいわけですね。この補正との関連がどうなっているのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、広域入所については、随時入所はできるのだということをお認めいただければ、これは私の方も何ら言うことはないということでございまして。要は、聞くところによりますと、住民の側からすると、11月で閉め切ってしまったのだから、もう入れないのだよというような形で聞かされていて、いわゆる福祉法の24条ですか、これをないがしろにするというか、そういった面があるのかなというふうに思っていたわけでありまして、ここへ来てそれはなさそうだというふうに理解をしておきたいというふうに思いますが、随時入所できるように今後やっていただくことが、当然町の仕事なのだというふうに私は考えますので、申し上げたいと思います。

それから、町営住宅の解体工事について、要は平成16年9月に区画整理が、このところをやるというのが決まったのかどうかということなのですよ。道路がそこへ、区画整理の計画で町営住宅が、そこを通るので、道路ができるので出ていってもらいますよということが言われていたのかどうかですね。なぜこんなことを聞くかということ、皆さんご承知のように公営住宅へ申し込むと、あいていないと言いますよ。「駒形あいていない」と言ったら、「いや、あれは政策的空き家だ」という形で入れなかったのですよ。まさにその裏であかせていた、9戸。あいていないと言っていた。これがおかしいのですよ。これは私も、実際に自分が対応しましたから。瀬戸井だったらあいているからと。「では、瀬戸井があくまで待ってくださいよ」というふうにおれもやってしまったわけですね。これはちょっとやはり法律の運用の仕方が、千代田町おかしいのではないかなというふうに思ったわけですね。

ですからその辺が、今この2軒の人が、いいですか、もう前々から入っていたのだと思うのですよ。それで、出なければならぬというふうになるのがわかっているのかどうかなのですよ。区画整理に

係っているのだから、出なければならぬというふうに分かっているのかどうか。もう既に話してあるのかどうか。それで一方で、区画整理で政策的空き家、入れるようにあけてあるのだという状況、これがあつたのなら、もうとっくにそこへ移っていたのではないかと。そこがどうも私は不思議なのですよね。それで、聞くところによると、修理するのに金かかるからと。それは確かに遊ばせておいた方が金かからないかもしれない。でも、入ってもこないのでしょうか。そこがどうなっているのですか、千代田町は。そのところをもうちょっとわかるようにご説明を願いたいというふうに思います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 障害者の関係でございますが、確かに法律改正によりまして、老人と同様サービス費の1割と食費、光熱水費が実費負担に変わったわけでございます。従来からしますと、負担が大きくなったわけでございますが、これによりまして特に困ったというような話は来ておりません。ただ1件、あるお宅で東毛更生園の方を利用しておったのですが、この負担が増えたからやめさせたのかどうか、ちょっとわからないのですが、通所を取りやめたという方はおります。

それから、保育所の入所の関係でございますが、これまでも随時受け付けをしてきております。ですから、川島議員がどこでお聞きになったかは知りませんが、受け入れを拒否されたというのではないと思うのですが、ただ広域入所の方につきましては、よっぽどの事情がない限りは町内の保育所優先でございます。そうですので、場合によっては広域入所は断られたというのは耳に入るかと思いますが、それはその人の勤務状況等を勘案しまして判断をしておりますので、そちらの方はご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） それでは、お答えをしたいと思います。

先ほど川島議員さん16年の9月と申していたのですが、16年の5月18日でございますが、このときに区画整理の仮換地の設定がされてくるわけでございます。仮換地の計画が設定されておりますと、図面等ができますので、それが決定されたということではわかっているのかと、そんなような話の中で、その道路の位置等ははっきりしていますので、わかっていると、そういうふうな形で考えております。

現在につきましては、その移転する方の、あとの2人の関係につきましては、里東団地の方に入るような形になっておりますので、寝耳に水の話ではないような感じでございます。

それと、政策空き家の関係につきましては、49年から建築をした住宅に加えまして、最近になって急に老朽化も激しくなりまして、ここ数年政策空き家と、そういうふうになされてもらったのと、それと区画整理の方の仮換地とあわせて、そういうふうな形で考え方をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 障害者の福祉につきましては、国の方もデメリットというものが障害者にとってあるということを認めつつあるということで、千代田町では困った話は聞いていないというけれ

ども、1件だけちょっとそれでかどうかわからないという報告かどうか、話は聞いたということですが、要はそういうことがあり得るといことが問題なのだということなのです。これは、要は何回も言いますけれども、地方自治法で千代田町という地方公共団体があるのは、そういう法律でもって今までに対応をしていなかった人を、福祉を増進をさせるためにあるのですね。低下させるためにはないのだということをご理解願いたいのです。そこのところが、残念ながらいろいろな点で、福祉の問題でも低下をさせるという、今の建築、町営住宅の取り壊しの問題でもそういうものがあるかなというふうに思うわけです。

確かにその2軒の人は、こっこの町営住宅の壊しの人は了解をして里東に入ると。ならば、あとあいていところはちゃんと修理して使うようにするのかどうか。それが、当初予算で本来ならば計画がされていなければならぬのですよ。そこがあいまいで、出ていくだけは出ていかなければならぬというのは、これはもうもってのほかなのです。しかも、それが区画整理に当たって、区画整理が見積もりをやる。町の資産に対して、何で区画整理が、では見積もりをやるのですか。そこを明確に教えてください。

○議長（小沢惣一君） 都市整備課長、野村耕一郎君。

○都市整備課長（野村耕一郎君） 政策空き家の関係なのですが、先ほど私昭和49年に建築をし始めた、そんなふうに申し上げたわけですが、建築後もう三十数年たちまして、かなりの傷みも激しいわけですが、修理代等を考えますと、この先費用も莫大に修理がかかりますので、今後の分についてはまた検討してまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

それと、町の施設なのに何で区画整理かといいますと、区画整理区域ということで、その方の事業としてやっているものですから、そのような形になったと認識しております。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてお伺いいたします。

先ほどは、指定寄附金の件で企画財政課長より説明をいただきました。遺族や親族の意思や目的に沿って使い道を明確にさせていただいたと、非常に喜ばしいことだろうと、こういうふうに思うわけですが。執行部の英断を評価できると、こういうふうに思うわけでありませう。

本題に入りますけれども、ページ数にして23ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費です。1目一般管理費で、節で19節負担金、補助及び交付金ということで1,000万何がしか負担金が補正予算で計上されているわけですが、これは非常に大きな金額でありまして、予想された事業ではなかったのか。内容はちょっとよくわからないのですが、これ町負担金としてこういうふうな数字が出ているので、何人ぐらい、どのように使われたのか、全体像がちょっと見えないのですが、その辺に

ついて、できれば説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 総務課長、栗原則雄君。

○総務課長（栗原則雄君） お答えします。

この人件費の総合事務組合への退職手当の負担金でございます。これにつきましては、職員の退職関係に絡むものでございまして、18年度で一応定年が2人一応いるわけなのですけれども、その後勤奨退職の申請が4人ほど提出されましたので、その関係につきまして1,036万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第57号につきまして、原案のとおり決することに賛成できないという立場から討論を行いたいと思います。

これまで質問をしてきた中で明らかになってきたところと思いますが、この辺をまとめてみます。まず第1、地方自治法第208条、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする」。そして、208条2項、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」。210条、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」。211条、「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前（中略）」であります。これは特別市がありまして、その分についてもですが、その分については別ということで、「その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない」。その2項で、「普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない」というふうになっております。もう一つ、217条、予備費ということで、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる」ということです。その2項、「予備費は、議会の否決した費途に充てることができない」。

これが、何でこんなことを言うのだということで説明をしなければならないのですが、要は208条については4月1日から3月31日まで、その年の歳出は、その年度の収入でこれに充てなければなら

ないということなのです。それで210条で、一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に編入しなければならないというのです。これが当初予算なのです。そして、それをどういふことをやるのかというのをちゃんと示して、それを議会に諮って予算を立てる、これが町長が議会に提案するということなのです。このときに、ちゃんと住民にわかりやすい説明をするということなのです。それが義務なのですよ、地方自治法で。ところが千代田町は、このいわゆる町営住宅の取り壊しの問題でも、当初予算知らん顔をしていたのですよね。確かにそれらしきことを言っていたのですよ。区画整理に当たるから、壊すのではないかなというようなことを言っていた。しかし、いつ壊すかというのは、本来だったら、平成17年度の最後の議会で、もう予算でそういうことを説明していなければならないのですよ。というふうに私は思うのですよ。まさにこここのところを、逆に言うならば、補正予算を組むということは、当初見積もっていなかったものを、お金が入るようになったから、だから補正を組むということなのです。ところが、千代田町そうではないのですよ。町長が出していいと言ったから補正組めるのだと、議会が賛成したから補正組める、まさにここが千代田町の最大の欠点なのです。それをにやにや、富岡さんなんかあれして、よいしょしておいて、にっこにこしていますけれども、やっぱりこれは重症と言わなければならないのですよ。

これは、なぜこんなことを言うかということ、知らないでそういうことをやってきたのならいいのです。町長や助役や課長は、みんなこの法律を知っているのですよ。知っているからこそ、これを逆用して、それで住民にそういう被害をもたらす、そういう場合があり得るのです。今度の特養に対する補助金問題も、その最大のものと言わなければならない。この補正では、この町営住宅の解体問題がそういうことなのです。要は当初予算で予算していないのに、区画整理に見積もりをさせて、区画整理が金出すからやります、これではあべこべもいいところでしょう。まさにこういう財政運営をやっているということで、これに対しては私は賛成できない、こういうことあります。

いろんな点で、細かい問題まで言いますと、ちょっと切りがなくなりますので、そういった意味で、そのプロセス、そして法律の逆用、これについては絶対に許すことができない。脱法行為であるということをおし上げ、反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

[5番（細田芳雄君）登壇]

○5番（細田芳雄君） 議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論申し上げます。

ただいま町執行部のこの補正に対しまして説明が、内容を細々、質疑者がおりましたので、私とすると大変質疑の中で聞かれたことを細かく説明していただいたので、わかりやすく受けとめました。その中で、収入については前の質疑の中で、収入が多くなったので、町民に対してその点では損はなかったでしょうから、認めるどころであると申しておりました。それは当然ですよね。払わなくてはならない税金について、それは町が収入として上げて、この補正の中に入れたということは当然のこ

とであります。

支出につきましても、最大の前者が反対しているところにつきましては住宅団地の解体ですか、住宅団地ではない、町営住宅のね。それにつきまして、移転しなくてはならないとか、解体については当初予算で入れておくべきだったという話でしたが、私は当初予算に入れることができない、金額が出なかった。説明によると、コンサルタントから計算してもらって金額が出たから、そこで今回の補正にのせたということは、何ら間違いではないと思いますので、賛成をいたして、皆さんの同意を得たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

ただいまから午後1時まで休憩します。

休 憩 （午後 零時05分）

---

再 開 （午後 1時00分）

[11番（小林榮一君）出席]

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第12、議案第58号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第58号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億7,601万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳入では一般会計繰入金及び退職被保険者等第三者納付金の追加でございます。

歳出につきましては、退職被保険者等の療養給付費及び葬祭費の追加によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 平成18年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第13、議案第59号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第59号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に52万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億8,521万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、医療費の一部負担金の判定基準額の改正に伴う電算委託料の追加及びそ

れに伴う国庫補助金等の追加によるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第59号 平成18年度千代田町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第14、議案第60号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第60号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から2,860万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億4,272万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、介護保険法の改正によりまして新予防給付と地域支援事業が創設されましたが、新予防給付のうち受給見込み数が、国の指針では従来の要介護1の約6割になるということとございましたので、これに基づき予算の編成を行いました。実際には2割にとどまり、また地域支援事業の対象者が国の指針では高齢者数の5%でしたが、実際には1.5%にとどまりましたので、両事業に関する予算の編成がえを行うものであります。

詳細につきましては、福祉課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

提案者が申しあげましたとおり、今回の介護保険法の改正によりまして、軽度の要介護者の方々に対するサービスを、より本人の自立支援に資するように改善しようとする新予防給付と、要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進する地域支援事業が創設されました。そこで、この対象となる方々を国が想定した数値では、従来の要介護1の6割が要支援2と判定され、新予防給付の対象になるということでした。また、住民健診を活用いたしまして、要支援、要介護状態になるおそれのある方々を特定高齢者としてリストアップし、介護予防事業を提供する地域支援事業の対象者につきましては、高齢者全体の5%程度になるのではないかとということで、本町でもこれに基づきまして予算編成を行ったわけでございます。しかし、実際にふたをあけてみますと、私どもの読みが悪かったということで反省しておりますが、予想をはるかに下回り、要介護1のうち新予防給付に移行いたしましたのは17人とどまりました。また、特定高齢者として把握できたのが、高齢者総数の1.5%の34人でした。また、その34人のうち、実際にお会いをしまして、自宅を訪問して事業の利用希望をとりましたら、実際に希望された方は12人でした。今回事業が減った分、国県支出金、支払基金の交付金、一般会計の繰入金、これらが減額となったわけでありまして、新予防給付及び地域支援に係ります歳入歳出予算を今回修正をするものでございます。

では、お手元の7ページをご覧いただきたいと思っております。事項別明細によりまして説明をさせていただきます。まず、歳入でございますが、3款1項1目の介護給付費負担金を2,050万6,000円減額いたします。

次に、3款2項2目の地域支援事業交付金を75万円減額いたします。

次に、3款2項4目の介護保険事業費補助金ですが、介護保険法の改正に伴います電算システムの改修を行いました。これに対する国庫補助金が新たに交付されることになりましたので、37万1,000円を追加いたします。

次に、4款1項1目の介護給付費交付金を970万3,000円減額いたします。

次に、4款1項2目の地域支援事業交付金を92万9,000円減額いたします。

次に、5款1項1目の介護給付費負担金ですが、新予防給付の対象者が予想より減ったことから、逆に居宅サービス受給者がその分増加することが予想されますので、1,033万3,000円追加をいたします。

次のページをお願いいたします。県からの補助金でございますが、5款3項1目の地域支援事業交付金を37万3,000円減額いたします。

次の7款1項の一般会計繰入金につきましては、520万1,000円減額をいたします。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項の総務管理費につきましては、財源更正の変更でございます。国庫支出金が入ることになりましたので、その分一般財源を減らすというものでございます。

次の2款1項の介護サービス等諸費につきましては、新予防給付が減る分居宅介護サービス給付が増加することが予想されますので、1,210万円追加をいたします。

2款2項介護予防サービス等諸費ですが、やはり新予防給付が予想より減ったことから、記載の金額を減額いたします。

次の2款4項1目の高額介護サービス給付費ですが、介護サービス給付費が増加しますので、高額負担者が増えることが予想されますことから、60万円追加をいたします。

次に、4款の地域支援事業費でございますが、地域包括支援センター用の車両につきまして、予算編成時には事業の対象としないということでございましたので、既存の軽車両、こちらを使用し、これまで業務を行ってまいりましたが、最近になりまして、地域包括支援センター用車両につきましても給付の対象となることになりました。また、来年度現在使っております軽自動車が廃車されることもあり、今回車両購入経費を補正するものでございます。

11節の需用費ですが、車両購入経費として2万8,000円追加をいたします。

次に、12節の役務費には自賠責保険料として3万5,000円、13節の委託料ですが、サービス利用者が予想より大幅に減ったことから405万円減額をいたします。

18節の備品購入費でございますが、車両購入費として98万2,000円追加をいたします。

27節の公課費につきましては、自動車重量税でございます。

次のページをお願いいたします。4款2項1目の包括的支援事業・任意事業費の19節負担金、補助及び交付金に総合事務組合負担金として2万7,000円追加をいたします。

以上簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第60号につきまして、確認のため質問をしたいと思います。

国庫負担金が2,050万6,000円ですか、これが減るということではありますが、この辺が、要は千代田町の介護実態の中から、その介護保険法が改正になって、要はその千代田町の介護をしてもらいたいという人がいたのに利用が減ってきたのかどうかということを私は知りたいわけではありますが、その改正介護によって、これまでよりも負担は増えてきたというのが、千代田町だけでなく全国的にそうだと思うわけではありますが、要はそれが、介護問題が前進をする、介護が十分、その質が向上

するという点から考えると、私はちょっと疑問があるかなというふうに考えるわけでありませけれども、その数字が出てきているのではないかなというふうに、質が低下をしていくということが、介護給付費の減、ここで介護予防サービス給付費3,400万、これについて減ってくると。

これは説明では、いわゆる思ったよりも減ってきたのだということでありませけれども、その見ていたものが、要求が減って、いわゆる予防給付費が減ったのならまだいいのですよね。ところが、その辺が改悪を、私は改悪だというふうに言いますけれども、改悪されたことによって給付を制限をされる、こういう状況になったのではないかというのが問題なので、その辺について利用を制限をされるというか、先ほどの医療費の問題ではないけれども、いわゆる抑制をするという状況になっているのかどうかということです。福祉課長は、よく利用者が増えれば町の介護保険料が上がるのだというようなことを言うておりますけれども、そういった状況が、今回改悪介護保険法によって負担は増えて質は落ちたという状況はないのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 川島議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、さっき詳細説明でも申し上げましたが、私どもの方で国の基準をうのみにしまして、特定高齢者あるいは要支援2に移行する人数を計上し、予算をとりましたので、今回実際ふたをあけてみまして、特定高齢者につきましては住民健診の折に問診をしまして、この人は危険性があるからということで自宅を訪問し、事業の参加をお願いをしたわけですが、予算編成時に予定をしました要支援2、57名ぐらい予定をしたのですが、実際事業参加いただいているのが12名でございますので、この関係で大幅な減額。また、特定高齢者につきましても、95名ぐらいは出るだろうということで予算を編成をしまして、その40%ぐらいで予算を組んだと思うのですが、実際に把握できたのが34名でございます。それで、34名の方を訪問しまして、包括で訪問をして事業の参加を呼びかけましたところ、12名の方の参加をいただきまして、今保健センター及び自立支援センターにおきましてサービスを提供させていただいております。

ですから、議員がご心配しているような介護の質が低下したとか、そういうので減額ではございませんで、あくまで私どもの当初の予定数字がちょっと多く見過ぎたということで今回減額をさせてもらったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 見積もりが甘かったというか、よかったというか、その辺が問題なのですよね、要は。介護の質を低下をさせないように介護予防を進める、運動を進めるという形になれば、要はうんと利用すれば保険料が上がるというような仕組みになっているわけでしょう。だからその辺が、いわゆる福祉課長は、何かそちらについては抑制するべきではないかというような立場に立っていたような気がするのですが、その辺については町長がそういうふうに指示しているからかもしれませけれども、その辺の実情というのはどういうふうになっているのか。要は、その2,800円だったです

かね、それが3,900円にもう上がってきたわけですよ、この間のあれで。しかも、そのグループホームをみどりの風ができたことによって、その総合計画から切って、3年間は少なくとも、もういわゆるグループホームの考えというのにはあり得ないというようなところなのです。

要は、そういうふうに払う方のお金はどんどん上がって行って、施設サービスにしても予防サービスにしても、そういったものの質が落ちてくる、こういう状況が起こってくるのです。そのためには、やっぱり福祉課長なり町長の認識が、そういうものを抑制をすれば、それは確かに金はかからなくとも、保険料は上がらないかもしれないけれども、そういう必要としている介護が、利用が抑制されてしまうのではないかというのを聞きたいわけです。だから、そのところが私が今回心配して、こういう形になったのではないかと。いわゆる国の言うことが、そんなに利用しないのに、これだけ使うからこれだけ予算とって、それを実行するためには保険料をこれだけ上げなければならない、こういうふうになるわけですよ。その辺が違うのだと言えば、それであれなのですけれども、やはりその辺が予算立てるときにはこれだけあるはずだから、だからこれだけ予算とらなければ、保険料とらなければ合わないのだよと言っておいて、今度は実際にやったら思ったより少なかったから、だから減らすのだよとなったら、取られっ放しなのですよ、住民は。そのところをどう考えるのか。私の考えが違っているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、予算編成時の私どもの見込み数字が多過ぎたということでございまして、その分元気なお年寄りが多いということでございますので、特に特定高齢者につきましては、まだ介護認定も受けないでいる方、この方の中から今後介護認定を受けなくてはならないであろうという方、こちらを把握しまして、できるだけ介護認定にならないよう、元気なままでいただくために地域支援事業でご支援を申し上げますと、こういうものでして、当初見込んだ数字が、それが多過ぎたということで、今回実際に12人、事業参加者12人でございますので、その分が減額ということでございますので。

また、施設入所なり居宅サービスにつきましては、現在居宅が178人、現在といたしまして、私どもで把握できますのはどうしても3カ月おくれぐらいになってしまうものですから、9月末の数字でございまして、178人が居宅サービスを受けております。それから、施設サービスにつきましては79人の方が受けております。18年度の予定ですと90名近くになるのではということで、議員さんのお手元にもいっていると思うのですが、第3期の介護保険計画の中では90人程度出るとはではないかということで載せてございますが、実際の話施設入所者が極端に増えますと、やはり介護保険料にかなり影響してきますので、極力施設ではなくて介護度の軽い方でとどまっておきまして、できるだけ長い間いていただきたいというのが担当としての願いでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） できるだけ軽いでいていただきたいという願望はわかるのですよね、要はね。ところが、実際にはこの間皆さんご承知のように、容易でない人が増えているのだから、みどりの風を建設した方がいいやというような形でなっているわけですね。そのところは、要はではその178人というよりは施設介護79人、これはでは前年度実績からするとどういう状況になったのか、お聞かせを願いたい。

要は、実際にこれ予算してしまって、それよりはしていないのだから、それは補正もしなければならぬというのわかるのですよ。でも、それが十分その千代田町の介護してもらいたい人にとって満ち足りた介護になるのかというと、その辺がどうもちょっと心配なので質問しているので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） お答え申し上げます。

施設入所につきましては、前年もほぼ、手持ちに正確な数字がないのですが、ほぼ同様の数字だと思えます。近隣に特養できておりませんので、待機者は従前からAグループで10人程度千代田町おるものですから、今回町内に1施設できましたので、それらが今後は改善されると思えます。

また、すぐに、例えば町内にできたから、町内の人ですぐいっぱいになるとか、そういう施設は今までもございまして、徐々に地元の人が増えてくると。例えば、COMハウスがやはり開所した当時は、町内は大変少のうございまして、今ですともう三十六、七人町内の方が入っておりますが、ですから新しくできた施設につきましても、現在町内の方3名でございまして。そのほか千代田町に住所を移した方が3名、6名。ですから、千代田に住所がある方は6名入っております。これらも今後何年かいたしますれば、徐々に千代田町の方が増えてくると思えますので、川島さんよく今で言いますから、なかなかあれなのですが、長い目で見ていただきましてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第60号につきまして、賛成討論を行いたいと思えます。

なぜかといいますと、反対討論までいかないということとございまして、残念ながらということになりますが、私としますと。なぜそういうふうになったかということについて、要は千代田町の介護保険料値上げされることによって、ほかの住民税とか、そういったものも含めて老人の控除減る、こういったものも含め、非常に福祉高齢化社会のためにといいながら老人いじめが進んでいる実態があ

るという状況の中で、補正予算でありますから、当初見たよりも少なくなっているか悪いかということが、判断が非常に難しいということなのですよ。

それが、本当に福祉課長が言うように、元気でいて介護を必要としていない人がいる方がいいのですが、だんだん残念ながら年とるのですよね。進行するのですよ。そういう人たちに筋トレをやりなさい、そういうことになるわけです。そうしますと、やはりだんだんそういうものがおっくうになる。実際に私の家族でもそういう人いますよ。これまでは、この前のときは、1年前はいわゆる自立だと判定されたのが、今度はやっと1になったのですが、えらい進みぐあいですよ、1年間で。そういう状況の中で、千代田町の財政運営が、介護保険運営がそういう、残念ながら千代田町の高齢者が望むような介護保険の方向に行っていない。こういう状況の中で、町長なり福祉課長が、いわゆる抑制をすることが、やはり千代田町の介護保険をよくするかのように説明あるいは言っているということは、これは容認できないのだということを申し上げなければならぬために、この補正ではそういう問題までかわらない状況かもしれませんが、ここでやっぱりそれはちょっと批判をしておかなければ、指摘しておかなければならぬということで、賛成討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第60号 平成18年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

---

#### ○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第15、議案第61号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 議案第61号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の歳出につきまして、財源内訳の組みかえを行うものでございます。補正内容につきましては、一般管理費の追加及び管渠整備費の減額であります。

詳細につきましては、水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 水道課長、君島悦男君。

○水道課長（君島悦男君） それでは、補正内容の詳細につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の事項別明細書の5ページ、6ページをご覧いただきたいと思います。最初に、歳出の関係でございますが、第1款総務費の一般管理費を135万5,000円を追加するものでございます。これにつきましては、平成17年度事業に対しまして、平成18年度納税分の消費税が確定したための関係でございます。

また、次に第2款事業費の管渠整備でございますが、135万5,000円減額をするものでございます。内容につきましては、設計委託料500万円の追加及び工事請負費が635万5,000円の減額によりまして、消費税分と設計委託料の組みかえをしたものでございます。

最後に、補償、補填及び賠償金でございますが、50万円を工作物等移転補償金から水道管等移設補償金に組みかえるものでございます。詳細につきましては、補正予算書の説明に重ねて記載してございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第61号 平成18年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

---

#### ○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第16、発議第5号 飲酒運転撲滅に関する決議（案）についてを議題と

いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

14番、坂本金光君。

[14番（坂本金光君）登壇]

○14番（坂本金光君） 飲酒運転撲滅に関する決議の（案）について提案理由の説明を申し上げます。

本決議案は、交通事故のない、安全、安心した明るい社会を実現することが私たち千代田町住民の切なる願いであります。

しかしながら、昨今交通事故情勢は大変厳しく、飲酒運転による痛ましい交通事故が頻発しております。社会全体の飲酒運転撲滅機運が高まっているところであります。

これから年末を控え、飲酒運転に係る悲惨な交通事故を千代田町から発生させないために、「飲酒運転を絶対しない、させない、許さない」という地域住民の固い決意と社会環境を醸成していくことが重要であります。

よって、千代田町議会は、関係機関団体と連携を強化し、町民と一体となって飲酒運転の撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことをここに決議いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 飲酒運転撲滅に関する決議（案）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（小沢惣一君） 挙手全員であります。

よって、発議第5号は決議されました。

暫時休憩します。執行部は連絡あるまで退席願います。

休 憩 （午後 1時46分）

[執行部退場]

---

再開 (午後 1時47分)

○議長(小沢惣一君) 休憩を閉じて再開いたします。

---

○太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○議長(小沢惣一君) 日程第17、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法については指名推選にすることと決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定いたしました。

よって、太田市外三町広域清掃組合議会議員に、私、小沢惣一を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました小沢惣一を、太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沢惣一君) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名した小沢惣一が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時47分)

---

[執行部入場]

再開 (午後 1時51分)

○議長(小沢惣一君) 休憩を閉じて再開いたします。

報告いたします。太田市外三町広域清掃組合議会議員は小沢惣一になりました。

---

○次会日程の報告

○議長(小沢惣一君) これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします。

なお、11日月曜日、総務文教常任委員会は午前9時より、12日火曜日、福祉環境常任委員会は午前9時より、13日水曜日、経済建設常任委員会は午前9時より、それぞれ全員協議会室において開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小沢惣一君） 本日は以上をもって散会いたします。

散 会 （午後 1時52分）

## 平成18年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年12月15日（金）午前9時開議

（その1）

日程第 1 一般質問

（その2）

日程第 2 委員長報告 平成18年 請願第3号

全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書

日程第 3 委員長報告 平成18年 請願第4号

道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についての請願書

日程第 4 委員長報告 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の中間報告

日程第 5 議案第62号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 閉会中の継続調査の申し出

（その3）

日程第 8 発議第 6号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（15名）

1番	福	田	正	司	君	2番	小	林	正	明	君
3番	柿	沼	英	己	君	4番	富	岡	芳	男	君
5番	細	田	芳	雄	君	6番	黒	澤	兵	司	君
7番	今	井	和	雄	君	8番	野	村	年	男	君
9番	大	谷	直	之	君	11番	小	林	榮	一	君
12番	青	木	國	生	君	13番	野	中	角	次	君
14番	坂	本	金	光	君	15番	川	島	悦	男	君
16番	小	沢	惣	一	君						

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	襟 川 幸 雄 君
助 役	高 木 敬 司 君
教 育 長	大 澤 洋 生 君
総 務 課 長	栗 原 則 雄 君
企画財政課長	川 島 賢 君
税 務 課 長	加 藤 忠 夫 君
住 民 課 長	高 橋 充 幸 君
福 祉 課 長	吉 永 勉 君
経済課長兼農業 委員会事務局長	林 節 君
都市整備課長	野 村 耕 一 郎 君
水 道 課 長	君 島 悦 男 君
教 育 委 員 会 教 務 局 長	塩 田 稔 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	田 島 重 廣
書 記	関 口 富 佐 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前10時15分)

○開議の宣告

○議長（小沢惣一君） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○一般質問

○議長（小沢惣一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。

初めに、2番、小林正明君の登壇を許可いたします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきましたので、これより一般質問に入らせていただきます。2番、小林正明でございます。

小中学校における不登校、いじめの現状とその対応策についてお伺いいたします。テレビ、ラジオ、新聞等でいじめの問題について報道されない日がないくらい社会問題化しており、深刻化している現状でございます。いじめのない学校などあり得ないと考えられ、不登校生徒への対応も含め、問題はいかに早く見つけるのか。文部科学大臣より「文部科学大臣からのお願い 未来のある君たちへ」と題したアピールも出されております。また、群馬県教育委員会は、いじめ緊急対策室を設置しております。家庭内教育への提言、相談、地域社会の要望、教師への指導力の向上策等、さまざまな問題があると考えております。また、心の問題において悩む生徒が増え、保健室登校生徒の対応で養護担当、相談員の教諭、先生方は奮闘していることと思います。

つきましては、現状と対応策、今後の展開について当局にお尋ねいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

小林議員がご指摘のとおり、今日本の各地で深刻ないじめが後を絶たずに、そのいじめに耐えかねて死を選ぶという事件が相次いで起こっています。教育委員会として、また一人の人間として、この事態に責任の重さを痛感をしている次第でございます。また、私ども教育委員会では、こういう事件が表面化をする以前から、子供社会にいじめは存在をするということを前提に考えてまいりました、この10月に中学校、11月に小学校2校の児童生徒から、教育委員会独自のいじめに関する無記名のアンケート調査を実施をいたしてございます。

その結果、いじめの現状は、中学校で申し上げますと、いじめを受けたことがあると答えた生徒は99名、いじめの現場を見たことがあると答えた生徒が144名、また自分自身がクラスメートや他の子供たちをいじめたことがあると答えた生徒は54名に上ることがわかったわけです。この数値が正しいかどうかわかりませんが、一応この数値を信用するとしても、まだここに書かれていないものがあるとすれば、これ以上の数字になるだろうと私も考えています。いじめの内容についても、殴る、あるいはけるといったような暴力行為から、集団による無視あるいはメールや手紙による嫌がらせみたいなもの、さまざまな形態があって、子供同士の間には複雑な人間関係であるとか、人間関係の苦しみの葛藤がそこに凝縮をされていると思っています。

順序が逆になってしまいましたけれども、本年度における不登校生徒の数は小学校が2名、中学校6名という数字になっていますけれども、この数字は若干の上下はありますけれども、ここ数年ほぼ横ばいの状況にあります。

3点目の命の授業でございますけれども、人権講話であるとか道徳教育、総合学習あるいはさまざまな機会をとらえて、人の命の大切さ、周囲に対するいたわりや思いやりの心をはぐくむ教育を学校全体で実践をしている次第でございます。

次に、4点目の授業時間の確保の問題でございますけれども、教育現場における先生方は、正規の授業のほかに時に補修授業が加わったり、部活の指導に生徒指導、また必ず翌日の授業のための資料づくりなどがございますので、想像している以上に多忙な勤務になっているというのが実情でございます。このほか文部科学省の方から次々とさまざまな報告書の提出要請が参りますし、正直もう少し児童生徒と向き合うことの時間を差し上げられたらいいというふうに思っています。

最後に、いじめ問題に関する対応策でございますけれども、先のアンケート調査の結果を踏まえまして、教育委員会の教育委員を含め、小中3校の先生方、それからPTA、それと中学校に配置してございますカウンセラーや相談員、その他を含めまして、いじめ対策会議を11月に発足をさせてございます。

いじめを社会から根絶するということが、いかに難しい問題であるかということは周知のとおりでございますけれども、このいじめの早期発見に努めて、児童生徒の学校生活がより安全に、また楽しいものにするを基本に議論をお願いをして、改善策の検討に努めてまいりたいと思っております。今後ともご指導いただくことをお願いをしまして、ご答弁いたします。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうもありがとうございました。

先日、私中学校のオープンスクールを見学させていただきました。その後に吉羽教頭の勧めもあって相川校長先生と校長室で忌憚のない意見交換をさせていただきました。そのときに、今教育長からもご答弁もありましたけれども、「中学校においてのいじめはどうですか」と、聞きにくかったのですが伺いましたところ「あります」と。ただ、学校職員皆本当に真剣にその対応策をとっております

と、そういう報告でございました。

一方、私いつも回覧板で見させていただいているのですが、「校長室だより」、たまたま私見たとき、いつも読ませていただいているのですが、昨今の例ですと11月16日にナンバー12、通巻58号ということで出されておりますのを見ますと、「いじめや嫌がらせのはがきは他人の人権を侵す犯罪です」とか「校長に相談してください」、あるいはいじめ電話相談、フリーダイヤルの番号とか、一生懸命校長先生やられている姿がこれでありありとわかってまいりまして、心強く思っている次第でございます。また、教育長の答弁いただきまして、いち早くアンケート、小中学校において画一なものをとられているようですので、多少安心した次第でございます。

たまたまですが、きのうこれはいじめの問題に取り組んでいるNPOのチャイルドラインというところがあるのだそうですが、ここで言葉での短い報告みたいのを聞きました。メール、インターネットを使った目に見ることができにくい、言うなれば教師、親がつかみにくい、そういったいじめが非常に多くなってきている。先ほど教育長の答弁にもございましたけれども、これが非常に問題化している。そして、いじめと加害者がよく入れかわってしまう、複雑化したケースが多くなっている。突然クラス内で無視されるとか、あるいはメールで悪口を吹聴されるとか、こういったことが我々が、大人として社会人の一般の常識の範囲で見ていると、見落としがちなのがたくさん見られるような気がしてなりません。

また、養護の先生、それから保健の先生、教諭の方たちも、非常にプレッシャーを受けているところでもあるかと思えます。特に、我々子供に向かって、自分もそうだったのですが、「何々君、頑張れ」と簡単に言葉で話していました。いじめに遭っている子たちは精いっぱい頑張っているのです。そういったところに余りそういうことを言うと、逆に禁句といいますか、プレッシャーがより強くなって、学校へ来られている子が不登校になってしまう、そういったケースも当然あると伺っております。授業がおもしろくないとか、いじめに遭っているとか、家庭や友人関係でいろいろ複雑な問題があるとか、不登校の話ですが、問題があるかと思えます。そういった方たち、子供たちを救うためには、学校の先生の温かい目、もちろん養護教諭さんの対応は言うまでもないことなのですが、そういう気配り、目配りを非常にやらなくてはいけない、そう考えております。

一方、先生方が非常に忙し過ぎる。相川校長と話をさせていただいたときも、自分の担当の教科に割ける時間は何%ぐらい、何割ぐらいでしょうかと伺いましたら、4割を切りますとおっしゃったのです。私は40%と思っていたのですが、4割を切りますと、先般いろんな情報といいますか記事を見ますと、特に教務主任、それからこの新聞記事によりますと学生主任と書いてありますけれども、特に教務主任さんの一日の時間割り、8時から22時30分までの時間割り、小中学校における日本の教職員の平均1日労働時間は11時間と報告もあるようですけれども、この先生、教務主任の方のスケジュールを見ますと、授業を行っているのは2時間でしょうか、45分を2回だけです。あとは打ち合わせとか生徒集会とか事務処理、もろもろで忙殺されておるのです。一方、学生主任さんの例を見ますと、

何とこの人は7時15分に学校へ到着しまして、部活指導等々をやっております。帰るとき22時、クラブチーム指導が終わって22時30分に帰宅と書いてあるのですが、その間授業をやっている時間というのは8時45分から12時15分、それ以外はすべて言うなれば打ち合わせだとか片づけとか講演会どころ、感想文のまとめ、クラブチーム指導等々にとられているのです。

そういったことで、なかなか難しいことはわかるのですが、学校の先生方がもっと子供たちに向き合える時間を何とかつくっていただけるように、そしてまた言葉の温かい言葉をかけ合うといえますか、痛みがわかるような教育をぜひお願いしたいと思います。まだいろいろ話すことはあるのですが、そういった点、ちょっと焦点が定まらないところもありますけれども、もう一度答弁をお願いできればと思います。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるように、今のいじめの実態が確かに昔の形態とは違ってきていまして、パソコンを使った掲示板への書き込みであるとか、匿名のメールの嫌がらせであるとか、そういうものが多数あるようです。その実態もかなりな部分に上っているのですが、ただ現実論からいくと、それは特定しようがないのです。どうにもならないのです。教育委員会も学校もそれを突き止めるという能力を持っていませんし、また犯人探しをするのが我々の仕事ではありませんから、被害を受けた子供たちがどうしたら心がいやされるかということに焦点を絞っています。先ほど議員がおっしゃったように、頑張っている子供にそれ以上頑張れというのは自殺を勧めるようなものですから、そういう指導はしていません。私どもは頑張っている子に対しては、もしいじめの実態の報告があったときに、「それは苦しかったね」、「つらかったね」という言葉をかけるようにという指導はしてあります。とにかく苦しい子供の気持ちを大人が真剣に長い時間聞いてあげることが必要だと思っています。傾聴と共感ということを徹底をして現場には指導しているつもりです。それが1点です。

それから、教師の多忙さの問題ですけれども、先ほど私も1回目のご答弁のときに申し上げましたけれども、まさにそのとおりで、避けようがない、改善のしようがない部分ではあります。文部科学省、国の方が考え方を考えていただかない限り、現場も教育委員会もどうにもならない問題です。それは一教育委員会が改善をするとか学校が何かをするなどということは考えられない、できない状態です。従って、町でもマイタウンティーチャーを各1校に2名ずつ配置をしてございますし、カウンセラーも相談員も配置をしておりますし、そういう部分ではできるところは手を打っているつもりですけれども、現実に文部省から流れてくるような書類をとめるというわけにもいきませんし、もう少しやっぱり時代が変わってというか、意識が変わってもら以外に方法がないのかと思っています。

いずれにしても、いじめを解決をするというのは口では簡単ですけれども、なかなかこれが決め手だというのはないのですけれども、やっぱり一番基本になるのは、いじめを受けた子供が先生方や周

りの大人に、その事実を素直に報告のできる体制をつくることだと思っています。幾らいじめ電話を設置をしても、どんな整備をしても、周りの大人がそれを設置しただけでも何も考えていなければ、その大人のところに報告は来ないと思います。特に先生と子供の信頼関係を構築をする、そのことが1点、一番大事なことだと思っています。先生と子供の間に関係が繋がっていれば、いじめを受けた生徒は直ちにその事実を報告をするでしょうし、その報告をしてきた児童を先生が守り通すという信念があれば、必ずいい方向に結びつくと思っています。今までもそういう指導はしてきましたし、これからもそういうことで指導はしていきたいと思っていますし、学校と教育委員会が一体になって、そういう部分でこれから進めていこうと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

終わります。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） 命の授業、心の教育と、先ほど教育長の答弁の中にも少し入っていましたが、まさしく一教育委員会だけではどうしようもないところの話もわかりました。先生方が多忙過ぎる、この間やっぱり国の報告でしょうか、教師が多忙過ぎる理由というのを四つほど表現されております。ご承知のこととは思いますが、私も自分自身改めてそれを確認しているつもりです。まず、子供の多様化、それ1番です。2番が父兄からの苦情、3番が教員評価制度、そして4番が担当授業時間以外の雑務、雑務と言っただけではいけないのしょうけれども、授業の事前準備が不足してしまう。先ほども申し上げましたけれども、児童と触れ合う時間がなかなかとれない。よって、いじめの発見もおくれる。あるいは、子供たちに十分な声をかけることができない。よって、先生と生徒の間にすき間ができるいいですか、そういったところがどうも見受けられるような気がしております。幸い千代田で私深刻な話を伺っていません。東西の小学校、中学校において、はっきり言えば三面記事に載るようなことは今のところ私自身も聞いておりませんから、今のところはよろしいかと思えます。

話を戻しますと、命の授業、心の授業なのですが、ぜひこういったことをいじめをなくす、人を大切に思う心を育てる教育が大事かと思っています。思いやり、生命尊重、郷土、学校、家族のあり方、友情など、これは新聞の記事の受け売りで恐縮ですけれども、北海道教育大学がいじめ学校16分野ということで、道徳指導の実践例を公開しております。こういったものをどんどん我々の町の中、教育委員会としてもぜひ検討されていると思いますが、もう一度見ていただければと思っております。個人、今まで例えば教育基本法、今いろいろ論議されている最中でもございますけれども、改正案の核心は個人、個性ばかりが強調されている現行に対し、公共の精神、伝統と文化の尊重、国と郷土を愛する態度を盛り込んでいることだと書いてあります。我々さまざまな体験する中で、公共の精神というのを覚えてきたわけです。その中には、命の尊重は当然のことであるわけでございます。そういったことで、どうか先生方が忙しい、教育委員会さんも国の指導、県の指導等々、非常に多忙または対応が大変かと思えます。ただ、我々の次の世代あるいは次々世代を含めた子供たちを慈しむ、そういう気持ちというのはもう教育委員会さんはしておりまして、当然強いかと思えますけれども、よりも

っと考えていただければと思います。

最後にいたしますけれども、小学生の3割が人は死んだら生き返る、これは群馬県の生命に対する実感乏しいと、研究指定校450人調査したところ、そういうアンケート結果も出ております。要は、ゲーム等々で簡単に人を殺すことができる。また、それが生き返る。そういったゲームが多く、映画においてもそういう場面、テレビにおいてもそういう場面がたくさんあるわけですがけれども、どうも家庭内の教育指導も含めて、もっともっと学校と家庭、そして学校と子供、当然子供と家族というのは当たり前のことですがけれども、そして地域社会、何か言葉はちょっとうまく表現できませんけれども、いい意味のリンク、それをぜひもっともっと構築するように、私自身も考えたいと思います。また、教育委員会さん等も考えていただければと思います。

つきましては、その辺のところ、ちょっとまとまりにくかったですけれども、もう一度ご答弁いただければありがたいです。お願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 教育長、大澤洋生君。

[教育長（大澤洋生君）登壇]

○教育長（大澤洋生君） ご答弁申し上げます。

教師の多忙さというのは、理由はさまざまあるわけですがけれども、幾ら忙しいとはいっても、何を優先させるかという問題だろうと思うのです。忙しいからといって、子供の命にかかわるいじめを後に回すということは考えられませんので、そちらを優先させていくという指導で現在考えを進めています。いじめとか、命ほど大切なものはないということですから、そこを考えていきたいと思っていますし、先ほどお話にあった小学生の3割が人は死んでも蘇生するとかという話がありましたけれども、それも含めて今の子供がそういう考えを持っていたり、いじめに参加をしていたり、いじめを見て見ぬふりをしていたりするというのは、正直言って大人社会の反映だろうと思うわけです。大人社会を見ているから、子供はそれをまねている。親の後ろ姿を見てそうなっているということだろうと思うわけです。従って、そういう部分ではこれから社会教育とか生涯教育の分野での意義が非常に問われてくるだろうと思っていますし、そちらで保護者の方の協力をしていただいて、いろんな場面に参加をしていただいて、保護者とも話し合える機会であるとか、いろんな講演会を催すとか、そういう部分でしていけたらいいと思っていますし、基本的には親が変われば子供が変わる、教師が変われば児童が変わるということだろうと思うのです。そういう方向で進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いします。

2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） それでは、続きまして、第2問目に入らせていただきます。

ハザードマップの作成についてお尋ねいたします。住民の生命、安全と財産を災害から守ることは町当局の最大の仕事であると考えております。その目的のためハザードマップを作成し、災害時において的確な避難経路、避難先、避難場所を図示し、住民の皆様が早く、少しでも安全に避難することができるように考えるべきだと思います。近年全国各地で集中豪雨、台風による洪水はんらんや地震が多発、突風、竜巻による被害も深刻化しており、記憶に新しいところでもあります。また、1947年のカスリン台風の教訓も再考し、防災マップからハザードマップへ内容を充実させて作成していただくよう、お願いしたいと考える次第でございます。当局にそのようなお考えあるのか、お尋ねいたします。なお、館林市、板倉町、明和町には洪水ハザードマップが作成されております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 小林正明議員のご質問にお答えいたします。

ハザードマップの作成についてのご質問でございますが、言われるとおり、近年地球温暖化の影響を受けてか、世界各国において異常現象による災害が多発しております。日本においても、台風等の集中豪雨、大規模な地震、竜巻等が多く発生し、甚大な被害を引き起こしておることはご承知のとおりでございます。

現在、国土交通省利根川上流河川事務所による東京都、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、の1都5県、利根川上流・利根川広域防災協議会を平成17年4月に組織いたしまして、防災関連情報の共有化と沿川の市町村のハザードマップ作成に関する一体的な取り組みを行っているところでございます。

本町におきましても、利根川上流河川事務所及び近隣の市町と連携しながら、浸水想定区域、避難場所、経路、避難伝達方法を盛り込んだハザードマップの作成を進めてまいりたいと考えておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） どうもありがとうございました。

住民と当局の防災意識、情報の共有化策、それから安全な避難方法、先ほど町長の答弁にありましたからよろしいでしょうけれども、我々緊急状況、状態になったときに、実は私の前の職場での同僚、議員が阪神・淡路大震災の震災者で何名もおりました。まさしく神戸生田区、それから兵庫県の芦屋市、あの辺で被災を受けた、大阪市内の人もいましたけれども、10階建てのマンションが半分傾いて、家具等が本当に飛び交うように飛んできて、幸いその家庭の場合は奥様が1人でいらしたそうですけれども、テーブルの下に駆け込んで難を逃れた。一方、芦屋の方は木造2階建ての家でした。何と1階の柱が全部折れまして、上からそっくり2階が1階になってしまった。おばあちゃんがいたのですが、死傷することはなかったと伺っています。一方、火災によって生田区の同僚は6時ちょっと過

ぎの震災時間だったものですから、まだ寝ていたのでしょう。パジャマ1着のみを残してすべて焼失したと、そういったことでもありました。我々非常に地震あるいは突風、竜巻、台風等々それぞれ経験しておるわけですが、本当にでは自分が極度のそういうパニック状態に陥ったときに何ができるのか、まして弱者と言われる人たちはどういう対応ができるのかと、非常に心を痛めるところでもございます。

つきましては、大地震を想定した、あるいは火災を想定した場合の話ですが、もちろん風でも結構なのですが、そういった実体験ができるような住民、町民の皆さんに対する訓練をやっていただければと思います。例えば、起震車で地震の体験です。私、先般研修視察のときに栃木県の防災センターへ行かせていただきました。そのときにマグニチュード7の震度を体験させていただきました。これは先ほど申し上げた阪神・淡路大震災の震度でございます。5まではこんなものかと思いました。6、7となったら、正直寒気を覚えました。何もない部屋であったわけです。あれが通常の家屋の中であつたら、当然物が飛んでくる、そういう震度でありました。また、煙体験、これまた真っ暗の中で煙が充満された中で避難する、これまた大変な経験をさせていただきました。そして、風です。風は物が飛んでこない状態の風ですから、突風、竜巻等ダウンバースト等になりますと、大変な危険物が飛んでまいりますので、いずれにしましてもそういった防災意識をもっともっと大切に、防災意識の向上を図るべく、町に考えていただければと思いますので、もう一度その辺のところ、答弁いただければと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 2問目の質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民と町の防災意識、情報の共有化策についてでございますが、町ではご承知のとおり、各種団体、行政区長を通して、住民参加による防災訓練を隔年ではございますが、実施しております。防災意識の高揚を図っております。また、災害時においてはいち早く、防災行政無線にて住民の皆さんに周知をしているところでもございます。

更に、避難経路誘導、避難場所の明示につきましてですが、避難場所の位置等につきましては、もしものときの避難場所「千代田町防災マップ」作成時には全戸配布をさせていただきましたが、現在は町のホームページにも掲載してございます。住民の皆さんが見るといっても不可能かと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。

次に、避難場所の確保についてでございますが、現在公共施設、各地区の集会所等39カ所の避難場所を指定しておりますが、建築物につきましても耐震工事を必要とする公共施設につきましては、順次整備をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

○2番（小林正明君） つきましては、状況、現在の町としての対応、そして考え方、理解することができました。ありがとうございます。

ただ、その中で一番避難する場所が私問題かと思っています。我々都市型の町でないですから、先ほど申し上げた阪神・淡路大震災の神戸の被災のこのようなケースというのは非常に考えにくいわけですけれども、地震においても風水害においても、もちろん火災においてもそうですけれども、そういったときにははっきり言えば家から離れる、あるいは家を失うことになるわけです。そうすると、緊急策として公共物のところに身を寄せるということになるわけですが、実はそれが一つの問題がありまして、町長の答弁にもございましたけれども、いわゆる耐震度の問題です。地震のときはその公共物が壊れていれば、もうどこにも行くことはできない。そういったことで、町内全体見渡していただいて、もちろん今財政危機突破計画進行中でございます。一遍にそんなことはできないという答弁はもう見えるような感じがするのですが、あえて申し上げますけれども、特に西部地区においては公共的なものが正直何もないのです。水源施設がありますが、いわゆる避難場所として確保できる公共物が何もないのです。

また、これはちょっと話をそらして恐縮なのですが、大泉町の公民館活動というのを見ていますと、非常に活発な成果を上げております。年に一度の大泉文化村での公民館まつり等もやっておりますが、当然我が町では文化祭と称してやっておるわけですけれども、もっともっと活発なコミュニティーセンターとしての活用、当然ボランティアで公民館長がおりまして、いろんなそこが情報発信の場にもなっている。言ってしまうと、町民プラザのミニ版と考えてもいいわけですが、先ほどお話し申し上げたように、町内全体で見ますと、いろんな意味で町の中心部、東部にはいろんなものがあるのですが、たまたま私は我田引水して言うわけではないのですが、西部地区においては先ほど申し上げたように、公民館と称するものがあるわけですが、十分なものはない。まして人口の正確な数値はつかんでおりませんけれども、2割から3割ぐらいの方が住んでいるのにというところがあります。

ぜひハザードマップの整備と同時に、ある意味では名前を、言葉の遊びかもしれませんが、地域安全マップとして地域のコミュニケーション力を高めることも含めて、その公共空間の場をつくってほしいと、それが正直な、いろいろ町民の皆さんからの要望といいますか、話を聞くところでもございます。ぜひ何らかの答弁が、その点についていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えをいたします。

それぞれの地域で安全に避難できる施設、そういうものが当然なくてはならないと思っております。今後の大きな課題として、町でも全体的なそういった網羅を見ながら考えていきたいと、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 以上で2番、小林正明君の一般質問を終わります。

続いて、15番、川島悦男君の登壇を許可いたします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 発言通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

発言通告の1点目は、差別問題と歴史認識についてということで通告要旨を出しております。町民憲章では、「人にやさしい美しいまちづくり」ということで、この宣言をしております。その中といえますか、その宣言では「一人一人がみんな幸せになりたい、人間らしく生きたい、この願いが私たちの生きがいや生きる喜びにつながります。かつて私たちの祖先はひたすら自然を愛することで、その恵みを受ける農耕の民であったに違いありません。そこにはお互いに助け合うことのとうとさと自然への思いやりが息づき、人と人、人と自然との営みが理想的に展開されていたことが想像されます。私たちはこの人と人、人と自然との信頼関係を大切に、同和問題を初めとするすべての差別をなくし、人と自然への思いやりで満ちたまちづくりを進めることを誓い、ここに人にやさしい美しいまちを宣言します」ということで、1、すべての差別をなくし、人権を尊重するまちをつくります。2、福祉を広め、思いやりのあるまちをつくります。3、小さな善意を積み重ね、心豊かなまちをつくります。4、健全な青少年をはぐくむ健康なまちをつくります。5、自然を大切に、清潔な美しいまちをつくりますということで、いいことづくめのように感じるわけではありますが、私はこの中でいわゆる差別問題あるいは戦争問題につきまして、いわゆる人と自然との営みが理想的に展開をされていたということであれば、戦争や差別は起こらなかったのではないか、またいじめの問題も今問題になっておりますけれども、そういったものが起こらなかったのではないかと。

ということは、どこにそういう戦争の原因、そして差別の原因、いじめの原因というのがあるのかということ、調べるといいますか、それを調査をし、それに対策を立てていくということが必要な問題だというふうに私は考えるわけではありますが、そのときに大事なことは本当にその「人にやさしい美しいまち」にするために、認識が例えばその戦争なぜ起こったのか、こういったことの点でどう認識をしているのか。差別がどうして起こったのか、この点でどう認識しているのか、これを聞きたいわけでありませう。

問題は、その辺が認識がずれていまして、やはりその解決策も違ってくるといいうふうに私は考えるわけでありませうので、ぜひともこの点について理想的に展開されていたものという形での認識でよいのかどうか。そして、町長がどのように、どうして戦争が起こったのか、差別がどうして起こったと認識しているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、さきの9月議会におきまして教育長に一般質問された内容と同じでございますが、平成6年に定めました「人にやさしい美しいまち」宣言に当たっての私の考え方は、教育長が答弁しました内容と同じでございますが、農耕民族である私たち日本人が自然を大切にすることの意味を改めて問い直すことは大きな意義があると思っております。人は自然にいやされて、自然にいやされることで人と自然が調和をし、そこに人間の生活が成り立つことを掲げたものでございます。

私たちの理想とする社会は、川島議員も同じかと思いますが、一人一人の人間性が尊重され、健やかに安心して暮らせるように、ともに支え合える地域社会の創造を実現することでございます。そのためには、人を敬う心、助け合う心、奉仕の心や自然を愛する心を大切にして、すべての差別をなくし、人と自然への思いやりに満ちたまちづくりを推進するために、「人にやさしい美しいまち」宣言を議会のご承認をいただきまして制定したものでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 一人一人の人間性が尊重されるということでもありますけれども、要はそこなのです。私がなぜ先ほどそういうことを聞いたかといいますと、本当に今の社会の中で一人一人の人間性が尊重されたような状況になっているかということなのです。今教育長と同じ、その憲章に対しては同じ考えなのだということで、いわゆる人と自然との営みが理想的に展開をされていたという立場の認識のもとに、人と一人一人の人間性が保障されていたというふうに、されているといたしますか、尊重されているというふうに感じているというふうなご答弁だったと思うわけです。今の状況で、今の答弁を聞きますと。しかし、ならばなぜ人権教育なり戦争なり、こういったものが起こるのか、この辺を町長に聞きたい。いじめ問題もそういうことなのです。いろいろな点で、その内容がどういうものであるか十分把握して、そしてそれをどう解決していくのかということでございます。ところが、その辺が何も人と人との関係が理想的に展開しているからいじめなんかないのではないかみたいな答弁なのです、今のでいくと。これでは、残念ながら私は納得するわけにいかない。要は、これまでの歴史に対して、いわゆる戦争や差別が忌まわしい歴史的経過というふうには私は考える。

ところが、町長は今の答弁、また町民憲章の精神でいくと、忌まわしい差別ではなかったというふうには聞こえるわけです。戦争も忌まわしい問題ではなかったというふうには、言っているのと同じだというふうには私は思うわけですが、町長はそれでいいのかどうかということなのです。だから、要はなぜこういうことが、戦争や差別やいじめが起こると考えているのか、その認識をお伺いしたい。いわゆる歴史的認識が、そういう状況で人と自然との営みが理想的に展開されていたというふうであれば、別にこれ以上何もやることないのです。でも、実際には起こっているでしょう。だから、国民の皆さん、金を出して税金を払って、いろいろな問題を解決しようと地方自治体、国というものをつくってやっているわけです。その辺が、明治憲法の時代の国というのはなんじ臣民という形で、天皇のため

の国民だった。ところが、今の憲法というのは、国民のための国会あるいは国民のための天皇ということなのです。そこの違いがどう認識できるかが、やはり町議会といえども政治の一端を担っているわけです。その中枢にいる人間が町長なのです。その中枢にいる人間が、自分の考えたことはすべて正しくて、それでほかの川島みたいな何でも反対するやつは住民に敵対しているのだと、福祉に理解がないのだと、こういう立場が堂々と今出ているではないですか。こういう事実がなぜ起こるのですか。そこのところを町長、どのように考えているのか、ご答弁願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えをいたします。

言っていることは、何か昔の戦争の認識だとか差別の認識だとかとっておりますけれども、千代田町はご承知のとおり、これは平成9年に差別問題を初め、町民が安心して暮らすまちづくりをつくらうということで進めてきたのが人に「人にやさしい美しいまち」宣言なのです。戦争の認識がどうのこうのと、今までやっていることでいろんなふぐあいがあると、そういうことではなく、もう差別もない、そして町民の人たちがよかったというような町をつくるための「人にやさしい美しいまち」宣言、これを議会の承認をいただいて決定したということなのです。ですから、認識がどう違うのか、川島議員はそれではどんな考えを持っているか、あえてこちらが聞きたいような感じがしますがそれでも、私はそういう社会ではなく、戦争やいじめのない社会をつくるための宣言をした。それに基づいて皆さんとともに頑張って、そういうまちづくりをしましょうという、これは宣言なのです。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 川島に聞きたいということで、どう考えているのか。戦争や差別がどうして起こったのか、いじめがどうして起こったのか。28分間ありますから、一つずつやらさせていただきます。

まず第1に、戦争がなぜ起こったのか。その点については、人権教育推進委員会ですか、その中では私の意見は申し上げましたが、簡単に言いますと、いわゆる少数の人が多数を支配をする、こういう状況の中で戦争というもの、人間の欲であるとか、そういったものの反映で戦争が起こるというふうに私は考えているのです。では、それは戦争をどう抑えるか、起こらないようにするかという問題については、また別の問題なのです。ただ、今問題になっているように、例えばあの第2次大戦が日本にとって、アジアにとって正義の戦争かのような、そういう認識の教育が今やられようとしている。こういう人が首相になったわけですから、これは非常に大変な問題なのですけれども、これを町長に何とかしろと言っても、これはどうにもならないのです。ただ、要は言えることは、町長がこの今の日本の憲法及び法律を守って、そしてその住民の幸せを願う、いわゆる「人にやさしい美しいまち」をつくらうと、本当に思っているならば、その認識がどうであるかということを知っているの。その

辺が戦争はどうして起こったかということについて、いわゆるいろんな条件があったと思うのです、これまでの歴史的経過の中で。だけれども、そういう忌まわしい歴史的経過があった。だから、忌まわしいというふうに考えれば、何とか戦争が起らないように、その人間として考えていく。人間個人が考えるのは当然のことです。町長ならば、もっと考えなければならないのではないですか。起らないようにするため、差別が起らないようにするため、「人にやさしい美しいまち」宣言なのだとしたことなのです。そうするためなのだと、だけれどもそういう過去のものについて忌まわしいと考えなければ、別にそれで構わないのではないかということになるわけです、教育長と同じで。そのところが本当にそれでいいのかどうかということです。

差別についても、これは少なくとも江戸時代の、その前からですね、いわゆる豪族の時代に戦争、戦争という中で、いわゆる力づくで自分の領土をとる、そういう中で力があつた者が領土を支配して、それで多くの農民、そういった人たちを支配して、それで自分が支配の中核にいたわけです。その中で、いわゆる江戸時代になって、そういうものの中から士農工商というのが出てきたわけです。その辺、町長、知っているでしょう。何でおまえそんなこと言っているのだとにこにこしていますけれども、でも町長が今そういうふうになににこにこして言っているけれども、この間の助役が私たちが出した不信任案を使って、解放同盟の群馬県連へそういう嫌がらせの文書を送ったことについてどう考えるのだと言ったら、あれで感謝しているというのです。これでその人権を守る、一人一人の人権を守っているのですか。名前出しては悪いから名前は出しませんが、少なくとも支部長がこんなことでいいのかというのを、私の考えを理解してくれて感謝していると、そうやって答弁しているでしょう。これで本当に一人一人が尊重される、そういう社会を目指してやっているというのかどうか。あくまでも強調するのであれば、また追認するのであれば、同じ答弁をしても構いませんけれども。

それから、最後になりまして、直接私も今回の問題の中でいじめというのを入れておりませんでした、要はいじめ問題の最大のそのかぎは、何がいじめになるか。今ちょっと私が教育長の答弁を委員会の中あるいは本会議の中で聞いておきますと、要は親の背中、これを見て子供が育つのだと、そういうことは確かなのです。しかし、それで親のまねをしていじめをするという問題ではないのではないかというふうに私は思うのです。何でかと思う。総務文教常任委員会の中での、いわゆる教育長の答弁は、要はいろんな点で対策は立てるけれども、どう対策を立てるか非常に難しいと、しかしいわゆる総務常任委員会の中で、そういったものについて議員の皆さんも協力してくださいとは言っているのです。今も協力してくださいと小林さんに言っているわけです。しかし、具体的に何の協力をしろとも言わないです。そこが問題なのです。それは教育長の問題だから、町長には関係ないかもしれませんが、そういった先ほどの嫌がらせ文書でも同じなのです。町長がそういったものを容認している。この姿勢、この認識こそが、今千代田町の大問題に発展しているわけです。この点、そうは思わないというのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 私も町民の生命、財産を守るという立場でございますから、戦争はしては困ると、そういう認識です。国の国会議員の皆さん方の人も交えて、そういう考えでいると、そんなふうに認識しております。ただ、国民を守るということは、国の総理大臣を初め国会議員の使命でもございますから、それはどのような方法で国民の生命、財産を守るか、そういう考え方はあると思いますけれども、それと差別問題とごしゃごしゃに何か言っているようでございますけれども、千代田町は私は差別はもうないと、そういう認識しております。そういう問題はいつも考えたことはございませんし、皆さんこの千代田町は隅々まで環境も整備されて、素晴らしい町であると、そういう認識しておりますから、議員がおっしゃっているようなことはちっとも感じていないのです。そういうことを申し添えて、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 続いて、2問目をお願いします。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 1問目につきましては、予想されたとおりということでございます。

2問目につきましては、健康ダイヤルの考えはどうかということで質問をしたいと思っております。これは発言通告と一緒に、当局もこの健康ダイヤル、館林のですが、これは実施している健康ダイヤルについてのチラシを出しておきましたので、参照していただいたと思っておりますが、これでは健康、医療、介護、育児など総合的な健康相談を年じゅう無休でサービスを提供し、館林では喜ばれていると、これについて住民の健康を守るという観点からだけではなくて、その自治体病院、直接言いますならば館林厚生病院の経営改善のためにも、その効果があるのではないかと考えるわけでありまして。なぜ、その効果があるかといいますと、今その厚生病院の方の議会に行かさせていただいておりますが、その中で健康ダイヤルの問題が出まして、いわゆる患者が困っているけれども、実際には本人自身は重症であるか軽症であるかというのがなかなか難しいと。そういった中で、すぐ救急で行くべきかどうか、119番するべきかどうかというような悩んでいるときに、その症状等も含めて夜中でも電話で相談が受けられる。そういうことによつて、病院側でも軽症であったと思われる人が納得していただければ重症の人を優先して見られる。そして、またそういう状況に今なってきているということなのです。重症の人を優先して見ていく、そういう病院にして、病院が住民の皆さんにその信頼を得ていく、そういうような方向も考えている。そういった中で、院長もこの健康ダイヤル、非常に喜ばれているという認識でありますから、この点でも私はこの効果があるのではないかと思います。

そして、最大の問題は館林の人はこういったサービスが受けられるけれども、千代田町の人は残念ながら、このままでは受けられないという状況。なぜかといいますと、これが自治体がやっているのではないのです。民間がやっているのです。それに対して、その負担金を払って、それで千代田町の住民が電話をした場合でも相談を受けてくれるということなのです。その金額が館林市で500万くら

いと、この辺のところについてはまだ正確な資料をとっておりませんのでわかりませんが、少なくともそういった負担をしている。そして、住民に理解をしてもらうと、また知ってもらう。また、相談する方もそれで喜んでいる。問題は、今自治体がやる場合に、健康問題、医療問題、介護問題、育児、こういったことになると、それぞればらばら、どこへ相談に行ったらいいかわからぬという状況なのです。そういう状況をも改善をしていく、こういうことができるのではないかと考えるわけです。そういうことが自治体が本来ならすべて総合して、すべて住民の皆さんが安心をして相談が町に受けられるということであればいいのですが、残念ながらこういったことを24時間対応するために職員を雇ったら大変な金がかかるという状況になろうと思うのです。そうした中で、いわゆる総合的な、たらい回しもしないし、民間だからお金もらっているからということで、そのサービスがいいかもしれません。24時間対応できる。お医者さんもいるとのことなのです。

そういう状況が、要は自治体がそれに対して対応をするかどうかということなのです。これは先ほど言いましたけれども、厚生病院の経営改善だけでないということは、例えばこれを大泉でやる、千代田でやるということであれば、その健康ダイヤルの中で、いわゆる救急の場合にどこの病院に今あきがあるか、そういった情報まであるそうですので、まさに一石二鳥。では、どのくらい金がかかるのかということになるわけですが、その点についてこれはいわゆる私に対しては福祉に理解がないのだからというようなことは言うておりますけれども、非常に町長は福祉に理解があるということでもありますけれども、それをやっぱりこういったことを実施をして、本当に自分が住民の皆さんに理解を得ていくというような努力をすることは、町長として当然なことだと思う。今これについて、町当局に対して館林の側からといますか、厚生病院の側からなのかちょっとわかりませんが、その要請はしてあるということでもありますので、その実態も含めてその実施方の考えをお伺いをしたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 川島議員のご質問にお答えします。

まず、健康ダイヤル実施の考えはあるかという質問でございますが、中身につきましては説明をされて、議員皆さん方、内容に対してはわかっておると思います。館林では既に健康ダイヤルは電話による健康、医療等の総合的な健康相談を年じゅう無休によってサービスを行っており、そういう状況で町民に喜ばれているところでございますが、本町におきましても現在国民健康保険の健康事業として新年度、平成19年度の予算として計上する予算編成を進めております。健康保険組合の方から助成金が来ますので、そういう有利な方法で千代田町は進めております。来年の3月の議会に予算案を提出いたしまして事業を進めていきたいと思っておりますので、そのときは予算案にぜひ賛同していただきたいと、お願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 19年度予算でやりたいということなのですが、ここの辺が国保でやりたいということなのです。こうなりますと、ちょっと私は異論があるということをお願いしなければならないのです。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、自治体間での格差が生じるという問題について、その地方交付税というのはそれをなくすために交付税制度というのがあるわけです。そういう中で、館林が国保でやっているから、そっくり国保でやりましょうというのは悪いわけではないのです。でも、私が今質問しているのは、町長が一般財源でやってもいいようなものだと、福祉に理解があるのであれば。国保というのは特定財源なのです。特定財源をそういうものに使うということについて、結局私は異論があるということです。やるなということではないのです。だから、その辺の検討はいつごろ館林からのどういう要請があって、どう検討してきたのか、この辺も含めてそれで19年度事業でやりたいということであれば、これはできれば一般財源でやっていただきたい。どの程度予算がかかるのかも含めて、ご答弁願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 質問にお答えします。

館林は健康保険でやっているか何だかわかりません。一般財源で多分やっているのだと思います。千代田町もいろいろ検討をいたしましたら、健康保険の方からそういった補助金が対応できるということですから、それがなかったら一般財源でやる予定だったのですけれども、補助金が出るにもかかわらず要らないというわけにもいきませんので、そういった財源を大切に利用していただいて、町民のサービスを進めていきたいと思っておりますので。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 館林からその要請というか、お願いというか、そういった形が来ていると、言っているということなので、それに対して館林ではどれくらいかかるというものがあると思うのです。だから、その金額が千代田町でもしこれに館林と同じような状況で、別のところでもいいですけども、同じところへ加入した場合どのくらい金がかかるのかということなのです。それが国保の補助金でとれるからやるのだということであればいいのです。ただ、私はいわゆる国保会計というのは特別会計ですから、医療を守る、このことに優先して使う。一般財源というのは、そういった総合的なものに使えるということだと思っております。だから、そこのところがどの程度かかるの、補助金がもらえるのにもらわないというような問題ではないというふうに町長は言っていますけれども、私はそんなことを言っているのではないのです。先ほどその交付税の問題は言いました。館林の住民はそういうサービスが受けられて、千代田町の住民はそういうサービスが受けられないというのは、交付税法のある中で、自治体が大きいから小さいから対応できないという問題ではないのだということをお願いしたいわけです。その辺のところを、金額等含めて町長のお考えをお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 住民課長、高橋充幸君。

○住民課長（高橋充幸君） ご質問にお答えします。

まず、館林厚生病院から要請があったのはいつかということですが、今年の8月に財政保健担当課長会議がありまして、その会議の終わりに厚生病院の事務局の方から館林の健康ダイヤルについて説明がありまして、住民サービスや病院経営に大変有効な方法ということで、担当課としても検討してまいりまして、今回新年度予算に計上したわけです。館林は国保の補助事業でやっておりまして、川島議員が申し上げましたとおり、500万弱と聞いております。同じところで見積もりとったところ、まだ見積もりの段階ですが、100万をちょっと超えるぐらいの金額で出てきております。健康ダイヤルも、医療費を抑制するという方法の一つだと思います。国保の方につきましても、医療費を抑制するという方法として保健事業として今回計上したわけです。また、この国保ですと、国保の被保険者に限るわけですが、いろいろ聞いてまいりますと、かけた人が国保の保険者かどうかを確認するということはしていないようですので、一般の方にも利用できますし、また住民全体が利用すれば医療費を抑制することになるかと思えます。川島議員がおっしゃっていたように、お医者さんにかかろうと考えていた人が、健康ダイヤルで問い合わせしてお医者さんにまで行く必要がないことが確認できれば、受診者が1人減り、医療費が減るわけです。また、医療機関の混雑緩和に役立つわけです。

議会初日の設立規約の議決をいただきました後期高齢者医療制度についても、根拠となる高齢者の医療の確保に関する法律では、やはり医療費の抑制を目的に40歳以上の方の健康診査や保健指導を、市町村国保や社保に義務づけ、中長期的に医療費の抑制を図っていくものです。この法律の題名のとおり、高齢者の医療を確保していくのが後期高齢者医療制度ということになります。川島議員がおっしゃっていたように、今後保健、医療、福祉、介護等、総合的に健康を維持していくことにより医療費の抑制が進められていくものと思われます。やはり医療費を抑制する最良の方法は健康を保つことだと思います。町としましても、住民の皆様の健康を第一に考えてまいりますので、今度ともご指導、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 以上で15番、川島悦男君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

ただいまから11時45分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時32分）

---

再 開 （午前11時45分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2から日程第7までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第2、委員長報告、平成18年請願第3号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより福祉環境常任委員長の報告を求めます。

福祉環境常任委員長、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 件名が全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書が川島議員より紹介されまして、福祉環境常任委員会では慎重審査いたしました結果、願意妥当と認められないため、全会一致で不採択となりました。

理由は、理想はわかりますけれども、財源等バランスを欠いたものであるということでもあります。

以上で報告といたします。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、本件について福祉環境常任委員長に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は不採択であります。平成18年請願第3号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願書を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（小沢惣一君） 挙手少数であります。

よって、全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願は不採択と決定しました。

---

## ○委員長報告

○議長（小沢惣一君） 日程第3、委員長報告、平成18年請願第4号についてを議題といたします。

請願審査報告書については、配付されているとおりですが、これより経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 平成18年請願第4号について委員長報告をいたします。

道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についての請願については、12月定例会で経済建設常任委員会に付託され、去る12月13日の委員会において、本件の紹介議員であります柿沼議員より説明をいただきました。

その後、慎重に審議を行った結果、道路特定財源の一般財源化により道路整備に必要な予算が確保されなくなるわけであります。また、地方における道路整備状況はまだまだ十分なまでに達していない現状でもあります。よって、道路特定財源はその性格上から一般財源化はせず、道路整備予算として堅持すべしとの意見がありまして、意見書提出の採択を委員会において全会一致で願意妥当の結論に達したものであります。

以上、採決に当たっての説明を申し上げ、委員会報告といたします。以上です。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、本件について経済建設常任委員長に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） いよいよ奇妙な状況になりまして、道路特定財源の一般財源化に反対することに私は反対なわけでありますけれども、千代田町の議会としては賛成であるということになるかどうかということで、委員会ではもうこれが賛成であるということが認められたというふうに考えるわけでありますが、要はこの特定財源を確保することによって、確保のまま今後も推移することによって、千代田町に対しまする利益といたしますか、この利益はどのようなものがあるかお聞かせを願いたいと思います。

要は、その特定財源化、これが今の千代田町の一般国道、残念ながら千代田町では国道というものはないわけですがけれども、聞くところによりますと、そこの新橋のものが促進されるのではないかとというような、その話も聞いているわけでありますけれども、残念ながら私はこの辺が非常に疑問なところなのです。なぜかといいますと、皆さん、この特定財源の一般財源化に反対をする意見を出してくれというのが、いわゆる国土交通省絡みで出されている。まさに、いわゆる北の方でやられたその問題でやらせです。これがその分野でもやらせ的なものがあるのではないかと考えているわけであり

ます。政府は、安倍政権は一応三位一体の改革の一環として道路特定財源の一般財源化を平成19年ですか、これに明記をするというようなことになって、一步後退をしたわけであります。しかし、その財政、いわゆる昔の大蔵省、財務省ですか、こっちもそういう三位一体の改革というものの中で一般財源化の方向を模索している。しかし、そういった中でこれまでの道路族といいますか、こういったところが一般財源化反対をしているわけです。本当にそれが千代田町にとって十分利益のある問題かどうかということなのです。

特定財源として確保をしておくことが、残念ながら私は千代田町の道路、それを整備促進というものが後回しになる、このように考えるわけ。ということはどういうことかということ、一般財源化することによって千代田町の道路にも使えるという、それは使うか使わないかは町長の感覚なのですけれども、要はそういうことができるということなのだ。その方が私は千代田町にとって利益になるというふうに考えているわけであります。また、社会保障にも使える、これも国の方が使うか、町長がそういったものにやるかというのは別の問題なのです。ただ、これを道路特定財源として確保しておくということは、固定しておくということは千代田町にとっては余り利益にならない。利益になるどころか、足を引っ張るものではないか、道路整備あるいはいろんな点で財源がないというような形で、先ほどの全額国庫負担での年金保障制度をつくれというような問題でも、財源がないということだから、その辺がやはり千代田町の議員が本当に千代田町でいろいろなことをやりたいというときに、その財源がないのかどうかということを本当に確認してやっているかどうかということ、ちょっと私は疑問なのです。例えば、今言った特定財源を一般財源化することによってそうしたものにも使えるわけです。そこにもいわゆる財源があるということなのだ。

そういう状況ですから、そういうものを確認してやって、さっきのものは財源がないから不採択にする。特定財源は言われるままに一般財源化に反対をするということになると、住民にとってはこれは往復びんたになってしまう。いわゆる利益になることは不採択で、不利益になることは採択では、これはもう千代田町の住民泣けないというふうに思いますので、その点の確認、どのようにしているかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 経済建設常任委員長、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 川島議員の質問にお答えいたします。

一般財源化された場合の影響ということでございます。そうしますと、道路分野の財政指数が減ってくると、それから道路ネットワーク整備がおくれる、交通渋滞、今現在私どもの住んでいる利根大堰関係、朝晩の交通ラッシュ、物すごいものが起きていることでございます。そういうことで、市民、県民の影響は大きいというふうに判断できるものではないかと思っております。それと、県の道路整備は費用の半分ほどが特定財源から補助されているわけでございます。特定財源の金額が一般財源化されなくなると、事業数が減ったり、いろいろな工期がおくれたりということで影響が出されてくるわけで

ございます。防災対策、先ほども一般質問でいろんな質問が出ました。防災体系や交通事故、やはり道路は立派な道路が整備されれば非常に少なくなる。そういう事情から、まだ十分とは言えないのではないかと思います。町の方でも、今東部住宅団地造成が行われているわけでございます。これの促進にもなる一端になれば使っていただいて、早期そういう販売等ができてくれば、町民としてまたプラスに考えるのではないかとということでございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 特定財源化を確保しておくことによって、交通渋滞が緩和されるということでありますけれども、その辺が私が調べたところでは、要は高規格道路であるとか高速道路であるとか、そういったところを優先に特定財源が使われているわけであります。この交通渋滞解消というのは、どこなのかということは東京都内なのです。東京に環状線があります。ここから放射状にすべて高速道路をつくと、それは東京都内の渋滞の緩和を図ることなのです。しかし、皆さん考えてみてください。委員長も考えてみてください。出られるということは入れるということなのです、車が一気に。ですから、要はこういったことを進めれば進めるほど交通渋滞が緩和されるのでなくて、ひどくなるというふうに言っている人もいます。私もそう思うわけです。そこのところが違いがあらうと。

それから、県の道路財源の半分が特定財源だという問題があります。これについては別に特定財源ではないといっても、要は一般財源だって県がとろうとすれば、それでとれると、それが県が実施する県道整備、こういったものに影響をするというのは、それは別に特定財源でなくてもできるのだということなのです。そこのところが、先ほどちょっと町長というか千代田町というか、そういったところでも執行者がそういったものを一般財源化すれば、それを使っていろんな千代田町の福祉を増進をさせるために使うということができるとということで、逆に特定財源化することが地方道の整備促進を後回しにするというふうに私は考えているのですが、その辺どのように確認したのか、お聞かせを願いたい。

交通事故対策が図れるということでありますけれども、これは例えば先ほど例に出しましたのは、利根大堰からの問題だということなのですけれども、国道ではないのです、あれ利根大堰というのは。いわゆる管理道路、それこそそういったところに対しての財源を使うというのは、特定財源よりも道路財源ということであればいいのです。特定財源というのは、なぜ特定財源なのかというと、ガソリン税であるとか、そういった重量税であるとかということなのですから、それを一般財源化すれば、簡単に言うと皆さんもテレビで見たとお思いますけれども、余っているのなら返してくれというのが国民の感情なのです。ところが、それは余っているのに返しもしないし、まだ確保をしておきなさいと、地方の皆さんが自分のところの道路整備がおくれるのを承知の上で、その辺がわからないのですけれども、承知の上でこういう意見書を出させている、これがまさにやらせなのです。もしも本当に千代

田町でこの特定財源というものが確保されたままというか、状況で何がでは促進するかという、先ほど言いました新橋です。これの建設、いわゆるそれでも高速道路ではないと思うのです。高規格道路ではないのです。一般国道なのです。一般国道も後回しなる。122号線も、その新橋も後回しなる。

だから、特定財源を特定財源として残しておくことによって、いわゆるそういうものが地方の道路整備が促進するのだという、ここがまやかしのだと私は思うわけ。最終的に、総合的にいいますと、三位一体の改革ということでやることは、言うことはいいことなのです。先ほどの千代田町の町民憲章と同じで、言うことはいいのですけれども、要は三位一体の改革でその財源を地方に分配をするときに、これまでよりも2割から、これは機械的な計算です。その分を要はよこさない。これまで国がその分配分していたのを、三位一体の改革だということで、いろんな点で交付税減らしてみたり、いろんなことで操作して、ほとんど2割の額が地方に回らない、こういう状況なのです。ですから、そういう中で三位一体の改革の中の一環として、道路特定財源というものが一般財源化される方向だったわけです。それ今皆さんが一般財源化するなという声を出すということは、やはり歴史とか、そういったものに逆行するものではないかと、そういうふうに私は考えますが、どのように考えて、委員会での審議はどのようになっていたのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 経済建設常任委員長、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 川島議員の質問にお答えいたします。

いろいろ一般財源化にする方がいいというお話も今出てきたわけですが、今法律で使い道が縛られていない自動車重量税のうち2,000億円程度、使い道が自由な一般財源化する方向で調整に入っているということが報道されております。お金の方も何かこの特定財源で余りかかっているということで、今いろいろ審議が入っているのではないかと思います。我々としては、受益者負担の原則に反することが大いに懸念される場所でもあるわけですが、道路特定財源は、受益者負担の原則による目的税であることを十分踏まえて、一般財源化、道路特定財源の用途を拡大することなく、一般財源化など道路特定財源の財源を全額道路関係事業に充てていただきたい。特に、地方においては、うちの方の部落でございますけれども、隣町と隣接しているわけで、何十年も町道でしょうか、これが整備されていない。多くのものが我々としては懸念されており、税の使い道の不利益をこうむっているということもございます。

いずれにいたしましても、先ほども議員がおっしゃいました道路がよくなれば車の出入りが激しくなるということをおっしゃっていました。前向きな姿勢で、多くの車が、近隣からそういう道路で多くの人たちが千代田に方に入ってくれば、町活性化に大いに役立つのではないかと、こういうふうに思うところもございます。私といたしましては、皆様方に対して提案理由として不足かも知れませんが、一応これをよろしく願いたいと、こういうふうにご理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） 余りいろいろ言ってもあれになってしまうのですが、ただ言えることは先ほど言いました道路がよくなって入れればという問題、千代田に入れればという問題ではないのだということです。その道路特定財源を特定財源として残しておくことがどういうことを招くかというところ、東京都内に千代田から、あるいは周りじゅうから入れるようになるということ。ですから、逆に千代田に入るのではなくて、千代田から出ていくというようになってしまうということなので、千代田が活性化をするというのは、これはもう勘違いだというふうに申し上げなければならぬわけなのですが、その辺がやはりわかっている、国の方は。国土交通省とか、そういうところ、道路族というのはわかっている、結局そういう渋滞解消のために地方の議会までこうやって出しているのではないかと、審議をされていて地方の議会から反対意見書が出ているから、だから一般財源化しない方がいいのだと、こういう道路族の身勝手な口実に使われようとしているというふうに私は思っているわけです。そうは思わないのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 経済建設常任委員長、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 議員の質問にお答えいたします。

最初に説明したとおり、千代田町、この地域全体ということではございませんけれども、やはり一応アクセス道路、これをつくりながら千代田町道路整備、これはなされることかと思えます。その中で、私どもの地方の道路整備、これはなくてはならないもので、お金があれば整備もできるということで、目的税として私としては当然なことだろうし、また使い道はそれぞれのところに訴えながら千代田町道路整備、十分に行っていくべきであろうと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。平成18年請願第4号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についての請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についての請願は採択と決定しました。

ただいまから午後1時30分まで休憩します。

休 憩 (午後 零時15分)

---

再 開 (午後 1時30分)

○議長(小沢惣一君) 休憩を閉じて再開いたします。

---

### ○委員長報告

○議長(小沢惣一君) 日程第4、委員長報告、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

中間報告書については、配付されているとおりですが、これより社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長の中間報告を求めます。

社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長、大谷直之君。

[9番(大谷直之君)登壇]

○9番(大谷直之君) 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会中間報告を行います。

本調査特別委員会は、県及び町長並びに補助金申請者等の意見聴取を行ってまいりましたが、いまだに結論を出すまで至りませんでした。よって、調査項目について下記のとおり中間報告を作成いたしましたので、報告いたします。

(1)、補助金の当否について。地方自治法第232条の2に該当する補助金であると認定されるが、その基準及び公益性については、いまだにあいまいであると言わざるを得ない。よって、補助金を出すことが適切なのか、調査を続ける。

(2)、密約があったかなかったかについて。このことについては、県及び町当局、更に施設側も概要書の提出を拒み、状況証拠の積み重ねにより約束があったと思われるので、調査を続ける必要がある。更に、3億円発言については、証言により存在をしたことが認められるが、2人の委員は認められないと委員会での意見が分かれたため、今後も調査を続ける。

(3)、農振除外及び農地転用について。農業及び農地を守るべき町当局及び県農地管理グループの農業振興地域の整備に関する法律第13条違反の疑いがあるので、調査を重ねる。

平成18年12月15日。千代田町議会議長、小沢惣一様。調査特別委員会委員長、大谷直之。

以上であります。

○議長(小沢惣一君) 説明が終わりましたので、本件について社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番、富岡芳男君。

[4番（富岡芳男君）登壇]

○4番（富岡芳男君） 委員長に質問いたします。

1点だけ、地方自治法第232条の2に該当する補助金であると認定されるが、その基準及び公益性について、いまだにあいまいであると言わざるを得ないという報告がなされておりますが、この公益性についてあいまいという意味、わけ、その説明をお願いします。

○議長（小沢惣一君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長、大谷直之君の答弁をお願いします。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

皆様ご承知のとおり、232条の2ということは、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができるということが2番であります。公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全く自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないということがうたわれております。ですから、公益上どうしてこれが必要ではないかどうかというものを、私たちの調査で見たところ、これが果たして千代田町の実情に沿うかどうかということで、私は平成16年の12月議会から発言してきてまいりました。皆様も会議録を見たり、あるいは私の機関紙を見たりしてご承知だと思っておりますけれども、この新型特養というのはオール個室ユニット型で、大変費用が建設費もかかるし、費用がかかるわけです。そういう中で、ホテルコストいわゆる建設費に総じてどのくらいの部屋代がかかるか、50床で。これはエクセルファイルということで、建設費によって値段が違うわけですが、そういう中で案分の計算で、20年間でこれを償却すると約6万円ぐらいかかるでしょう、5万円ぐらいかかるでしょうと、そういうことはもうわかっていたわけなのです。これは私たちの調査で平成16年のゼネコンでそういうことをつくる時は、そういうことは全部了解を得て、建設側に、そういう中で進んだという証拠も持っております。

ですから、そういう中で改正介護保険は平成16年に今度改正されますということは、私は11月に知り得たのです。そのことは皆さんによく説明したと思います。ですから、部屋代が6万円近く、5万から6万かかるというのは予定されていたわけなのです。そういう中にありまして、現実の問題としても維持費、食事代もかかっただけは今度個人からいただきますという改正されるということは、もう16年の11月にわかっていたわけなのです。すると、千代田町の町民は果たして本当にこんなに13万から15万かかるような施設ができて入れるだろうか、そのことを私は一番初め早く心配したのです。ですから、このときにもう国の方ではどういう方針かということ、地域密着型でミニ特養とかグループホームとか町長の認可、町の認可で例えば多床式4人部屋とか6人部屋だと滞在費が1万とか1万5,000円で済むわけです。そういう低価格で、そして地域の皆さんをお互いに支え合おうと、そうい

う中で進めるということがもううたわれていたわけです。ですから、私はこれは果たして本当に千代田町の公益性に合うのかどうか、そういうことを心配して今までこの1番のことについてもこれはもっと調査する必要がある、そういうことで来ているわけです。

これが一番私の、幾つもある中ですが、一番の問題点と思って、公益性についてあいまいと言わざるを得ないということで、そういう結論に達して、まだでも調査をする必要がある。110条ですと、法的な権限でどんどん調査するというのができないのです。相手が答えなければ、何で答えないというのが言えないのですから。そういう中で何回も調査しているのですけれども、これからも調査を続けたいということですから、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 大谷さん、そう言いますけれども、私はあいまいではない、そういう立場でいます。というのは、国、それから県は既に出ています。国、県が出ているということは、公益性があるから出るのでありまして、公益性のないものには補助金は出ないということであります。それから、大谷さん、今も13万から15万と言っていますけれども、実際聞いてみますと、約六、七万から13万ぐらいの間に入っていると、そういう実績もあるのです。ですから、そういう間違った額等を言って、まだ調査する必要があるというのはおかしいのではないかと私は思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長、大谷直之君。  
[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

まず、お金の件なのですけれども、言葉足らずで申しわけなかったですけれども、4段階ある中で所得の200万以上のある方というのが一番高く払うわけで、例えば生活保護を受けている方とか年寄り同士で住んでいてお金の収入がないというのは、介護保険の町の方から出されたことにうたってあるとおりであります。それを初め言えばよかったですから、それは陳謝いたします。

それから、国、県で認めたから出すのだと、これが出すのではないのですかという質問だと思うのですけれども、これは国、県が認めたから出すのではないのです。国、県は認めても地域でどうするかということで決めるわけです。今までの県の方のやりとりは、私が今までいっぱい質問しているいろんなこと言っているからわかると思うのですけれども、その点は今までの質問の中で理解していただけたらと思っています。

○議長（小沢惣一君） 4番、富岡芳男君。

○4番（富岡芳男君） 私は大谷さんとの見解が違ひまして、もう公益性については十分あると思っています。最後ですから言いますけれども、この委員会は結論が先にありき、それに理由づけのための特別委員会と、そんなように感じております。その点についてお願いします。

○議長（小沢惣一君） 調査特別委員会委員長、大谷直之君。

[ 9 番（大谷直之君）登壇]

○9 番（大谷直之君） 公益性について、もう少しお話いたします。

公益性があるのならば、資金繰りが容易ではないから当然町から補助金を出してくださいというわけです。何回も私が申し上げたとおり、資金不足、事業運営計画とか建設計画、みんなこれで大丈夫なのかと初期の段階で、青木議長のときだったと思いますけれども、ちゃんと書類をいただきました。そういう中で、心配するのは当然なことで、そういう中で始まったのです。ですから、県が決めた、国が決めたというのよりも、本当に施設に合うかどうかということ、それに公益性だからこそ地域の住民に対して情報開示をする。議員に対しても情報開示をする、こういうことがなされていないのです。公共性があるのならば、当然介護保険の保険者は町なのですから、地域の住民に適切な運営ができるように指導するということがうたわれているのですから、地域の住民の人に呼んだのがわかっているでしょう、何回も言っているから。数人で賛成しそうな人だったので、30分以内でやめてしまって、質疑応答も受け付けなくて、それで県の方には地域説明会をやりましたということで報告が行っていたのです。町の方からそういう飯塚生さんの話で町の方からそういう報告したと思うのですけれども……

[「そういうのは聞いていますから」と言う人あり]

○9 番（大谷直之君） ですから、そういうことが果たして公益性があるやり方だったかどうか、前盛んに私は言ったわけです。

[「その公益性ではなくて、有用かどうかの公益性、この施設が社会に対して」と言う人あり]

○9 番（大谷直之君） だから、そういう中で進んで、果たして本当にうまくできるかどうかということが今まで来たわけです。それから、この補助金調査特別委員会が、これが可否をどうするかということなのですから、認めるか認めないかなのですけれども、初めから疑いを持ってやったからこそ、そういう中で進んだのです。初めからこれはおかしいではないかと思わなかったら、こういう委員会は立ち上げられないし、賛同する人もいないと思います。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 5 番、細田芳雄君。

[ 5 番（細田芳雄君）登壇]

○5 番（細田芳雄君） 委員長に、この中間報告についてお尋ねいたします。

この中間報告について、これから先、委員長はこの社会福祉建設整備等補助金に関する調査特別委員会の中で、結論を本当に出すつもりがあるのかどうかということをもつて聞きたい。なぜかといいますと、今回中間報告として出された内容を見ますと、こんなことは12月議会まで引っ張らなくても9月議会が出たのではないのですか。もうちょっと早くスピーディーにしなければ、施設はもう開業しているのです。その中で、今ごろこういう中間報告を出したということは、私が思うに委員長

はこれに対して結論は出したくないのかというふうに思うのですけれども、その点をまずお答えいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 調査特別委員会委員長、大谷直之君。

[ 9 番（大谷直之君）登壇 ]

○9 番（大谷直之君） 細田議員の質問にお答えいたします。

委員長は結論を出したくないのではないかと、何も9月議会で報告してもよかったのではないかと、こういう質問でした。結論を出したくなかったのです。なぜ出したくなかったかと、まだ補助金をもう出さないとはっきりしてしまえば、これはもうそのときに可否をどうするかということだから締めくくりはできますけれども、まだ町長が今回出すということが予想されるというのではないけれども、もしものときには結論、締めくくってしまって、それが解散してまたつくるなんていってもなかなか手間のかかることだし大変なことだから、これは残しておいて、あえて残したのです。何かあって、また違う動きがあったりいろいろしたりすれば、当然これは調査しなくてはならないという、そういうことで締めくくらなかったというわけです。ご理解いただけたと思います。

○議長（小沢惣一君） 5 番、細田芳雄君。

○5 番（細田芳雄君） では、今1回目で聞いたことに対して結論を出したくなかったということですね。

[「調査する必要がありますから」と言う人あり]

○5 番（細田芳雄君） 結論を出したくなかったということを中間報告で出して、だったら町長がまだ補助金を出すと言うかどうかわからないから残しておくために結論を出したくなかったというのだったら、出すと決めてからこの委員会を発足しても同じだったということですか、この委員会をつくったという趣旨は。そこのところを聞きたいということと、この（2）の密約があったかなかったか、それについて県及び町当局、更に施設側も概要書の提出を拒んでいるということと、3億円発言について存在した、この概要書については私は特別委員会を傍聴したいということで傍聴に行ったときに、ちょうどこの問題やっていたと思います。そのときに概要書については、個人情報保護のもとで概要書そのものは出せないけれども、それの中から抜粋したものが出ていたと思うのです。その抜粋の書類では、この特別委員会によってどうだったかというのは決められない。決められたとしても、委員長の先ほどの答えで結論は出す気がないというのだから結論は出なかったでしょうけれども、施設側が個人情報保護のもとに出せないから、その中であらましのことは抜粋して書いてきましたという中で、委員会というのは審議していくものではないかと思うのです。

それから、3億円発言、これは3億円発言については前に富岡議員さんが委員長で、3億円発言について調査特別委員会がやっぱりありました。そのときに、やっぱり3億円発言というのは実証はできないということで締めくくってあるのでしょうかけれども、今さらここに来て大谷さんがここに3億円発言が存在したと言っているけれども、今さらお茶飲み話とか聞いた話という話ではないというこ

とをきちんと確認したいのですけれども、その辺のお答えをお願いします。

○議長（小沢惣一君） 調査特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

調査特別委員会は、私一人で決めているわけではなく、私の意見に沿って、意見ばかりいろんな意見を言う人がいるわけなのです。全部通るわけではなく、審議しながら進めたわけです。ですから、調査した方がよいというふうに結論づけられたのです。そういうふうにわかっていただきたいと思います。

それから、それに概要書はやっぱり一番初め申請者が県に提出した大もとなのです。ですから、どうしてもこれを明らかに見たかったのですけれども、これは本当に出していただけないのです。それがあれば、そこにただ状況証拠で町長が1億5,000万は約束していたとか、あるいは……

[「3億」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 違う、今1億5,000万の話しているのです。余計なこと言わないでください。

1億5,000万の福祉課長が9月13日ですか、福祉環境常任委員会で載っていたということが明らかになったから、これはもう明らかだと言わざるを得ないわけなのです。ですから、このことがどういうことを意味するかというのは、調査特別委員会として県の方に行ったのですけれども、県の方で補助金の約束があったのではないのかどうかということを知れば、お金が約束してあるのならば、約束状とか覚書とか確約書とか、何か私どもの調査ではそういうことが出ていたと聞いたので、いかがでしょうかと言ったら、町の方から約束したという金額のは出ていますと、ただ議会を通さなければ、賛同を得なければならないという話はしました。その金額は五千六百何がしよりも多いお金ですということまで明言しました。ですから、それがいつだったということが平成17年の1月だという話でした。ですから、そういうことは予算にもとっていないし、説明もない中で、概要書に載っていること、それが1億5,000万かどうかかわからないです。でも、お金を約束してあったということはある程度事実かというふうにだれでもとるでしょう。そういう中で、これはどういうことかというのは大変な問題だということで、私たちはこれは川島議員も含めてですけれども、ニューウエーブの方であるところは一生懸命調査しながら文に書いたり議会で言っていたわけです。ですから、何がしかのお金は、相当量のお金は町の方から約束していたと、そういうふうに判断せざるを得なかったのです。ただ、議会を通してからということには言っていました。議会は通っていなかったわけです、そういう話はまだ平成17年1月にはなっていないから。

それから、3億円発言ですけれども、これは調査委員会、一番初めつくった富岡さんのときの調査委員会ですね、そのときは3億円発言についてと、発言のことで終始やったわけです。3億円発言を私は聞いたけれども、言えないということを使ったわけです、最後まで。出さないでくれと言われてしまったから。だけれども、今度私どもで調査、そうしたら私が認めたというような言い方されたけ

れども、私はあんなことを言わない方がよかったということを書いて、それを認めたと言っているの  
で、会議録を見ればわかると思いますけれども、わあわあ、わあわあいろんな質問が相次いで一人で  
みんなの意見をやって、それでこっちは本当のことを言えないわけです、教えてくれた人が言っては  
悪いというのだから。今度調査して、私どもが調査委員会をつくって行ったときには、これは委員会  
として行ったのですから、議会でも発言したとおり、一人の人は2億から3億、お茶飲み話だけれ  
ども、町長がそういう話をしたということ。お茶飲み話が悪いのだというような意見を言う人が、私  
たちの委員会でもそれらしき話をする人がいたのですけれども、お茶飲み話でも首長が言ったこと  
です。

それから、私はもう一つのところへは私一人で行ったときそういう話を聞いたので、それをいいか  
げんにやるとうちのせがれが厳しいから人を連れていかなければだめだということで、それで黒澤議員  
を連れて行って、はっきり3億円ぐらいは出したいと言っていましたというのを聞いたのです。その  
ことをまたそちらでつくった委員会のときに行ったら、その人はそういうことは約束していないとか、  
そういう話らしきことを言ってテープもとってあると、それでまた私どもが調査委員会で行ったとき  
は、COMハウス並みのは出したいということで金額は言わなかったもので、もう一度4人、あとき  
6人ぐらいで行ったのか、そうしたら3億から3億5,000万ぐらいは出したいと言っていましたと  
いうことを言ったのです。ですから、一人の人は否定したわけではなく、一人の人が肯定したから約  
束は3億円の発言はあったとしか考えられないのだけれども、2人の議員が物すごく反発したので、  
それなので意見が分かれたために今後も調査を続けるとしたのです。あえてわざと延ばしているわけ  
ではなくて、調査がこれでも一生懸命やっているつもりなのですけれども、なかなか110条に基づい  
てという調査することが非常に難しい面もあるのです。その点はわかっていただきたいと思います。

あと何を聞いたのだから、ちょっと忘れてしまって、あと何だっけ、質問は……

〔「それでいいです」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） では、そういうわけでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 5番、細田芳雄君。

○5番（細田芳雄君） お茶飲み話の中で3億というのが、ほかの特別委員会の中で大変反発が出た  
ということなのですけれども、お茶飲み話で3億円発言をしたのがいいか悪いか、それはお茶飲み話  
とすればどんな話をしてもそれは構わないと思います、私も。だけれども、調査委員会で、3億円と  
いうのは大変な金額でしょう、大谷さんもよく言っているけれども、その3億円を出すとか出さない  
とかということについて、お茶飲み話の中で聞いてきた話だったと調査委員会でそんなこと調べてど  
うなるの。答えがそれで結論出せますか、よその人がお茶飲み話で今度10億もかかるのが、みんな補  
助でできるらしいと言っていたら、その話をもとにして何でも調査ができる。そんなものではないで  
しょう、調査委員会で調べているのはちゃんと書類とか……

〔「ちょっと私の方からちゃんと発言しますから」と言う人あり〕

○5番（細田芳雄君）　そういうものを集めながら、きちんとした報告を出すためにやっているの  
しょうから、さっき私は2回目のときに今さらお茶飲み話とか座談会の中の話ではないでしょうと聞  
いたのはそこです。調査委員会の中でそういうことを出していたら、いつになってもきちんとした話  
は出てこないでしょう。きちんとしたことを出すために、きちんとした書類、きちんとした人がどこ  
へ行っても証言できますというようなことで調査していかなければ、結論なんか出っこない。そうい  
うことを考えて委員長はやっているのですか。

〔「言いたいことはわかりました」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君）　調査特別委員会委員長、大谷直之君。

〔9番（大谷直之君）登壇〕

○9番（大谷直之君）　お答えいたします。

お茶飲み話でも何でも、首長間の選定委員という会議があったわけです。あの5人の選ばれた人が、  
邑楽郡で、その中で。そうでなかったら、町長からそういう話が出るわけないと思っているから、そ  
のときに出たと思っています。そういう中で、お茶飲み話の中で町長からそういう話を聞いたという  
ことで、普通のおじさんやおばさんが言っているのと違って、その中の首長間とか、そういう中であ  
ったと私は思っています。聞けばすぐわかりますけれども、調べれば。ですから、お茶飲み話でも2  
億や3億を出したいとか、何かオブザーバーで行った人がただそういう話を聞いたとか、聞いた話を  
言ったわけでどこが悪いのですか。それよりも本質を細田議員はわかっていないと私は思っておりま  
す。どこが本質かというのは、予算をとっていない、事業計画がないことで、そういう話がうかつに  
できるということがおかしいのです。

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君）　そういう本質を議員としてわからなければ、それは私が何かおもしろくない  
からわざと突っ込んで言っているとしかたれなないのです。もう少し議員はどうあるべきか、私が議員  
必携を読んでやってくださいと言っています。非難ではないのです。批判、監視等を議会等で一生懸  
命意見をするのが、それはあくまでも住民の福祉の向上のためにやるということ。

〔「それは委員長に言いたい」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君）　それを私が言っているのですから、言いたかったら、また手挙げて言ってく  
ださい。そういうことがわからないで、3億に私は中で言ったでしょう、あなた方の調査委員会のと  
きに。3億のことよりも、それができなくても1億5,000万の約束はあったのではないのかと、その  
方が重要なことではないですかと、私はいろんな人に言われたので、その話を聞きました。みんな  
でわあわあやられるので、そうしたらそんなことは気にすることないと、補助金を1億5,000万でも  
3億でも約束していた疑いがある。その方が重要なことなのですと、そう思いませんか。皆さんが一  
生懸命働いて出した税金の中から、まして財政難だからどう使われるかということ。そういう中で、  
事業計画に基づいて公募もして、住民に全部情報開示をして、そういう中でどういう施設をつくった

らいいかということをやっていくのが順番なのです。つくってしまってから、ああしよう、こうしようということではないのです。今まで全部そうでしょう、社会体育館でも何でも、みんなつくってしまってから審議委員なんかから建設委員会なんかを立ち上げて……

[「それはない」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 違う、それはそういうことで、何でもそういうふうやってきたことがまかり通ることがおかしいから私は言っているのです。情報開示をして、事業計画に基づいてやっていけば、それでいいとすれば何も反対しません。だから、プロセスが間違っているということを強く言ったでしょうに、あなたが大きいそういう話をするのだったら、よく私の言っていることを会議録を見て勉強してから言っていただきたいと思います。

[「そのとおり」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

[1番（福田正司君）登壇]

○1番（福田正司君） 調査特別委員会の中間報告につきまして、（3）の農振除外、農地転用という項につきまして1点質問をさせていただきたいと思います。若干確認もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

ご承知のとおり、私は非農家であります。非農家だからこそ疑問に思えるということで、まずもってご理解をいただければありがたいというふうに思います。先ほど報告ありました中では、町当局及び県農地管理グループの農業振興法第13条違反の疑いがあるとのことでありますが、この13条については農地振興地域整備計画の変更に関する事柄ということであると思います。具体的事例として、どのような事柄が同法第13条違反の疑いとなっているのか、お伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小沢惣一君） 調査特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

（3）番目ですけれども、この農業及び農地を守るべきということで、この中でこの法律があるわけですけれども、13条の中にほかに変わるべき土地があったかどうかということが十二分に審議されなかったのではないかという、そういう疑いがあるのです。町当局がそういう話をしてはいますがけれども、実際はどうだったのかという、これはまだ本当に初歩的な段階の調査なのですけれども、これからこれは一生懸命調査してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 13条の2項の1号という項目だと思います。農地以外の土地をもってかえることが困難であるかという、そういった項目で13条の2項の1号が疑いというのですか、違反の疑い

ということになっておると思います。当然この案件に関しましては、町の農政審議会では法に基づく調査、検討、審議を経て許可が下されたものというふうに思っております。中間報告でいうところの町当局、それから県農地管理グループの疑いということにつきましては、県については当然町審議会ですら正式に検討されて、決定されて提出されたものについては受理するものと考えます。そうしますと、端的に言えば町当局というよりは町の農政審議会に法違反の疑いがあるということになろうというふうに思いますが、そのような理解でもよろしいでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） この農振除外におきましては、一番初め七千三百幾つか、それが1万3,000に変わっていったということなのですから、そのいきさつすら表に出てこないのです。県の方は私たち調査委員会で行ったときは、もう前の話は全然抜きの話で1万三千何平米の話だけで一辺倒で、全然聞く耳持たぬというような感じで終わりになってしまったわけなのですけれども、せっかく聞きに行つて。確かに順序立てて言つて、その農政審議会も賛成、全会一致で粛々と決まったわけなのですけれども、実際の問題はどうかと申しますと、農業委員会の中でこういう今までに農地転用なんかについて、農業委員会の中の意見をみんな集めて聞くとか、そういうような情報開示は適切ではなかったというか、なかったというのか、そういう話も聞いていたり、あるいは当事者の人たちが県の方で農政除外がおりたのだから作物はつくっては悪いと回ってきたとか、そういう中であつたのです。ですから、そういうことも含めてまだまだこれはどういうふうにやったらいいかということ調査委員会の中で協議して調べる必要があるということで、調査を重ねるということに結んだわけです。

確かに私たちこういう小さなグループで調査して、なかなか難しい面があるのですけれども、どこか変だという感じなのです。普通だったら、優良農地を七千三百で除外するというのは非常に難しいことで、ほかの他町村の首長なんかもそういう話をしてしています。この間清水町に行ったとき一緒だったから、清水町はその話が出たと思うのですけれども、大変なお骨折りがあるということなのです。それが簡単に次から次へと決まっていって。だけれども、実際ほかに変わるべき土地をどのように探したとか、そういう情報が入ってこないのです。こちらが調査が足りないということでしょうから、それを調べるということで、ここで調査を重ねるというふうになつて結んであるわけです。ご理解をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 1番、福田正司君。

○1番（福田正司君） 土地の面積の問題も今大谷委員長の方からお話がありました。ただ、土地の面積については13条の項目の中で13条違反の疑いという項目の中においてはちょっと僕も該当するかどうかというのがわからない部分であります。これはご勘弁をいただければというふうに思います。また、先ほど調査結果がまだ出ていないので続けるという部分で物をお話をさせていただければ、この今回いただいた中間報告書、私もなかなか国語ができないものですから、よくわからないのでまた

お伺いをしたいのですが、(1)、(2)、(3)とありまして、すべて若干表現、ニュアンスが変わっております。1番については、適切なのか調査を続けるということでありまして。2番については、調査を続ける必要がある。また、その2番の後ろについては調査を続けるということです。

今回質問させていただいている部分の(3)については、調査を重ねるという表現が使われております。これは公式文書の中でこういう表現、どういう違いがあるのだろうかということも考えるわけですが、きょういただいてなかなかわからないのですが、これは私の考えるには、続けるという部分についてはいまだ確定できないので、今後も引き続きやっていくというのが続けるという表現で使われているのかというふうに思います。そうしますと、重ねるというのはおのずと結果があった上に、更に上積みを図るとというのが重ねるという文章表現になろうと思います。先ほど委員長が調査結果が何も出ていないので、これから続けるということでありまして、この重ねるという公式文書で使われていることからすると、何らかの結果があったという、だからそれに上積みで重ねるということであったとすれば、重ねる前にある結果をお伺いをしたいというふうに思うのですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（小沢惣一君） 特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 今の質問は、まさにそのとおりです。まだ調査をこれがどうしてもこれはおかしいとか、うんと調査をやっとうまく進んでいるからという、そういうところまでの話ではないので、重ねるという文言が適切でないとしたら、これは「続ける」です。これは私の方はそれを認めて「続ける」と書き直しますから、それでよろしいでしょうか。これから調査を続けたいということでご理解願いたいのですが、この文言はそう言われると、確かにそう思える節がありますから、的確な証拠を握っていたから、その上に何かを続けてやるというまでは進んでいません。申しわけないです。

[「怠慢だということ」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） こういうことというのは慎重を期してやっているのだから、なかなか結果が出ないということでありまして、怠慢という言葉も出ましたけれども、決してそのようなことでやっているわけではないことだけをご理解をお願いいたします。

以上です。

[「議長、今せっかく求められた、結果を投げかけられたものですから、それに対しての答えを、変えてもいいかという状態、文言を変えてもいいかという私に投げかけられたものですから、それに対して答えを、発言よろしいでしょうか」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 特別に発言を許します。

○1番（福田正司君） 済みません、ありがとうございます。

この文言が不適切だということでありますので、ぜひともまだ何も出ていないので、この「重ねる」というのを「続ける」というふうに訂正をして、再発行をお願いをしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ただいまの福田議員の提案について、委員会としては今後、これは中間報告ですので、次回についてはまた考えていただきたいと思います。

12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） 大分質疑も出ましたので、私の方からも幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、質疑に入ります前に、先の町補助金3億円発言調査特別委員会の設置の原因となりまして、またその委員会の中で参考人聴取をして、みずから憶測と聞いた話であるということを確認した大谷議員が、今回の特別委員会の委員長に就任していることに対しましては、何か割り切れないものを感じているということをまず申し上げておきたいと思えます。

[「もう一回、憶測と何と言った。ちょっともう一回言ってください」と言う人あり]

○12番（青木國生君） 聞いた話ですね。先ほどの富岡議員の公益性に関する質問に対して答弁の中で、委員長は新しく建設された特養は建設費も高く入所料も高くなるので、千代田町の住民にとって公益性が余りないというような趣旨の答弁をされたように記憶しております。そこで、委員長、あなたはこれまであなた自身が発行する会報、私報と言った方がいいのでしょうか、あるいは議会の本会議等の中で、みどりの風へ入所するには13万から15万という多額の金がかかる。年金暮らしの多い本町の人にとっては利用しにくい施設であるといったような趣旨の発言をたびたび行っております。きょうの答弁の中でも、そのような発言をなさいました。

そこで、先ほどの質問とちょっと重複しますが、私は現在特養みどりの風に入所されている方々の入所料、これは個人負担分でございますけれども、居住費や食費あるいは介護保険サービス料を含めて、どのぐらいの金額が支払われているのか、どのぐらいの金額で入所をされているのか、委員長、ご存じなのか。また、委員会の中で、この点につきまして確認されたのか、まずお伺いしたいと思います。

それから、報告書の中では、3億円発言につきまして証言されたが、証言を認める、認めないと意見が分かれたということでございます。証言をした人、これはだれとだれで、またどのように証言されたのか。これは委員長の主観を交えずに、委員長報告は客観的に行うということが原則でございますので、委員長が証人を訪問した中でどのような発言をなさったのか、そのまま具体的にお話したいというふうに思えます。

また、千代田町ではこれは大谷議員が13万から15万かかるのだということが原因になったとは思

ませんけれども、今日みどりの風入所に対して町内では15万も20万もかかるのでは、到底私たちには無理な話だと、私たちには無縁な施設だといったような風聞、うわさと言っていいでしょうか、が広がっております。これは一部の心ない人たちの発言が、針や棒となって広がっていったのではないかというふうに推測されるところでございませぬけれども、先ほどの富岡議員の質問に対して大谷議員は、4段階に分かれていて、一番高いのが15万ぐらいというような答弁もされておりました。ここで、大谷議員はそのことを知っていながら現実に自分の発行する会報あるいは議会等におきまして13万、15万という金額を叫んでいたのか、主張していたのか、そういうところをまず第1回目としてお聞きしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 特別委員会委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

慌てて書いたので、あっちこちになると思うので、離れたところがあったら、また言ってください。入所料のことですけれども、その個人負担、私書いた文章には段階があるということは括弧してうたってあったり、いろいろどういふふう書いてあったか、何枚も書いているのでちょっとはつきりは言えませぬけれども、一方的にその金額だけ書いてあるわけではなく、段階の所得によってということが書いてあると思います。

それから、13万から15万というのは、新型特養の建設費が大体8億から9億かかっているところの話聞いた話で、聞いた話といつてもこれは、何で笑っているのですか、聞いた話といつても13万から15万ぐらい、それは聞いた話ですけれども、そういう経営者の中から聞きました。ですが、今度の施設は5億6,000万の建設費だから、それよりも安くなるのではないかと考えております。それから、私書いたから、言ったから、何かそんな高くは入れなくて、そういうのが災いしているのではないのかという、そういう心配を青木議員はなさいましたが、私の入ってくるところのニュースでは、千代田の人は余りにも入るのが少ないので、女性が2人で、名前はわからないのですけれども、入所をなさったらいかがですかと資料をお渡ししていろいろ話して、そうすると普通の場合ですと、いろいろな雑費等も含めると大変高くなるという話を聞いております。それは千代田以外にもあちこち回っているという話は聞いていますけれども、実はうちなんかに来たわけなのですけれども、たまたま忙しかったので話もしなかつたので帰られましたけれども、うちも年寄りが88のおふくろがいますから、そういう中だったのです。

それから、私が3億円をだれが話したかと、名前言つてもいいと思います。その一人の方は齋藤憲明和町の町長です。それは二、三億円ぐらい、私にははつきり3億、それから改めて黒澤議員と行つたときは3億出すと言つていたということをはつきりおっしゃいました。それから……

[「今の町長は恩田さんだけど、齋藤さんになったのですか」と  
言う人あり]

○9番（大谷直之君） 前町長なのです。それで、その後皆さんで行ったときにはお茶飲み話だったという話で言っていたわけです。でも、私が言ったお茶飲み話でも町長が言ったのだから、それから久保田町長のところへ行ったときは、初めから3億円という話で、調査委員会が行ったら、また前の調査委員会が行ったときは違ったとか、そういう話だったのだけれども、最終的には私たち一緒に柿沼議員も小林議員も行ったわけですから、聞いていると思うのですけれども、そういうわけです。そういう中で、聞いた話をそこで発言していいですかということを私は確認に行ったら、できれば言わないでいただきたいと、裁判で訴えられたときは言っただけの話はいたしますと、その話は皆さんの前で言ったと思うのですけれども。

それから、ちょっと済みません、青木議員、あと何だった。

〔委員長は現在みどりの風に入所されている方々の実際に支払われている、かかっている入所料を認識しているのか、どのようにつかんでいるのかということ〕という人あり〕

○9番（大谷直之君） 申しわけなかったです。これは私は調査に行っていないです。調査委員会としても行っていません。ですから、そのころの話をして今現在は調べていませんから、それを聞かれると申しわけないのですけれども、お答えできません。

あと何かありましたか……では、1回目の答弁といたします。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

○12番（青木國生君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま委員長は、現在現実に特養みどりの風の方に入所されている方々の、要するに使用料、すべて含めた使用料につきましてまだ認識していないと、委員会でも確認していないということでございました。ということは、私の知る限りでは現実に一番低い方、これは収入状況の低い方だろうと思えますけれども、あるいはサービスの介護度によって違うと思えますけれども、現実的には7万未満くらいから、最高の方は13万ぐらいの方もいるというふう聞いております。そこで、私は委員長に確認させていただきたいと思えます。やはり委員長は聞いた話、今まではほかの施設から聞いた話をそのまま13万から15万ということで自分の会報にも書かれ、また議会の中でも主張されてきたと。しかし、現実にはみどりの風はそんなに高額な使用料を払わなくても入所されている。入所できるということでございますから、これはやはりどうでしょう、委員長、あなたはいつも正確な情報を町民に知らせることが議会の役目というふうにおっしゃっておりますので、ぜひ率先して見本を見せていただきたいと思うわけでございますけれども、どうでしょうか、みどりの風はそんなに13万も15万も要らないのですと、訂正文的な、あるいは謝罪文的な意味で、そういった文章を掲載する意思がおりかどうか、確認したいと思えます。また、そういうふうにすべきだというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[ 9 番 (大谷直之君) 登壇 ]

○9 番 (大谷直之君) お答えいたします。

現実には調べていないということは、それは言われるとおり、いいこととは思っておりません。調べていただければわかると思うのです。私も調べますけれども、所得に応じたというのがあるので、知ってのとおり。だから、200万以上というのですか、段階の所得の高い人は当然多く払う、普通のとおりには払いますけれども、13万か15万ぐらいかかっているかと、ただ私が特に改めてお話ししますけれども、本来ならば安くするのが当然なのです。建設費が7億とかけるのが5億7,000万になりました。それで、前の話、議会に私が話したとおり、そのホテルコストの問題を1万5,000円で私はやりますということ、飯塚生さんは計画審査の概要書に書いてあったのを審査したわけで、こんな立派な人はいないと。

ところが、現実の問題とすれば、ホテルコストというのは建設費に対するエクセルファイルのやり方ですから、幾らというのが出てしまうのです。そうすると、満額のお金をとること自体がおかしいのです、6万円という。だから、安くするのが当然なのです。恐らく安くとすれば、この件についてきっと私たちの発言をそのとおりだと思って安くしたのだと思っております。ですから、調査をしなければ、今ここで謝罪文を書くとか、そんなことを要求されても困る話なのです。私どもがもう一度調べてみて、本当に実際は段階的にちゃんとやっている中の、生活に困るような人が入った場合に安いのか、生活に困らない人が安く入っているのかも調べなければ、答えようがありません。これから早急に調べて、その話をしたいと思います。

それから、安く本当にしてくれたのは、私はやっと目覚めてホテルコストを6万もとるなんていうのは申しわけないと、これはやっぱり約束したとおり、初め県はそのように指導すると、これはおかしい、詐欺行為ではないのかというのを認めて指導すると言っていたのですから。そのとおりのことをやりだしたのならば、これは立派な考えだと思います。そのように、私はとらえております。

以上であります。

○議長 (小沢惣一君) 12番、青木國生君。

○12番 (青木國生君) さすが委員長だけあって詭弁がうまいというふうを感じるわけでございますけれども、そこでもう一度委員長に確認させていただきます。

調査した結果、私の言ったことが事実であったならば、謝罪訂正文を出すというふうに考えてよろしいですね。

それから、3億円発言の調査の中で、お二人の名前が上がったわけですがけれども、前明和町町長の斎藤憲氏、この方はお茶飲み話の中でそのような話が出たのだということでしたですね。それから、邑楽町の久保田町長は、ご自身が直接聞いたわけではなくて、課長だか係長だか、どなたかから聞いた話としてそのように話されたということでございますね。その2点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

調査した結果、事実であったらば謝罪文を載せるか確認をしたいということでもありますから、私も調査してからその話は結論は今どうするということはここでお約束できません。自分で調査してから、それからお答えいたします。

それから、斎藤憲町長が言ったときに、私がどこでそういう話聞いたのだとかということを開けば確かによかったかもしれませんが、そういう話は聞かなかったのです。調査委員会で行ったとき初めてお茶飲み話でそういう話が出た、町長がそういう話をしましたと言いました。それから、久保田町長も私が初めて行ったときは、3億円ぐらい出すと言っていたということを堂々と言っていたのです。平成17年の1月の初めごろか、それで黒澤兵さんと改めて行ったのが中旬ごろでしたか、行ったときにやっぱり同じように3億円ぐらい町長は出すと言っていたと、そういう話をしたのです。調査委員会が行ったとき詳しく聞いたらば、それはどこで言ったとか、どういうことだったとかという調査委員会で質問した小林議員だったか、聞いて、そういう中でお茶飲み話の中で出ましたと、そういう話だったのです。でも、私は認識が違って、お茶飲み話でもどこでも、町長が現職の町長です、そのとき言えば、それは重大なことだというふうに、その時点ではお茶飲み話というのは聞いていなかったから、私はどこかのそういう公式な席か、そういう中でやったのかと早合点したわけですけれども、お茶飲み話で聞いたとしても、やはり発言があったということは私はやっぱり言ったと思います。決して詭弁だなんて決めつけないでください。

○議長（小沢惣一君） 青木議員に申し上げます。

みどりの風の方からの基本的な利用料金は、議会の方にいただいておりますので、皆さん方に配付してあります。

8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 特別委員会委員長に端的な質問で申しわけないのですが、二つ、三つ。

まず、この中間報告であります。全部先ほどの福田議員の質問の中にもありましたが、調査を続けるということで1、2、3番あります。この調査を続けるということで、まずではこれを終結するのはいつごろまでなのか、結論はどのように出すのか、どのように思っているのか。それで、この結論について調査を続けるという言葉だけですが、これが正か否か、もし調査を続けた結果、委員長の思われるような形になった場合と、そうでなかった場合、どのように責任というのですか、結論を出していただけるのか、そのことをお聞きしたいのですが。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

調査をいつごろまで続けるか、結論はどうするのか、それがまたいつごろなのかと質問でありましたが、あくまでも調査を続けるということはどこで結論を出すかとか、そういうことを考えてやっているわけではないので、疑問があれば調査を続けるというふうに考えております。ただ、結論を出すという場合は、補助金の可否をどうするかということですから、それが一番の主力になっておりますから、補助金が出さないということになりましたらば、この調査委員会は皆さんと諮ってどうするかということで、了解を得られれば消滅ということになると思います。そのように私は考えております。

それから、この調査委員会が調査が順調に進まなくて、いろいろ言っていたとおりの、大谷議員が言っていたとおりのことではなかったのではないかとか、そういうことが聞きたいわけですね。それが出なかったら、それは委員長としてどう思われるか、責任をそのことについてとるのかどうかと、そういう質問でありましたが、私はまだ委員長として継続してやることなので、そういうことも考えながらやるというのではなくて、あくまでも一生懸命住民のために調査をしようということをやっているわけですから、そういう結論づけを早くつけるような考えは持っていないので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 再質問で申しわけないのですが、仮にその違反というのですか、例えば3番の農振除外の農地転用について、例えば調査して違反があったりなんなりという、そういう意味合いなのでしょうけれども、まず違反があった場合、現在のみどりの風はあそこに建っていないと私は信じております。それと、もし仮に何かそういうことであったとした場合は、ではみどりの風というのは撤退させられるのでしょうか。私はないと信じていますからそういう質問をするのですが、その点いかがなものでしょうか。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 私と同じで、質問するときが素朴な質問で同じですから何とも言えませんが、本当に素朴な質問だと思っております。

この調査して、大変この3番目については私自身不得意分野なので、これから一生懸命調査しなければということで調査を続けます。それから、実際にこれが調査どおりであったか、そのとおりになったからといってみどりの風にできたものに、「あなた、出ていきなさい」なんて、そんなことは言えません。もうできてしまっているのですから、ですからあくまでもこの施設が適切に運営できるかどうか、本当に住民の福祉の向上に役に立つのかどうかということで、私たちはここで調査委員会としてやっているわけです。ですから、答えは簡単なことで、今私が言ったとおりのことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

○8番（野村年男君） 農振除外について、3番についてなのですが、やっぱりこの辺については県の方の許可をいただいているわけです。その県に対して、凶らずも千代田町からどうだということではなく、一個人、一議員から間違いがあったのではないかとということで指摘なので、千代田町には汚名はないと思うのですが、やはりそういう書面に残す農転について、法律まで挙げながらここに書面に残すということは、将来において私の言う結果論としてなかった場合、その辺の責任をどういうふうにとるのかということをお聞きしているのです。

○議長（小沢惣一君） 委員長、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） お答えいたします。

ここに書面に載っていることなので、これをなかった場合は、こんなことをどう責任とれるのかどうかと、そういうことですね。これはあくまでも調査をして、住民福祉の向上のために調査をしようということで立ち上げたことですから、これは書面をここで「はい、変えます」と言うわけにはいかないと思います。それから……

[「いや、書面を変えるのではない。あなたの気持ちはどうなのだ」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） これは全然私が間違っているとは思わないので、調査を続けるということで調査委員会が立ち上がって調査しているわけですから、その点をご理解できていると思います。

それから、あと一つ何か初め言った、何だったか。

[「県に対して」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） 県に対して、県の方が認めたから、もう問題ないのではないかと、前からもそういうことをおっしゃった人たちがおりました。それは町の方の書類が整って、町の報告が適切と思ったから県の方は許可したのだと思います。ですから、その書類が適切に行われていて、やれたかどうかということを私たちは調査しているのです。県が決めたから、これは全部正しいというふうには思わないから調査しているわけです。

以上であります。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長からの中間報告を終了いたします。

---

#### ○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第5、議案第62号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）に

ついてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小沢惣一君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 議案第62号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,442万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、去る6月の議会定例会に補正予算第1号で提案いたしました但、修正案が出され、実質的には補正から削除をされた特別養護施設への補助金であります。今回改めて提案させていただきますが、これは町の介護及び高齢者福祉にとって大きな問題であり、住民福祉の向上とご家族並びに介護を必要とする高齢者本人のために、町として協力し、応援していくことで、さらなる福祉の充実を目指すものであります。

特別養護老人ホームみどりの風に対する町の補助金は3,500万でございます。財源につきましては、地域福祉基金を充ててまいります。

さて、前回の5,610万8,000円から、今回3,500万円の補助額を下方修正いたしました。これにつきましては、参考といたしまして平成17年度の県内における特養施設への自治体の補助金実績がございます。今回5カ所の県が認めたわけでございますが、前橋市では2カ所、それぞれの県と同額の5,610万8,000円を2カ所に補助しております。中之条におかれましては5,000万円、あるいは最も心配された倉淵村ですか、あそこは人口が約4,000、5,000人が欠ける小さい過疎的な村でございますが、そこでさえ3,000万円の補助金を出しております。これらから本町よりも財政力の低い町村さえ3,000万円以上の補助を出していることがわかりました。

前回は町の財政を憂慮され、本議会としてもご理解いただけなかったと判断いたしまして、今回は補助額を3,500万円と下方修正するものでございます。本町の介護対策並びに高齢者対策は、当分の間COMハウスとみどりの風が中心となり、大きな前進していくものと期待しているものでございまして、議会の皆様にもこれらの趣旨を十分ご理解いただき、町福祉向上のため、本補正予算にご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） ただいまから3時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時49分）

---

再 開 （午後 3時00分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 議案第62号につきまして質問をしたいと思います。

まず第1に、平成18年度一般会計の補正予算として3,500万円を福祉基金を繰り入れて、そしてみどりの風ですか、ここに補助金を出したいという補正提案であります。地方自治法ではその単年度主義を主張しております。そして、その年の歳出はその年の歳入で充てなければならない、このようになっているわけであります。従いまして、当初予算のときにそれが見込まれていない、そういう状況の中でこの提案を見ますと、福祉基金を繰り入れるというのは、その当初予算の中で見られていない歳入であります、歳出でもそうですが。そここのところをわざわざ補正をするということについてお伺いをいたしたいと思えます。町長はこういった予算のとり方、補正予算のとり方について、いわゆる自分が出したいのだから出したのだと、こういうようなことでありますけれども、しかし地方自治法では単年度主義、そしてその年の歳出はその年の歳入で充てなければならないというのを、そういうものをわかっていてやっているのかどうか、お聞かせを願いたい。この辺は恐らくわかっていてやっているのだと思うのですけれども、そうなりますと地方自治法というものを、あえてわかっていて破ろうというおつもりだというふうに私は思うわけでありますが、その点どのように考えているのか、お聞かせを願いたい。

それから、いわゆる地方自治法の232条の2に該当する補助金であるということについては、調査特別委員会の中間報告でも認定されるがということで、その基準についてはいわゆる法律、これがなければならないというふうに考えるわけであります。これが公益性があるかどうか、それを客観的に見られるかどうか、この当否を判定する場合に重要なところであります。この232条の2の中で、判例とか、そういうものではないと思えますが、いわゆる町長と議会がその公益性があるというふうに認めたとしても、それは客観的に認められなければならないというところが明確に書かれているわけであります。そうしますと、それは町長が出したいと言った、議員が賛成多数で出したということになりますと、では本当にこれが公益性があるかどうかということについては、どこで判定するのかということであります。そうなりますと、住民運動なり、あるいは裁判なりというふうになるかと思えますが、そういった中で町長はそれらを十分これも承知の上でやっていることだということだと思えますが、その点についてどのように考えているのか、お聞かせを願いたい。

それから、概要書について、先ほどの中間報告に対しての質問で、いわゆる概要書は個人の保護法にかかわるものだというので、概要書を提出しないのは当たり前だというふうに認識をしているよ

うであります、町長もそのように認識しているのかどうか、それがあえて個人の保護条例にかかわるものなのかどうか。要は、公益性というのはそこにあるのです。個人の保護、プライバシーの侵害になる問題ではないのです、これは公益性というものがあるかどうかは。そこのところを町長もそういったことで概要書を出していないのは、施設側が出していないから、県が出していないから、それに対してそのまま「はい、そうですか」というふうに出さないということであっても、それでも出したいということなのだろうと思いますけれども、そういうことでいいのかどうか。問題は、施設側はそれは個人のプライバシーなのだといって出さないで、それで金だけは出せと、補助金だけは出せというのは、これは身勝手過ぎるのです。先ほどのいろいろな町長の言い方を擁護する人たちにとっては、国が認めた、県が認めたのだから町が出して当たり前だと、こういうことなのです。しかし、逆なのです、皆さん。国が出して、県が出して、施設側は介護保険からとって、入所者からとって全部とって、まだ町からまでとろうとしているのです。

これを町長が法律的根拠、どこにあるのかということで、それをただしたところなかなか出さなかったのです。出してきたのが何とこれなのです。平成18年5月19日告示第37号、これで第4条で補助対象経費は、整備事業に係る施設の建設工事及び工事事務費並びに設備整備に要する経費とする。ただし、工事費、事務費は、工事費または工事請負費の2.6%を限度とするということであって、第5条で補助金額は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助するものとする。別表第5条関係で、国交付金額の2分の1以内で町長が認める額とする、こういうものを平成18年の5月19日に議会に諮らずにつくったのです。ここが町長が職権乱用をやった大きな証拠なのです。こういうことを平気でやれる、それをまた議会がよしよしするというような状況なら大変な事態になるということは、前々から私は監査請求でも申し上げてきたわけですが、残念ながら監査請求がまだというより、監査請求出した段階では町長が予算をとろうとしているのは何が悪いという、こういうことで却下してきたわけです。ですから、それが平成17年度ですか、これに却下したわけですから、そうしますとその時点からもうそういう動きがありながら、その時点ではこの要綱もなかった、規約もなかった、条例もなかった、法律もなかったのです。それを議会に内緒でつくって、私と大谷議員と議長と副議長と町長と福祉課長で話をしたときに、どういう法律的根拠で出すのかということ聞いたところ、ないというふうに言っていたのが5月19日なのです、平成18年の。ですから、それから慌ててつくってこれを出してきて、更に今言ったように、自治法のいわゆる単年度主義というものを破って、ある金をおろすのです。福祉基金としてある金を。その年に入る金ではないのです。ここが問題なのです。そういうことをすべて町長でなければできない、町長が認めなければできないことをすべてやってきたのです。

それで、3番目の農振除外の問題、これも平成16年のときから職員に、最初7,329平米で県に対して、県の方は何と言っているかということ、事前審査でしようというふうに言ったら事前相談ですと、事前相談と事前審査というのはどこが違うのだということなのです。それで、福田議員が言うように、県は町が出したのを見て許可するだけです。認めるだけなのだということだから、町が出している

のだから、これは町でやってくださいということだと。しかし、町の方では先ほど大谷議員が言ったように、だれだか知りませんが、千代田町の方が平成17年の5月16日の農政審議会に県の許可がおりたから、だからよろしく頼むというふうに動いていたということは大谷議員から聞いております。従いまして、この辺がいわゆる町長の職権がない限りこれも進められなかったということです。しかも、農業振興整備計画法ですか、これによりますと千代田町がああ優良農地をどう利用するか、こういう計画をつくらなければならないわけです。その計画のもとに、そこをよく皆さんご理解いただきたいのです。農地をどう利用するか、そのための計画であって、変更するための計画ではないのです。

この13条の問題については、いわゆるどうしてもそこでなければならない、その土地でなければならないという確証、これがあつた場合には農振除外ができるということなのです。従って、その確証があつたのかどうかと、確認をしたということです。それは調査委員会の中で私も聞きました。だれが確認をしたか、吏員が確認をしたということです、個人名は出しませんが。しかし、皆さん、吏員が確認したけれども、その土地にかわるべき土地があつたかどうか、確認したといいながら指導をしなかつたということです。これはあえて町長名で指導しなかつた可能性もある。そういうことで、町長の職権がなければこういったことが自治法も無視し、そしていわゆる基準、こういったものも無視をして、逆にまたそう言われたことに対して法律的根拠は何にあるのだということについて、こんな要綱を議会に内緒でつくって、出せと言われてから出してきた。こんなばかな話を通るといふふうに思っていること自体が私はおかしいわけです。それをまた平気でやろうとしているのです、今。こういうことで、町長はそういったことをすべて承知の上でやっているといふのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

1回目を終わります。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

本来ならば、当初予算で盛り込むべきだというお話でございまして、ご承知のとおり、これは3月以降町の方に法人として提出してきたものでございまして、自治法の中で208条関係かと思いますが、この年度収入、一般財源を目いっぱい見込んだのに補助を出すのはおかしいというご指摘だと思います。福祉基金というのは、通常の歳入歳出とは別に管理運営をしております、その必要性に応じて基金を取り入れて歳出するという仕組みになっております。

また、町の要綱ですけれども、千代田町老人福祉設備に対する制定は、どこの自治体でも市町村長の権限によって実施をしておるということでございまして、今回群馬県で千代田町を交えて5カ所、県から認可いただいて、それぞれ補助金を出しておるというようなことを見ても、法的な根拠がなければ出すということないと思いますし、皆どこの市町村でもそういった福祉を大切にしながら、少ない予算の中ですが、協力させていただいているというのが現状であると、そんなふうになっております。

すので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） あくまでも法的な根拠はあるのだということではありますが、これについてはあくまでも私以外の議員の皆さんがどう判断するかという部分でありまして、ただ言えることは町長が認めたから、あるいは県が出したから、これは法的根拠があるのだというのは大間違いだということとは皆さん頭に入れていただきたいと思います。そして、要は千代田町福祉基金を、どうお金を使うかということなのです。町長は、私たちに対して福祉に理解がないということなのですけれども、皆さんご承知のように、千代田町の総合計画からグループホーム、少なくとも3年間はまだ実施をしないということを明言をしたわけです。これは全協の中で福祉課長が表明をし、それがそのまま通っているということでもあります。何がではグループホームを切る必要性があるかということなのです。それは何かこのみどりの風ができるから、建設されて50床あるいはデイサービスが20床、これ以上つくられると、その介護保険料が高くなって困ってしまうと、こういうようなことなのです。だから、抑制するためにはもうこれ以上やらないのだということで切ったわけです。

しかし、皆さん、福祉に理解があるかどうかはそこなのです。特養だと認知症の人を入れたがらないのだそうです。入れないとは言わないのですけれども、今度は福祉課長はよく知っていますが、グループホームは認知症の人しか入れないのです。そうでしょう、課長。それで、施設の利用料、福祉課長が何か資料を出したそうですが、それをもとにグループホームの方がいわゆる措置費が高いから、だから切ったのだと言わんばかりのことを言っている議員がいるわけです。まさにそういうことでグループホームを切っている。千代田町で今必要なのは何か必要かと言ったら、そういうグループホーム、地域密着型の小規模な特養であるとかグループホームであるとかと、今本当に千代田町が求めている施設、それはほとんど後回しにしたのです。もう50床、COMハウスがあって、更にここへみどりの風ができて100床になったから、これ以上はつukれないのだと、だから切ったのだということなのです。これはまさに千代田町の必要な施設は、あの施設を建てるためにちょん切ったとって過言ではないと思うのです。ちょん切ってきたことが、これは町長の大汚点なのです、今回。それでいて、それそういう事実を今のお話だと何か、様子だとわかっていないような顔をしていますけれども、そういうことを自分でやっておいて、それでその千代田町の福祉を大勢の人がお世話になるから、みどりの風に、大勢の人が何人と、3人だと、今。私のおふくろが入ろうとしたではないかなんていう余計なことまで言い出したのです。こんなので何が福祉に理解があるのですか。

それをあえて言わせてもらえば、そういうふうにもうしっちゃかめっちゃかなのです。その建前とどうか、その本筋からすれば、もう自治法の予算提案権、提案の仕方、プロセス、それから行政運営のプロセス、これがすべて間違っているのです。それで、その間違っているのをすべてまたそれに対して批判をする者は福祉に理解がないと言っているのです。町長は、そののところでではどうしてグループホームを切ったのですか、そののところで教えていただきたい。要は、それで福祉基金を、グ

グループホームをつくるために福祉基金を使うなら私も反対しないということなのです、逆に言うならば。そこのところが町長はそっちは切って、こっちへ補助金出したいということだから、こういう問題になっているのです。それをあえて提案権の、いわゆる予算の提出権といいますか、これ町長にあるのだからということで、本会議で議論しろということで、本会議の方へ全部任せる。それはしようがないでしょう、町長としてできることです。しかし、町長、そういった住民に対しての責任は果たさずに、そっちだけできるのだ、できるのだでやるというのは大間違いだと思うのですが、どう考えているのかお聞かせ願います。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 言っていることがちょっとわからないのですけれども、小さい施設の方がいいと、小さい施設が私にやらせてくださいと手を挙げて町に申請してもこないし、どうして小さいのがいいのか。まだみどりの風が千代田町にやりたいということで申請して、それに対して町でやることは最初から申しあげましたとおり、農地の土地の利用料の返還、それと補助金だけです、町はと。そういうことは一番最初から私が言っておりました。グループホームを切ってと言うけれども、私はグループホームなんか切ったことないです。今のあの施設が満床になった場合は、また必要なのだと、そういうことを言っているのです。とりあえず満床になるまではまだ必要ではないということをしりあげた、それだけは申しあげておきますが、小さいそれを切ったとか、小さい人から申し込みもないのに切ったも何もないと、私はそんなふうに思います。それはあるところで川島議員のところには何か要請に行った場合は、6,000万の半分とすればいいと、そんなことも口走ったらしいけれども、そういう問題ではないのです。申請が町の方になれば、半分とすればいいとかなんとかというのではないのです。

この特老は、みどりの風はちゃんとしたルールを通して、そして申請して千代田町のここへやりたいということで、その農地に対しては農業委員会を初め土地利用委員会でちゃんと審査してオーケーだということで決まったので、私が決定したのではない。そういうルールをしっかりと決めて、これからはないだろうという大きな50床のみどりの風が、特養が設置されたということは、非常にこの千代田町にとって福祉を待っている人、そういう人たちが本当に助かっているのではないのかと、そんなふうに思います。従いまして、この施設を千代田町に来た、せっかく設置してくれたのですから、皆さんで応援して、一人でも多くの方がそこへお世話になると、これからの医療の関係は、医療を終わった人は動けなくてももう病院を出されるというような、そういう医療の決まりが出てきましたので、これからは当然その施設が必要になってくると、群馬県でも2,000以上の人が今次の人が待っていると、そういう人たちが一人でも早く入所できるように、千代田町でせっかくできたのですから、応援してやりたいと、そんな気持ちでいっぱいでございます。よろしく願います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 先ほど議員さんのご質問をお伺いしていると、今町長が申し上げたとおり、グループホームを切ったというふうに言っておりますが、申請がされておられません。申請をしたのを却下すれば、これは切ったと言われてもしょうがないと思います。今回の介護保険事業計画の策定委員会さんの中、その中の方から計画書ができた後、こういうのをやりたいのだがという話が出ましたので、そういう計画があったのでしたら、その計画書をつくる策定委員会の中で議論をいただきたかったと、こういう話をしまして、3年間待ってくれという話はいたしました。これは事実でございます。また、議員さんおっしゃるには総合計画の中でという話をしたと思うのですが、総合計画の中にはグループホームの云々という文言は多分ないと思います。今回の介護保険の事業計画、高齢者福祉計画書、この中にあるわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

○15番（川島悦男君） とりあえずここが満床になるまでということで、簡単に言うと50床、これが満床になると、そうすればそういった小さな施設でも、それではやろうという、こういうことなのです。問題は、今先ほど福祉課長が言ったグループホームの計画を切ったのはグループホームの申請を却下したのではなくて、総合計画にのっていたのを切ったのだと、そういうことを、それは前の計画の見直しで、それで切ったということを行っているのです。要は、そういったことをなぜ切るのだというふうに私が聞いたら、もうここにそこでできることが決まっているのだというのを言ったわけです。ということは、そこができたから切るのだと、こういう理由でしょう。それがでは違うというのかどうか、お聞きします。

それで、町長はどうしてそんなに小さい施設の方がいいのだということなのですけれども、そこが問題なのです。今回の補助金を出す、出さないの問題で、千代田の人優先で入れるようお願いに行けるためには補助金を出さなければならぬと、こういうことも調査委員まで言っているのです。お願いに行けないではないかと、だけれども逆に地域密着型であれば、千代田町が認可するのでしょうか。それならば、そこに入って、その施設が満床にならない場合には、ほかの例えば千代田町にそれをつくったとすれば、ほかのところから来る人については後回しにできるのだ、逆に言うと。後回しということは、千代田の人優先で入れられるということなのです。では、入れられないのかということ、そうではなくて、施設側が満床にならないから、ほかの地域から入れてもいいですかということで町に相談をするのだそうです。その方が一方的ではないのですか。そこをではわかっていて、そういうことを小さいところよりでかい方がいいのだと、こういうことで言っている話かどうか、お聞かせを願いたい。

それから、ちゃんとしたルールをどうしてやっていくのかということけれども、ちゃんとしたルールをやっていないではないですか。7,329の申請で1万3,675になったと、これがちゃんとしたルールを通しているのですか。そういうことを町長が町長として職員を使ってやらせてきたのです。その7,329平米を、これを1万3,675にするときに変更申請を出させていないのです。だから、概要書出せないの

でしょう。補助金でも、この1億5,000万というのは認めているわけです。3億出すという話は言っていないというけれども、1億5,000万というのは概要には載っていたのではないかと、こういうふうになっているわけです。それで、概要書に載っていたでしょうということで、それで最近認め出したのです、多少。その一方で、議会の議決を経ているからという、いいわけがくつついているというような話まで出てきているわけ、これはちゃんと明記されているのだと、こういうふうに言っているわけですが、では町長、その辺明記されていたのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、できてしまったから応援をしてほしい、そういった有象無象を通してきて、できてしまったから待機者がいっぱいいるから応援しろ、これは虫がよ過ぎるのではないですか。それで、さっきも言ったように、本当に福祉に理解があるというのだったら、今年その介護保険料上げたでしょう。その人たちのを幾ら上げたのですか、1カ月のあれでは、3,500万をそっくりその人たちにやった方が、よっぽど福祉に理解があると思いますけれども、どうですか。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 農地の申請は、町の方へ来たのが最初何だなんとか、そういうのではなくて、現在のあのままが来たのです。それに対して農業委員会や農政審議会をかけたのです。その前のことを私たちわからないのです。以前のどういうこととか、そういうことは町に言われても困るので、町は申請に基づいて、その機関によって決定したと、そして県に上げたということでございます。先ほども申し上げましたけれども、小さいのがグループホームなら町が認可するからいいと思います、それは町に申請があれば。町には申請がないのです。特老の方は検査の結果、千代田町が邑楽郡で一つオーケーですという県の保健事務所から決定通知が来まして、それに基づいて農政審議会だとか、そういうものに踏み切ったということなのです。ですから、グループホームがいいか何かわかりませんが、必要だったら、そういう人が申請をして、グループホームをやりますと、それからどうなのだと、こういう申請があるけれども、どうなのだと、福祉課だとか、そういった関係の人と相談しながら進めていく問題ではないのかと思います。それがちゃんとできてスタートしているのにもかかわらず、そのグループホームがいいとか悪いとか、申請がないものだって、あなたは待っていない、今小さいのがグループホームができるから、そういう申請がなかったらやるという、そういう待っている時間がないのです。平成17年度事業で進めてきたものですから、そういうところをご理解していただかないと、この話はいつになっても終わらないわけで、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 6番、黒澤兵司でございます。平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について質問させていただきます。

この内容ですが、歳入歳出3,500万を増額しということで、福祉基金を取り崩して補助金を出すと、こういうことでございますが、特別養護老人ホーム、これ開所されましてはや4カ月余りたったわけでございます。事業運営も順調に進められているようなお話も聞こえてくるわけでございます。そんな中、今回12月定例会の最終日にこれが議案提出されたということで、これは議会運営も含めて混乱することと判断するところでございます。いろいろ先ほどから質疑等ありました。そんな中で、それでは新型特別養護老人ホーム、こういう経緯に至ったというものはどういうことなのかということを検証しなければならないのではないかと、こういうふうに私思ひまして、ちょっと抜粋してきましたので、報告したいと思います。

日本における高齢者福祉法の制度化は、昭和38年に制定された老人福祉法が始まりだそうです。それまでの高齢者支出は、生活保護法に規定された養老施設、私なんかも前に入院しましたが養老院、これが担ってきたそうでございます。この養老施設は老人福祉法の制定によって、養護老人ホームと名称が変わってきました。入居対象者は、養老施設同様経済的理由が伴った施設であったが、老人福祉法では経済的理由を伴わないもう一つの高齢者施設が創設されたと、それが特別養護老人ホームであります。この特別養護老人ホームにより、高齢者福祉の対象者は一部の国民から全国民に広がったとのことでございます。利用対象者の広がり反面、生活保護法からの流れを受け継いだ部分があって、それが措置制度になったわけでありまして。これは高齢者が特別養護老人ホームの入居権を持つものでなく、行政措置の一環でなければ入居できないということの意味していたそうです。特別養護老人ホームのこれが原点になったようであります。日本の高齢化は、寝たきり老人短期事業、昭和53年、デイサービス事業、昭和54年、このような供給基盤整備状況では対応し切れないスピードで進んでいくことが昭和50年代後半から明らかにされてきたわけでありまして。

平成12年には制度面で大きな転換が行われた。それが介護保険制度の導入であり、従来の措置制度から契約制度への転換であります。それまで地方自治体、社会福祉法人、医療法人等、限定された法人でなければ介護事業は実施できなかったが、規制緩和の流れの中で民間参入が進み、介護保険制度を期に、在宅サービスは法人格を取得していれば原則参入可能となりました。介護保険法における特別養護老人ホームの名称は指定介護老人福祉施設となり、入所も措置から契約制度となり、施設事業者側から見れば、措置制度は一律の措置費収入であったに対し、介護保険では要介護度によって利用料が変動するシステムとなって、要介護度の高い入居者が増えれば増収入となり、要介護度の低い入居者が増えれば減収となるのであります。特別養護老人ホームは、運営費がなく経営という視点になって新しい考え方が生まれてきたわけですから、それが新型特別養護老人ホームであります。いろいろな背景から、平成14年度の予算から特別養護老人ホームの新類型として居住福祉型が創設され、個室、ユニット系を前提とし、更に入居者から居住費、ホテルコストを徴収する新型特別養護老人ホームが登場したのであります。公共性があるかどうかという前段で、運営から経営の考え方が生まれたわけでございます。

以上を踏まえて、町長に社会福祉施設建設整備等の補助金について伺いたいと思います。関連性があるので、お答えいただけるもので結構ですから、お答えをいただきたいと思います。先ほどの新型特養老人ホームについては、平成16年4月17日付でゼネコン関係者の業者が居宅サービス事業についての説明会で配付された内容の一部であります。千代田町町長として、新型特別養護老人ホームみどりの風について、どのように認識していたのか、お伺いしたいと思います。が1個目です。

二つ目、選定委員で出席し、申請業者5業者の中でみどりの風を選んだ理由は、理由を幾つか上げていただきたいと思います。

3番、申請書類に町補助金額1億5,000万、さっきも何か町長言っていました。手伝えるものは農地変更と補助金だと、こういうお話も伺っていました。ここに1億5,000万円がされていたのか、記載の事実があったのか、お答え願いたいと思います。

次に、申請事業計画内容と実際の建設計画の変更で選定委員としてのプライドや町長としての権威等についてはどのように受けとめているのか、お伺いしたいと思います。また、特養入所者負担軽減は、この補助金についてどうなるのか。そして、執行するのはいつごろ執行されるのか。

1回目の質問を終わります。以上です。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 質問にお答えをいたします。

まず、特養の審査に対して5名が選ばれました。町村会からは邑楽郡の5名の町村長から私が選ばれたわけでございます。ほかの関係は社会福祉協議会と、それに民生委員の邑楽郡の会長、それと医師会の会長、それにもう一人は学識経験者で、あれは多分関東学園の教授かと思います。それに私です。私は、臨時議会で選ばれて、その席で多分この間もちょっと話したですけれども、事務局にそのときの様子がつづつてあるかと、あの人がどう言った、この人はどう言ったと、私は仲間でございますから言いたくございませんけれども、まず本当の話はそのときに明和の前町長が私にやらせてくださいと、そういう話です。その理由は、もう既に土地が7反用意してあって、せがれが医者をやっていると、娘が看護婦をやっていると、そういう条件がそろっているんで、私にやらせてくれと、そういう話だったのですけれども、それはなしでしょうということで、だれも相手にしなくて、そのまま終わったのです。ですから、そういう人から町長がどうのこうのというのではなくて、第三者から本当は、例えば関係ない板倉の針ヶ谷会長だとか大泉町の長谷川町長だとか、ああいう第三者から、その中の様子を聞くのが本来の筋だと思います。邑楽町もそうです。自分のそばへ来るのだと思って、そのように前回、先ほども言っておりましたけれども、もうそんなことはただのうわさですから、初めて邑楽郡に一つ今回認定させますと、それに対して審査委員のということなのですから、うわさがあるからどうのこうの、うわさが決まっているのだったら、そんな審査委員なんか要らないのです。

そういうことを委員と語り続けて今日まで来ておりますけれども、私はそういうことで、内容につきましてはいろんな項目がありましたけれども、私として精いっぱい審査をいたしました。だから、あとの4名はやはりそういう方向で審査したと思います。それで千代田町へ決定したと、それが何か悪いみたいな話で一生懸命1年も2年もやっておりますから、町民の人たちが何か悪いことしてみどりの風を町長が持ってきてしまったみたいな勘違いしている人もいますけれども、そういうのではないのです。ちゃんと審査をして、その結果5人が一致して千代田へ決まったということなのです。まず、その辺のご理解をしていただければと思います。会長もおりますし、第三者が。一番困っているところは、邑楽町も自分のそばへできるでしょうと、一番最初にそのときに斎藤さんの次に長谷川さんが、「では邑楽町さん、できるそうだからやった方がいいでしょう」と、私も言ったのです。「邑楽町さんがぜひ審査委員になってください」と、私はそういう状況ではないと断ったのです。その後長谷川町長が、「では千代田さん、どうですか」と、それに対して会長である針ヶ谷町長が、「では町長さん、お願いします」と、それで決定なのです。3億円の話も何の話も、そんな話はあるわけないのです。そういうようなみんなでち上げを言う人がいるのです。どういう腹で言っているかわからないですけれども、そういうことを言う人がいて、混乱が出たのかと、こんなふうに思っています。

私は、この特養に対しては最初から一生懸命協力して、いい特養をつくっていただいて、そういう待っている人たちに喜んでいただくと、そういう目的だから議員の皆さん方によろしく願いますということなのです。経過に対してはそういうことなのです。あとは先ほども申し上げましたとおり、農地の転用、町がやるべきことは転用と補助金、あとは県の指導で全部みどりの風は設置しております。そういうことなので、遠回りの話はここでもいろいろと1年も2年もやっていますからわかっていることだと思いますけれども、私が1人持ってこられる力もないし、5人も立派な人がいて、その中で全員が一致して決定したのですから、それ以上答える必要もないと私は思っております。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） それでは、雑駁に質問させていただきます。

さきに補助金、修正動議出しまして、否決されたわけですが、このような施設におきましては特養建設資金計画2,765万の黒字が出ているわけでありまして。そして、今回3,500万、町の補助金を出しますと6,265万円の黒字ということでございます。これに関しまして、執行部の考え、こういうことがあっていいのかどうか、ご返答いただきたいと思っております。それから、計画審査の段階で1億5,000万、これのあれが施設の方でこちらに予定されているということがございました。いろんなことが出てきているわけですが、それについても一度お答えを願いたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） 黒字、そういう話は私携わっていないので、施設ではないとわからないので、

担当から、担当が知っていればですけども、そういう話はまだスタートしたばかりですから、ただ今年度中に満床になると、特養が。そういう話は伺っております。それと、当初1億5,000円という提示してあったと思います。しかし、これはどうして提示してあるのかと聞きましたら、これは周りの今まで支出しているのに、大方それくらいならいいだろうという向こうの勝手な判断らしいです。私たちはあくまでも議会で決定していただければ出せないというようなことで、そういうのは無視しておりますから、そういうのは採点に入れませんでした。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

○6番（黒澤兵司君） 今町長の方からご返答いただきました。黒字だかどうだかな内容がわかりません、こういうお答えをいただいたわけでございます。非常に無責任な発言だと私は思うところがございます。

それと、今財政危機問題で各都道府県等におかれまして、いろいろ問題が出てきているわけがございます。例にたとえば、北海道の夕張市、財政破綻、熱海市、財政危機に陥ったと、こういう報道、テレビ、新聞等がございます。町が現在基金の方を見ますと、福祉基金1億6,717万7,000円、非常に大きな金額、負債も二十何億か、一般会計であるかと思えます。負担行為、それから特別会計等で現在どのぐらいの借金をしているのか、伺いたいと思えます。

なお、お答えがなければいいのですが、あれですけども、今回11月1日に施設者より補助金の要請が、何か1億3,000万円の要請があったそうです。本当に福祉を考えるのならば、1億3,000万円でも1億5,000万円でも出して、当初申請どおり、ホテルコスト1万5,000円で入居させるべきではないかと、こういうふうに思いますけれども、考え方を伺いたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 企画財政課長、川島賢君。

○企画財政課長（川島 賢君） 平成17年度末の数字になりますが、千代田町一般会計では32億8,994万2,000円の借金がございました。逆に基金の方ですが、26億3,456万4,000円の貯金がございます。

以上です。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 施設サイドからの要請書が以前出まして、それによりまして前回補正をお願いをしましたところ、修正案でゼロというふうになりまして、再度18年の11月になりまして、今度は交付申請書という形で出てまいりまして、いろいろ議論をした結果、今回の数字を一応補助しようということで予算要求をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 福祉の補助金に対して質問させていただきます。

実は私はきょうはおとなしくしていようかなんて初め思っていたのですけれども、おとなしくしま

せん。今までの計画審査、その問題がでっち上げだと、憶測だとかでっち上げをやっているのではないとか、そういう話が出てしまいましたので、これを黙っていると私がでっち上げて、うそをついて今まで工作したかのようなことに聞きましたので、質問させていただきます。そのほかの質問も当然いたします。

この邑楽郡に新型特養、特養施設をつくるというのは、もう事業計画の中で邑楽町は何回もここで話したわけです。3年も前から、神藤町長のときから申請してあったのです。ただ、邑楽郡の中だから回り番だから邑楽町と、あくまでも申し合わせにおいて進んだことであります。そういう中で、16年の8月26日の日に全部の邑楽郡の首長の選考委員会というのですか、だれをこの福祉施設に、どの申請者が的確な人かということを選考する、選定するというのですか、ちょっと言葉が間違っているかも知れませんが、その委員に町長が選ばれたのは、前斎藤憲さんが言ったこと、そのことも私は聞いております。そのとおりのことを言われて、最終的には自分のところでやるのだから、久保田町長はどうだろうと、その中で久保田町長は幾らか黙っていて、4人の申請者が私どものところで私が審査委員になって、この人がいいとかと選ぶのはいかがかと思うということで、そういう中では事業計画がないから、公正公平にできるから千代田さんやったらいかがですかということで、長谷川町長の方から合併のこともあるし、いかがですかということで、そういう中で公正公平にできるという中でお受けしたと、全会一致で推薦されたと、そういうふうに向っているのです。

調査委員会が、私たちが何人かで行って、久保田町長のところへ行ったとき、私はその3億円の発言よりも仲よくやっていきたいと、そのことが心外だったと、申し送りで邑楽というわけが千代田さんの方に行ってしまったと、そういうことではなくて今までの打ち合わせしたやり方したとおりでお願いできたらばと、邑楽郡の中の申し合わせが崩れると、では今度はこっちがやるのだ、あっちがやるのだと、そういうことになってみんなけんかになってしまうから、仲よく次はどっちの番だと、そういう申し合わせがあったと、それを破るようなことであつたと、そういう話だったのです。そういう中で町長は実は選ばれているわけです、公正公平にできるという中で。それで選ばれたのを今言ったとおり、民生委員の代表の明和町の松本芳雄さん、それから千代田町充て職の真仲一郎さん、それに黛先生という大泉町のお医者さん、それに小野沢さんという関東短期大学の、その人が会長で学識経験者といことで5名で、どなたが一番いいかということ審査する、そういう会議を持たれたわけです。4人の人を選ぶわけが、締め切りが公募もしていないのに、千代田町は公募もしていないのです。公募もしていない中に飛び込みで、飯塚生さんが千代田町に出たいということで申請があって、それが16年度の8月31日、そういう中で飯塚生さんが入ってきた。では、どの人が一番いいかということ3回に分けて計画審査したわけです。

そういう中で、後半になって特に千代田町さんが飯塚生さんにいい点をつけるように思えたという発言も得ていますし、それから現実に私は証拠を握って話しているのです。自己資金の調達能力、それが一番ない飯塚生さんは1点しかもらえないのが、借入金の償還能力が一番あるという、こういう

点数のつけ方がされていた。聞いているでしょう、でっち上げたわけではないので、こういう中で計画審査になった中で、町長が発言したことで、町長、みずから発言しているでしょう、委員会で。今まで事業を幾つもやっている人よりも新規に立ち上げる人ができないのではおかしいではないかと、確かにそのとおりかもしれませんが。それから、施設の関係者、理事や何かの体制が新規にやれる人はできていないと、それはおかしいではないかということ、町長は事務局側に言ったと、計画審査のときにそういうことで、そういう要望が外されているのです、審査基準の中で。職員の配置体制、介護職員の配置、これが計画審査になったら、飯塚生さんの点数は下がってしまうのです、できていないのだから。それから、協力病院からの距離、これもお話ししてあるのが、ただお話をしているだけで新橋病院となっているのです。ですから、これも基準から外された。それでも、飯塚生さんは2番目の点数だったのです。ですが、百条委員会の中で調べられないですけれども、どういうわけか、一人黨先生が医師という立場があるからと放棄して、それで、2対2が4、0で飯塚生さんに決まって、飯塚生さんはそういうことで選ばれたのだからというので県に申請されて、県が了解をしたという、そういういきさつになっているのです。

この飯塚生さんがどうしてこういういい点がつけられたかというのは、これは推測ですけれども、だれかが補助金を出すから大丈夫だとか、何かがなかったらいい点数はつけられないと思うのです。ですからこそ、百条委員会で調べられれば、こういうことが全部明るみに出るのだと私は言っているのです。ですから、このことは私がでっち上げているのではないのです。議長、その点はでっち上げているとか憶測で言っているとかというのは……

○議長（小沢惣一君） 大谷議員、質問に移ってください。

○9番（大谷直之君） はい。それでは、そういうことで日本の福祉の将来について、その中で質問させていただきます。皆さんご承知のとおり、今上毛新聞の中で1,000億円の介護とか施設とか、そういう問題でお金が使われている。あと10年たつと1,700億円、70%アップするだろうと、そういう中でどうしたらいいかと、これはちゃんとしたそういう大学の福祉の関係の先生が言っていることです、また携わっている。どうしたらいいかと、これは地域密着型、よく言われています。要介護が進まないように、ストレッチやったり筋骨トレーニングをやったり、そういう中で地域の中で、あとは食事だのも含めて指導しようということで、そうではないと、そういう中で進まないようにしないと、介護保険の保険料がどんどん上がってしまうのです。そういうことが平成16年からもうたわわてきているのです。

〔「中間報告でやってほしい」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） ちょっと待ってください。黙っててください、私が今言っているのですから。

ですから、そういう中であって、千代田町のこの施設が、町長は例えばだれも申し込み手がいなかったと言っても、町長、公募したのですか。公募はしないでしょ、公募すれば来るかもしれません、

こういう施設が欲しいと町長が本当に思うのならば。世の中の動きは、もう平成16年から新型特養というのはとてもこれは大変な施設だと言われていたわけですから。現実には私は3年間にわたってですか、16年から言っているのですから。調査して、いろいろここで発表しているのです。本当にこの施設が今の時代に沿う形のものなのか、特に千代田町に沿う形のものなのかということで反対していたわけですから、福祉のことの将来考えると、お金が介護保険の保険料が福祉が充実されてもどんどん上がるという、そういう面があるのです。お金がどんどん上がることが、これはしようがないのだと一概に言えないのです。なぜならば、福祉福祉でお金をかけ過ぎると、今度経済の方が行き詰まるという関係がありますから、ですから、国の方ではそれを防ぐために地域密着型のミニ特養とかグループホームなんかをつくろうというような方向づけになっているのです。ところが、千代田町では急に始めたわけではなくて、16年からの話ですから、そういう情報を私は議会に入れていたわけですから、もう少し一歩下がって、本当にこの施設が千代田町の実情に沿うのかどうかということを町長はやった様子がないのです、今までの発言の中で。どうして地域密着型の方のあれをしなかったのか、福祉のそういう大きい流れの中で。

〔「それは出ていない」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） いえ、それは17年度にはもう出ていました。私は16年度の方にいろんな勉強をしていたから資料が入っていますけれども、そういう方向づけでやるというのは17年度の初めには出ていたと思います。

それから、1億5,000万円の約束の問題、これは簡単に流されましたけれども、概要書を見ていないのだから正確な証拠にはならないのです。ですけれども、計画審査のときに町長は審査員で県に提出した建設計画の概要書に基づいて計画審査しているのに、1億5,000万はうたってあったというのは、私たちの調査で7月だったかに県に行ったときに、17年の検査だった、みんなで行ったときに、そういう話も聞いているのです、6月だかに、ですから、うたってあったというのはほぼ明確なのです。町長がそれを知り得る形の審査委員をしていて、1億5,000万うたってあるのだったらば、これはまだ町の方に諮っていないからということで、そういう話し合いをしなかったのかどうか。現実の問題として町にはこういう福祉計画についてこういうことをやりたいとかという情報開示は全くなされていなかったのですから、ですからこういうことについてちゃんとお答えをいただいております。

私は、町長がどこがこの町のあれに悪いのか、申しわけないのですけれども、情報開示を本当にやっていないのです。例えば公募をする、どういう施設がいいか町民の皆様に意見を聞く、議会にもちゃんとしたお話をして審議を仰ぐ、そういうプロセスがないのです。言われたからこうなるのだとか、そういうような話なのです。普通本来ならば、地域の瀬戸井の皆さんに、地域の要望を重視して意見を聞いて、そういう施設をつくるように指導するというのまで言われているのです。そういうことなんかは全然ないのです。そういうことが適切にやってなかったことがごたごたする原因だと、私は思っています。町長はその点をどう考えているのか。

福祉の将来と、それから公益性の問題もお尋ねします。公益性が、これはどういうことかというのは、今言ったとおり、本当に千代田町にふさわしい施設かどうかというので疑問を持っているから今までやってきたわけです。本当に公益性があるというのならば、飯塚生さんに運営計画、事業計画に基づいてちゃんとした情報開示をしてもらって、その中で納得ができるような説明があって、飯塚生さんも来て、ちゃんと説明してほしいという、そういうことをやってからの話なのです。それから、補助金をどうするかという。うがった見方をすれば、金がなくなってしまったのだから出してくれと、そういうふうになってしまうのです。町長、その情報開示の余りにもなさの話も含めて、答弁をお願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） お答えいたします。

まず、邑楽郡で次は邑楽町だと、そういった申し合わせはありません。私も聞いたことはありませんでした。そういうことは一切ありません。それと、説明不足だと、何回も言っておりますけれども、その都度私は答弁しておりますけれども、私が町がやることは農地の転用と補助金だけで、あとは県の指導でやっていることなのです。だから、みんなを集めて説明する資料もないし、相手方が地元の地権者の前で説明したり、そういう申請者がやっていることなのですから、町がやっているのではないのです。その辺の勘違いしないようお願いしたいと思います。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 公益性の議論の関係でございますが、この特別養護老人ホームの補助金につきましては、国においては地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律、これに基づきまして補助金を交付しております。ですから、明らかに公益性はありと判断できると思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

○9番（大谷直之君） いろいろ注意を受けていますが、早くやってくださいと言われていますが、早くやりたいと思っております。

邑楽町が次だという申し合わせはなかったと町長は明言しました。私はそのことは違う方の首長から申し送りというのがあって、そういう申し送りあったとはっきり聞いているのです。改めてまた聞きに行ってきますけれども、だからこそ邑楽町に4人の申請者があったと、これはこういう時系列でそのようになっているでしょうに、だから邑楽町に4名の申請者があったと。ところが、千代田町はなかったのだけれども飛び込みで来たと、それで私は飯塚生さんに対して強烈に、町長は施設が来ることはいいことだということをよく言っていましたけれども、援助していたと思われる行動が今までいろいろなことでやってきたわけです。そういういきさつがあったということを私はどうしても今はそうやって言ったから、はい、そうですねかと納得できないのです。

それから、公益性の問題で福祉課長の方からお答えになりましたけれども、公益性があるのならばどうして補助金のことに対して情報開示をしなかったかと私は言っているのです。公益性があるのならば、それはそういうことが一番大事でしょうに。それから、町長はその施設側がやることだと、ところが介護保険の中には適切な運営ができるように、地域住民の意見を取り入れるよう指導することができるというような、そういう条文見たことないですか、そういうことがうたわれているのです。だから、地域説明会なんかやったなんて言われるのでは、全然あんなのはお体裁でやっただけだというようなことが堂々と、今まで説明したからそれはご存じだと思えるのですけれども、県の方はそれに対して地域説明会が適切に行われたという申請が出ているので、県の方はそのとおりに認めたのです。それをいろんな形で私たちが言ったら、何か課長の方が半端な議員がうるさいことばかり言ってきたなんて言っていたというのがうわさに広がってきましたけれども、現実の話、これは名前を上げない、前に上げたからだけれども、上げないで言いますけれども、瀬戸井の区長さんがそういうことでちゃんとした指導者やってほしいということで県の方に、あのときの課長はだれか、羽鳥さんか、その人に意見が電話で届いて、それで区長さんは太田高校の数学か何か教えていた先生で、私は県の方に二十何人私の教え子がいるとかという話になって真剣に聞いてくれて、適切な運営ができる、そういうことが指導できるように指導しますということを知っていたと、私たちが行ったときもそういう話を県の方は言っていました。

つまり、県の方は町から上がってくれば、それは当然で、町がみんな住民の理解を得てやっているのだ、申請者も町の同意を得ているのだとか、ちゃんと説明をやったとか、そういういいこと尽く目の方に県に届いていたから、それを県の方がうのみにしていたからこういう問題が起きたのです。そういう形のことは例を挙げれば幾つもあるのですけれども、こういうことがちゃんとなされていなかった。そういう中で飯塚生さんが入ってきた。できてしまったのに、このお金を出すのは福祉に理解が、出さないのは理解がないのだと、そういう論法でやられると、私たち反対している人たちはまるで福祉がないように見えますけれども、本当に千代田町の実情に沿った形の施設をつくろうという意識があるのだったら、もう少しこういう世の中の動きのことを見て、ちゃんと情報を開示しながら進めるべきだったのです。私は、ミニ特養とかグループホームとか、今明和町にできようとしているのも、あれも小さいあれです、施設ですね。そういう多床式の方が安く入れて、それでみんなとわいわい話ながらできるから、そういう方がいいという人が多いのです。現実に今いっぱいになりそうだから心配ないのだという声も聞いておりますけれども、私に入るところは説明聞くと、どうもいろいろな雑費も含めていろいろ入れると大変なお金がかかって、13万か15万ぐらいかかるのではないかという話をやっぱりしているのです。

ですから、これから調べに行きますけれども、お金のない人はそれなりに入れますけれども、例えばの話、私は徹底的に調査していないからですけれども、その生活保護を受けているような人、あるいはお金のない人だけで満杯にすると、町の方の介護保険もとても高くなるし、施設側も場合によっ

ては施設側で補助しなくてはならない分も出てくるから利益が出ないということで、どこを見てもこまくさという立派な施設がありますけれども、あそこは半々に入れています。満杯にお金を払う人と、そういう施設は少ないと聞いています。これは聞いているということだけですから調査しますけれども、つまりこの施設は地域密着型とはほど遠いというふうに私は考えているので、それから情報開示をしなかったということで、私は反対しているわけなのです。決して福祉そのものに反対しているのではなくて、福祉のあり方というのが千代田町がそぐわないのではないかと、この施設はということで反対しているのです。町長、今言った中で、これは違うというのだったらば、また教えてください。

○議長（小沢惣一君） 町長、襟川幸雄君。

[町長（襟川幸雄君）登壇]

○町長（襟川幸雄君） もう2年も言われておりますから、言っていることはもうまたかと、そういう考えで聞いております。ただ、申し合わせで次は邑楽町というのは、話がありません。順番制がどうして邑楽町に決まるのですか。順番だったら千代田町の方が早いのです、邑楽町よりも。そういうのがおかしいと思う。どこから聞いてきたのかわかりませんが、そういう話は前の町長のときもありません。そういうことを申します。

それと、密着型がいいか、それはわかりませんが、千代田町はそういう人がやる人がいなかったのです。あの特養を今みどりの風がやらせてくださいという手を挙げたので進めてきたので、小さいところがやらせてくださいと、それをかっぱじいてやったわけではないので、その辺のご理解していただかなければ、いつになっても決着はつかないと思います。よろしくお願いします。

○議長（小沢惣一君） 2番、小林正明君。

[2番（小林正明君）登壇]

○2番（小林正明君） 私はちょっと別な観点から質問させていただきます。

先般上毛新聞に大きな1面記事で出ました。「群馬県内の特養老人ホーム、入所待機最多の7,090人、半数近くの症状が重い要介護者、5年間で倍増、施設整備追いつかず」と、そういった記事、大半の方が読まれたと思います。これ一つ見ても、邑楽郡下で私何名正確に待機者がいるのか、今現在はいつかんでおりません。ちなみに、そこで質問なのですが、千代田町で入所希望者といいますが、待機者、現実COMハウスがいっぱい、ではみどりの風等々に考えたときに、町で待機者が何名いらっしゃるのか、お聞きいたします。

それから、先ほどいろいろな議論の中で、質問の中でもありましたが、入所者の利用料、施設料といいますが、これはいろいろ見方が当然あるわけなのですが、居住費プラス食費プラス介護費、これですべてだと思いますけれども、それでその中で個人的に支払っているお金、込み込みのお金です。個人の負担です。個人の負担額の最低の金額は幾らなのか、それから最高の金額は幾らなのか、これをぜひ教えていただきたいと思います。

それから、三つ目でございます。特別養護老人ホームとグループホームの方の入所時の必要経費と

いいますか、施設利用施設料としてどちらがどうなのか、教えていただければと思います。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 福祉課長、吉永勉君。

○福祉課長（吉永 勉君） 小林議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、町内の待機者の関係でございますが、毎年1回県の方で調査がございまして、ちょっと前の数字なのですが、5月1日現在で町内の待機者は51名でございます。このうち、緊急度の高い人が11人、中程度の人が19人、緊急度が低い人が21人となっております。

それから、施設の利用料の関係でございますが、高い人で現在13万3,331円、これが4階層で介護度5の方でございますので、一番高いと思います。安い方につきましては、第1段階で2万4,300円、この方が多床室に入っておるわけでございますが、これが安い方でございます。それから、グループホームの関係でございますが、居住費につきましては1日1,500円、ですから30日にしますと4万5,000円、それに食費が1,350円、両方足しますと一月当たり8万5,500円程度、それプラス介護保険サービス費の1割が利用料ということになります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小沢惣一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。

審議の途中でございますけれども、暫時休憩します。

休 憩 （午後 4時25分）

---

再 開 （午後 4時30分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

#### ○日程の追加

○議長（小沢惣一君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

#### ○会議時間の延長

○議長（小沢惣一君） お諮りいたします。

本日予定した議事日程がまだ終了しておりません。

千代田町会議規則第9条第2項により、日程終了まで会議を延長し、議事を進めたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沢惣一君） 異議なしと認めます。

よって、日程終了まで会議を延長し、議事を進めます。

---

○議長（小沢惣一君） 議案第62号について討論に入ります。討論ありませんか。

3番、柿沼英己君。

[3番（柿沼英己君）登壇]

○3番（柿沼英己君） 議案第62号 千代田町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論いたします。

このたび高齢福祉施設補助事業整備等補助金3,500万が出まして、先ほどの議論のとおり、みどりの風にはより多くの人が入れることがわかりました。よって、国、県等の補助金も出ており、また公益性があるのは当然であります。補助金を出すことによって、千代田町の福祉行政が前進するものと確信するところであります。よって、皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） 15番、川島悦男君。

[15番（川島悦男君）登壇]

○15番（川島悦男君） 一般会計の補正予算（第4号）につきまして、反対の立場から討論を行いたいと思います。

その理由を申し上げます。第1は、まず何といたっても補正のとり方でありまして。先ほど言いましたけれども、地方自治法の当初予算単年度主義あるいはその説明責任、こういったものをわかりながら、すべて無視をしている、こういうことでもあります。更には、今千代田町でこの整備補助金に対しまして、調査委員会が中間報告の段階であります。こういった中で、補助金の当否を調査をしている最中に、そういったものをすべて無視をする。問題は、ここに町長の応援団は、いわゆるただいま賛成討論をした人は、本当ならばその調査委員会の中で協力をして、この結果を早く知らせる、そしてその当否が明らかになって、その上で出すというのが通常の議会であるということを言わなければならないわけでありまして。自分でそういうまとめをつけない、何だかわけのわからぬこと言って、少数意見の留保をせよとか、最初から言っているわけです。

そういう状況で、結局先ほど野村議員だとか細田議員なんかはちゃんと結論をつける気があるのかと、早く結論出さないと言っているわけです、一方で。同じ応援団で、一方では何とか結論を引き延ばしておいて、一方では早く結論つけろと、要はここなのです。ちゃんと結論をつけるならつけて、それで出すというのが、これはもう町長としても一番のやり方であると、まさにプロセスをほとんど無視をして、そして更にその住民のコンセンサスというものを得ない。議会のコンセンサス、今非常

に拮抗してきていると、こういう中であえて町長がそういう冒険を働いたというのは、これはわからぬでもないのです。なぜかといいますと、先ほど言いましたけれども、当初予算で本来ならばこういうものはちゃんと町長が説明をして、住民にこのように公益性があつて福祉がこれだけ増進するのだという説明をちゃんとして、その上で当初予算でこういうお金が入ってくるから、そのお金をつくる。ここには補助金を出すということであれば、これはまだ幾らか違いがあるのです。

ところが、残念ながらもう17年度、18年度事業でもうやってしまったわけです。先ほどから皆さん言っていますけれども、国、県が出したのだから町が出しても当たり前だというけれども、ここが大間違いなのです、皆さん。要は、国、県は17年度、18年度事業でもう建設をしたのだと、要はこれから出すのは福祉、要はそこへ入っている入所者に対する福祉補助金なのです。ところが、これがもう17年度、18年度でできてしまったもの、これに対して建設費補助金を出そうというのです。これが大間違いなのです。町長が何で今回焦ったかという、もう19年度当初予算でとれば、これはもう世間に町長の威信が問われてしまうのです。国や県も、そんなことをやればもっと信用を落とすわけです。ここであえて冒険をしたというふうに私は考えております。まさにプロセスとコンセンサスを得ないで、いわゆる私が出したいのだから、反対したいやつは反対しろと、こういうような形でその提案をしてきたのが今回の補助金の補正であります。まさに私が出したいと言っているのだから、何が間違いがあるのだと、こういうことであります。

そして、町は農振除外あるいは補助金の問題だけだと言っています。だけれども、実際にはそういうことが町の公益性なのだ、公益性を図るためには必要なのだというわけですが、公益性を図るために必要だというのであれば、先ほどから大谷議員も言って、私たちが酸っぱく言っているのは、そういうコンセンサスを図る、これこそが公益性なのです。そこを自分の判断が、それだけが正しいかのように出してくる。反対する、最初からもう反対なのだから、反対には幾ら言っても変わらないのだからということで出してきた。これはもう公益性を欠いていることだと言わなければならないのです。そして、賛成議員の方はいわゆる私たちが公益性があると認めたから公益性があるのだと言わんばかりの討論です。

だから、何が公益性があるのか、先ほど質問の中でも言いましたけれども、今千代田町の住民が3人も世話になっているというのです。そういう中で、この人たちに3,500万、3人に出す。1,000万も出すのと同じです、1人当たり。そうすると、別にそれがではあれだと言うけれども、それを先ほど質問の中で言ったように、介護保険値上げしなければならぬのにつぎ込めば、値上げしなくて済んだのです、2,200万ぐらいで済んでいるのですから。その辺ちょっと私も数字はあれ言ったのですが、2,200万で済んだかどうかというのは課長の方がよく知っていますけれども、よくその辺については少なくとも3,500万でそういう値上げをしなくても済んだと、千代田町の福祉を増進させるためにはその方がよっぽどいいのだということです。

それから、先ほどから言っていますように、そのグループホームあるいは地域密着型の介護施設を、

町長は申請がなかったからということなのです。ところが、こっちは申請があったからです。大谷議員の説明によりますと、8月26日にその審査委員になって、8月31日に飯塚生氏が千代田町に出すということを申請をしたわけです。ですから、町長が審査委員になるときは千代田町には計画が出ていないから、だから公平にできるでしょうということを言って受けていたのです。それで、その裏で、これは推測ですが、その千代田町で補助金を出すから、こっちに申請をしなさいという誘導をした可能性があるのです。この辺は私だけの考えかもしれないのです。ただ、言えることは、そういうことが言えるのです。8月26日にあれして、それでほとんど8月31日も、四、五日でつくったからいいかげんな計画書が出ています。7,329が1万3,675になっている。ホテルコストが1万5,000円が実際できたら6万円になっている。まさにこれが詐欺的手法だと。その1万5,000円が6万円になったというのを、新しい介護保険法が変わったのだから、出して当たり前なのだと、こういうことなのです、皆さんの言う論は。

ところが、介護保険法が変わって、変わったところはそういうことではない。個人負担が、今まで介護保険で見ていた居住費が個人負担に変わったのです。これが変わったところなのです。確かに最大とれるというユニット型、ユニット個室、この額が変わったかどうかというのは私もまだ確認していませんけれども、少なくともホテルコストというのは、その建設費プラス水道、光熱費、これでもう割り出してしまうのです。ちゃんと施設側はコンピューターにそのソフトがあるのだそうです。それをあれすれば3万でも難しいと、こまくさのところへ行ったときに、3万5,000円ぐらいかというようにあれがあったわけです。ということは、1万5,000円ではできないというのをわかっていて、それで最初からもうそういうふうにやっておいて、私が瀬戸井に来て説明をしたときに、その飯塚生氏は何て言ったかということ、それは新しい介護保険法のときの入所費ではないのですかと言った。だから、1万5,000円というのは守るのだと、だけれども私が資料を持ち出して、それでやろうとしたら、それは新しい保険法のあれなのだから問題にならないということでやってきたわけです。

ということで、非常にその公益性を欠くやり方をしてきたのが町長であり、県であり、それから申請者なのだと。それができてしまったから、今度はそれをみんなで応援してやれということであり、応援するのはだれに応援をするかといったら、やっぱり先ほど言ったように、入所者あるいは介護を必要としている人の応援をするのが町の仕事だというふうに私は考えます。そういった意味で、自治法を無視し、そしてこのいわゆる議会の調査、まだ進んでいる中で結論も出ない中で、あえて出してきたという状況に対して私は賛成できない。いわゆる福祉に理解がないのだということでも構いませんけれども、私はそういうことで主張をするところであり、皆さんがこれでこのままそういうことがわかっていて、自治法の問題がわかっていて、それからこの交付要綱で、いわゆる5条では国交付金額の2分の1以内、4条では工事費または工事請負費の2.6%を限度とすると、ここがまた問題なのは結局ここで2.6%が3,500万になるか、その2.6%の大もとが幾らなのか、全然出していないのです。概要書すら出していない。

こういう状況で、町はですね、町長はと言うとちょっとあれなのですけれども、総務課長も含めてですから、こういうものを、しかも本来先ほど言いました232条の2の補助することができるというのは、こういう基準があつてできるのです。この基準をつくったのは、皆さん平成18年の5月19日です。先ほども言いましたけれども、議会に全然知らせずに、要綱だから知らせなくていいのだ、議会に諮らなくていいのだ、こういうことなのです。それがまさに町長の職権乱用で、住民の福祉を後退をさせるような補助金であるということを申し上げ、私の反対討論とするものであります。

○議長（小沢惣一君） 8番、野村年男君。

[8番（野村年男君）登壇]

○8番（野村年男君） 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論をしたいと思います。

まず初めに、町財政運営であります、何ら問題なくやっていることと思います。みどりの風に3,500万の補助金をとということではありますが、もしでき得ることならもう少し出してやればと思うように私は思っております。それと、先ほどのちょっと上毛新聞の引用なのですが、特養ホームの待機者の増加は県議会の一般質問で、この間の、それで早川昌枝氏、共産党さんが指摘し、小寺弘之知事は全国平均を上回るスピードで施設整備を進めている。それに対して共産党さんもぜひそうしてくれと、千代田町の共産党さんはなぜか系統が見えないような意見かというふうに私は思いますので、よろしく頭の回転を変えていただいて、もう少しこう福祉行政を考え直していただければありがたいと思います。

そういうことで、議員諸兄の皆様、賛成の立場ですので、よろしく願いいたします。

○議長（小沢惣一君） 9番、大谷直之君。

[9番（大谷直之君）登壇]

○9番（大谷直之君） 議案第62号、これに対して反対の討論をさせていただきます。川島議員が私が思っていることの一つだけ違って、あと全部そのとおりだったのです。

[「では、やめれば」と言う人あり]

○9番（大谷直之君） そんな勝手に決めないで、そのほか、せっかく出たのですから、私はでは端的に話しますから。

補助金を出してほしい、こういう要望があくまでもあるならば、事業運営計画、資金計画だの細かい面々もすべての面を明らかにして、ぜひお願いしたいと、そういうことをしてくるのが筋であって、それが来なかった場合は町の方はそれを出してくれというのが筋だと思います。議員もそういうことを言うのが筋だと思うのです。なぜならば、大事な税金です。3,500万といっても、一生懸命働いている人が払っているわけですから、ですからそういうプロセスがないことなのです。今野村議員が、県会議員の共産党は何であれだと、私は川島議員もそうです。プロセスをちゃんと踏んだ中でやってくれば、別に反対なんかすることはないので、プロセスを踏んでちゃんと説明してくれば。

〔「踏んでいるではない」と言う人あり〕

○9番（大谷直之君） 踏んでいるとは言えないということは、今までさんざん言ってきましたでしょう。あくまでも情報開示をしながら進めなかった。これが一語に尽きるのです。

それで、初めの計画と事業計画、運営計画、資金計画、農地の問題、初めの計画書に基づいて審査して、そういう中で決まったことが全然違う方向で進んで、この運営計画は何だったのだと、予算を組むのにも単年度予算で計上して、そしてそれを執行するのにやっていくのだということをこのまま認めていたら、そういうことがまた行われる心配がある。金額の問題ではないのです。大きくも少なくてもちゃんとした説明した中でやっていけば、別にああだこうだが出てこないわけです。ですから、町長は今までこうずっとやってきたことが全部の賛成の議員が多いから何でも心配ないだろうと思って、もしかしてうがった見方で悪いのですけれども、何でも通るだろうと思って、平成16年のことですからやったのかと思ったりもしているのですけれども。

要綱の問題もこれは本当におかしな話で、できたというこのときは川島議員と私と議長と副議長と町長室で町長と福祉課長がいて、その根拠を上げてくれというときに、根拠がたしかだれも答えられなかったのです。あのときはかなり遅くまでいたわけです。6時過ぎでしたか、その後徹夜でつくったのでしょうか、この要綱は。まずこういうことがまかり通ってしまうのです。これが本当に開かれた行政とは言えないし、密室の中でこういうことがあって、ましてこれは要綱です。法律でもなければ、条例でもなければ規則でもないわけです。こういうことを堂々と発表して、こういうのがありますということで通そうとする、こういう執行部のやり方が、私はこんなことをやっていたら、本当に千代田町がいつになっても人口が増えないのも、千代田町が正しく理解しない人が多いのかなんて、そんなふうに思ったりもします。ぜひ私の意見を尊重して、こんな情報開示をしないで進めて、賛成多数でやっていく形自体が問題がある、そういうふうに思っております。

皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長（小沢惣一君） 13番、野中角次君。

〔13番（野中角次君）登壇〕

○13番（野中角次君） 本来ならば、反対の立場でやっていかななくてはならないのだけれども、今回の補正予算については賛成の立場で討論します。

平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）、これに対して建築も既に済んでしまっているという指摘もありました。ですから、中に厄介になっている人たちにそれを使ったらどうだというのが川島さんの意見だと思います。ただし、川島さんも前にちらっと話をしましたら、千代田の人は幾人も入れない。それでは、助成出すことはないではないか、私は福祉はそういうものではないと思う。平成4年議員になって、福祉をうたい文句にずっと今まで来たわけでございます。従って、もう年齢も80歳、これ以上出してくれる人はいないと思いますので、これが最後だと思います。ですから、福祉に始まって福祉で終わりたいというのが私の信念であります。

理屈はどうあれ、年老いた人たちを構わずにこのままうちで介護しろといっても無理な話だと思うのです。到底介護はできません。しりの世話から一切やるということは並大抵のことではありません。10日や15日はできるでしょう。1年、2年と患って寝ていられたのでは家庭崩壊にもなりかねません。従って、私はその年寄りたちが若いときには一生懸命働いて、この町がよくなるようにと税金も無理して納めて、どこの地域の方々でもそうだと思う。だから、今のみどりの風の特老も邑楽町あるいは大泉、館林、どこから来ても千代田の人間として同じに介護をしてやらなくてはならないのではないのか。それが福祉の充実だと私は思います。金を出す、出さないではない。その年老いた人たちを、どう若い人たちが面倒見ていくかということが問題ではないのか。今どこの家庭でも、恐らく家庭で年寄りを見てくれるうちは、10軒のうち1軒あるかないかでしょう。ほとんどがみんな病院あるいは施設へ預けてしまうと、やはりどこの方が来ようと、どういうふうであろうと、千代田町からも館林、邑楽あるいは大泉、太田と入っている、世話になっている方もおります。そういう方だって、決して差別をされて入っているわけではありません。その地域の人とも同じに介護はしてもらっていると思います。それが真の福祉ではないのか。町はある程度犠牲を払っても、そういう方面に使う金は今黒澤さんが言ったでしょう、1億3,000万でも1億5,000万でも出してもいいと。

ただし、私も一言言っておきますけれども、町長の説明不足もある。そういうこともあるけれども、これからは老人がまだどんどん増えてくる。この間の上毛新聞でも小林さんが言ったけれども、大変な人数がまだ待っているわけで、だから施設が足りないからつくらなくてはならないのです。県でもそういうふうを考えている。そういう中で、幸いにも千代田はみどりの風という特老ができたのだから、それをうまく利用して、それで年寄りを介護してやるべきではないかと、それが真の福祉であろうというふうに私は思います。今来年1月までには50床いっぱいになるというふうに福祉課長が言っていました。今まで恐らく入れないだろう、だめだろうという声が聞こえましたけれども、そんなことはないのです。若い人はやはり働いて税金を払い、そういった方々を見ていくのが本当の福祉であろうと私は思います。

従って、賛成討論として皆様にご協力をお願いして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小沢惣一君） 6番、黒澤兵司君。

[6番（黒澤兵司君）登壇]

○6番（黒澤兵司君） 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）の討論を行いたいと思います。

特養問題、この補助金が出ることでございますが、福祉に理解と言っております。施設への補助金ということも明快に言われているわけでございます。町民と入居者、本当にメリットがあると言えるのでしょうか。ここは問題を抱えるところではないかと思えます。理由としては、この施設利用料金は基準の最高利用料金になっており、補助金を出しても利用者のメリットはない、これが一つでござ

います。二つ目、町民が優先して利用できる保障はどこにあるのでしょうか。これは入所判定委員と施設でこれ受け入れを決める、こういう形になっているわけでございます。

それから、3,500万という金額ですが、福祉のためなら利用者、直接月5,000円ぐらい支給した方がメリットがあるのではないかと、こういうことを含めまして、現在町の入所者、それから近隣の入所者約40名として、3,500万あれば、これを月5,000円くれて40人、1年間で240万、3,500万割る240万ですから15年分ぐらいの支給ができるということでございます。

それから、町民全体を対象とするならば、介護保険特別会計に繰り出して介護保険料の抑制に努めるべきだと、こういうふうに思うわけでございます。また、直接施設の補助金を出すことは、私企業、個人企業の利益の補助に過ぎないということで、何の福祉の役に立つ要件を満たされないということでございます。

それから、補助金に対して町長の先ほどの質問の中で、資金計画の中で赤字が出されているということも全然わからないというご返答をいただきました。今まで定例会におきまして、補助金関係等で質問もいたしました。その中で申請書、それから決算書がない。今回ぐらいは少しは内容がわかるような対応をしているのかと、こういうふうに思ったのですが、依然その姿勢も見られない、非常に残念な町行政ではないかと、こういうふうに思うところであります。先ほどの質疑の中で、1億3,000万だか1億5,000万だかということで、これを出したときに入所者が1万5,000円で、居住費が支払い可能ならば、こんなすばらしいことはない、こういうふうに思うわけです。今私どもの近所にいるお年寄りには、非常にお金がないというお話でございます。介護保険料、いろいろな税金等で10倍の増税になっているということで、非常に苦しんでいる人たちが多いわけでございます。

そうした観点から、本当に福祉に理解があるのなら検討の余地または施設側と町側でいろいろ話し合った中で、福祉政策、ホテルコストに今関しているわけでございますけれども、もう少し減額できるような進め方をしていただきたいと思っておりますので、検討の余地ありということで反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（小沢惣一君） 12番、青木國生君。

[12番（青木國生君）登壇]

○12番（青木國生君） 私は、本来ただいま野中議員さんがすばらしい討論を聞かせていただきました。本当に老人福祉に対する野中議員さん、気持ちのあらわれだろうというふうに思っております。しかし、また黒澤議員さんの方から反対討論が出ましたので、あえて賛成討論させていただきます。

先ほど来、反対討論続いておりますけれども、このことに対する反論につきましては、時間の関係もございまして。しかも、今までの定例会で何度も何度も繰り返してきた、繰り返されてきた内容だったというふうに思っております。ただ、1点だけ特別養護老人ホームみどりの風にお世話になっている方、本町の方は確かに今現在3名かもしれません。しかし、入所される方は今年ばかりではない。

年々介護2の方が3になり、3の方が4になる。自然に増えていくということを皆様にはおわかりいただきたいというふうに思います。

補助金の交付につきましては、地方自治法第232の2に定められていることは先ほどらい、川島議員も申し述べられております。また、町の関係条例や要綱に照らしましても、何ら問題がないというふうに考えております。

先ほど来、特養みどりの公益性が問題視されておりますけれども、もし仮にみどりの風に公益性がないというならば、全国の特別養護老人ホームに公益性がないということになるのではないのでしょうか。ぜひ前回大谷議員に聞いたかったですけれども、質問ちょっと落としました。

補助金が前回5,610万から3,500万に減額になっております。これとても町の議会あるいは住民に理解を求めるための高度の政治判断というふうに考えており、何ら問題ないというふうに思っております。みどりの風への今度の補助金が、同施設の健全なる運営の上に生かされまして、ひいては本町の老人福祉と介護保険の充実に役立つことを心から願ひまして、また議員各位のご賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（小沢惣一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第62号 平成18年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 5時13分）

---

再 開 （午後 5時25分）

○議長（小沢惣一君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

#### ○発言の訂正

○議長（小沢惣一君） 先ほど社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員会委員長より、中間報告の内容についての3番目の「調査を重ねる」というところを「続ける」ということで、文言を修正したいというようなことで報告ございましたので、皆さん方にご報告いたします。

---

### ○議員派遣の件

○議長（小沢惣一君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定しました。

---

### ○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小沢惣一君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（小沢惣一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会改革推進特別委員長、社会福祉施設建設整備等補助金に関する調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

### ○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沢惣一君） 日程第8、発議第6号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小沢惣一君） 提出者に提出理由の説明を求めます。

提出者、黒澤兵司君。

〔6番（黒澤兵司君）登壇〕

○6番（黒澤兵司君） 発議第6号についての説明を行います。

道路特定財源の一般財源化反対に対する意見書です。今非常に生活も豊かになり、国民の生活も落ちついてまいりました。しかし、まだいろんな面で大きな問題点を抱えているところでございます。今年の夏場には大きな災害、雨でいろいろな地域に被害をもたらし、緊急体制、いろんな問題が一層出てきたわけでございます。そういうことも含めながら、道路特定財源ということで、大きな資源を

目的に合った財源化ということで使っていきたい、やっていただきたいと、こういうふうに思うわけ  
でございます。

簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（小沢惣一君） 説明が終わりましたので、これより提出者に対しまして質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 質疑を終結いたします。  
討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沢惣一君） 討論を終結いたします。  
採決いたします。

発議第6号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書の提出について、原案どおり各関係機  
関に提出することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小沢惣一君） 挙手多数であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

---

#### ○町長あいさつ

○議長（小沢惣一君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、襟川幸雄君。

〔町長（襟川幸雄君）登壇〕

○町長（襟川幸雄君） 平成18年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上  
げます。

本年もいよいよ押し迫り、本日をもって納めの議会となりましたが、議員各位には去る8日から本  
日までの8日間、師走の何かとご多用の中にもかかわらず、終始熱心にご審議賜り、ご提案申し上げ  
ました全議案ともご決定いただきまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、懸案となっておりました特別養護老人ホームみどりの風に対する町補助金につきまして、一  
般会計補正予算（第4号）として本日追加でご提案申し上げましたが、議員各位の真誠なるご判断に  
より、ご決定いただきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、国におかれましては、社会経済の景気は上向いていると言われておりますが、そんな中でな  
かなか実感として伝わってこないのが現状でございます。依然として国、地方自治体を取り巻く行  
財政環境は厳しい状況でございます。本町におきまして、当面の自主自立に向けた行財政運営の確

立を図るため、第四次総合計画を基本に、自然とふれあう元気でやさしいまちづくりに引き続き邁進してまいりますので、町民生活の向上のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、1年を振り返って見ますれば、外国では相変わらず自爆テロ等で多数の人たちが犠牲となっております。日本に目を向けますと、幼い子供たちが大人たちのわがままにより虐待されるという痛ましい事件が毎日のように報道されております。また、2006年の世相を象徴する今年の漢字に「命」が決まりましたが、いじめによる自殺等、命の大切さを痛感の年でもありました。一日も早く明るい社会の到来を心から願うものでございます。

なお、会期中議員各位に賜りましたご意見、要望等につきましては、十分これを尊重し、今後の行財政運営を図ってまいり所存でございます。

終わりになりますが、いよいよ寒さも厳しい折から、議員各位にはお体に十分留意されまして、ご多幸な新年を迎えていただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。本日は大変長時間にわたってありがとうございました。

---

## ○閉会の宣告

○議長（小沢惣一君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る8日から本日までの8日間にわたり、平成18年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も残すところわずかになりましたが、この1年間振り返ってみますと、トリノで行われた冬季五輪で荒川さんの金メダルや秋篠宮様以来41年ぶりに男子皇族誕生など、すばらしく喜ばしいこともたくさんありました。

また、反面飲酒運転により多くの人たちが被害に遭われる出来事もありました。今年も終わろうとしておりますが、いじめによる自殺や幼い子供が虐待の犠牲になる痛ましい事件などがあり、心痛くもなる1年でありました。

本町におきましても、昨年に引き続き自主自立による行財政運営のこの1年でありましたが、執行部においては財政危機突破計画による財政の見直しで経費の削減や節約を行っており、議会といたしましても協議、検討を重ねておるところでございます。

来年こそは、千代田町にとってすばらしい年になることを期待せずにはられません。これから町当局におかれましては、新年度予算編成等大変忙しい時期になりますが、ぜひ自然とふれあう元気でやさしいまちづくり実現に向けて、引き続き頑張ってもらいたいと願うものであります。

終わりに臨み、今会期中に議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、行政の執行に十分反映されますようお願い申し上げますとともに、寒さ厳しくなる折、身体には十分ご自愛されるとともに、町執行部並びに議員各位のますますのご健勝をご祈念申し上げます。閉会のあい

さつといたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 5時40分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成19年 月 日

千代田町議会議長 小 沢 惣 一

①署名議員 大 谷 直 之

②署名議員 青 木 國 生